

広島大学大学院文学研究科論集
第六三卷特輯号一

(二〇〇三年十二月)

明治後半期の農政に関する
基礎的研究(下)

勝部眞人
伴野泰弘

明治後半期の農政に関する

基礎的研究（下）

勝部眞人

伴野泰弘

目次

はじめに	……………	(勝部)	一頁
一 愛知県における政策展開	……………	(伴野)	二頁
二 秋田県における政策展開	……………	(勝部)	九頁
おわりに	……………	(勝部)	一二頁

史料

愛知県

…………… (伴野)

① 県農会臨時総会で県知事宛建議	明治34年10月16日	……………	一六頁
② 県立農事試験場にて養鶏試験事業化のため国庫補助申請に関する往復文書	……………	……………	……………
1 知事より大臣宛報告	明治36年1月10日頃	……………	一七頁
2 農務局長より知事宛許可および指示	明治35年12月3日	……………	一八頁
3 知事より農商務大臣宛「養鶏事業ニ対スル補助金下付之義申請」	明治35年11月19日	……………	一八頁
③ 清浦農商務大臣より府県農会宛論達に伴う酒匂農務局長照会とその具体化	……………	……………	……………
1 県知事から県農会宛通牒	明治36年10月22日	……………	二〇頁
2 農務局長より府県知事宛「例示事項説明書照会」	明治36年10月16日	……………	二〇頁
④ 県農会より郡町村農会宛「警告」	明治37年4月	……………	二一頁
⑤ 県知事諭告第三号「農事奨励ニ関スル件」	明治37年5月11日	……………	二二頁
⑥ 戦時農事奨励員の設置の趣旨	明治38年1月	……………	二三頁
⑦ 県農会総会における39年度予算案審議	明治39年2月26日	……………	二四頁
⑧ 県農会より郡町村農会へ通牒、必行事項七項目を指定	明治39年3月	……………	二四頁
⑨ 山崎延吉の論説「技術員の増加に就て」	明治39年4月	……………	二五頁
⑩ 県告示三七八号「愛知県農事試験場種苗配付規程」	明治39年12月12日	……………	二八頁
⑪ 農商務省諮問に対し、県農事方針を答申	明治40年5月	……………	二九頁

⑫	明治四二年二月時点における愛知県農政方針		
1	県知事より農商務次官宛報告書「愛知県産業方針報告書」	明治42年1月21日	三一頁
2	農商務次官より各府県宛の指示「産業方針ニ関スル通牒」	明治41年10月21日	三二頁
3	農商務省より地方長官に対する訓示	明治41年10月15日	三二頁
4	愛知県「農業方針」	明治42年2月13日	三三頁
⑬	県立農事試験場『明治四十一年度 愛知県立農事試験場業務工程』	明治42年5月12日	三六頁

秋田県

⑭	秋田県農会の活動状況	大正五年調査（県農会）	（勝部）	三七頁
⑮	明治後半期における県の取り組み	同（県農務課）		四三頁
⑯	米穀検査に関する取り組み	同（米穀検査所）		四六頁

補足

	和田彦次郎「農政意見書」について		（勝部）	五四頁
--	------------------	--	------	-----

史料

	和田彦次郎「農政意見書」		（伴野）	五五頁
--	--------------	--	------	-----

明治後半期の農政に関する基礎的研究（下）

勝部眞人
伴野泰弘

キーワード：小農組織化・愛知県農政・秋田県農政・副業奨励・農務局長和田彦次郎
はじめに

本稿は、明治二〇年代以降に政府・農商務省が小農組織化の基本方針を確定させそれを展開させていったとする前稿（上）⁽¹⁾を受けて、その地方的展開を見ていこうとするものである。

小農組織化について改めて確認しておく、明治中期以降の系統農会や産業組合組織は決して地主層を農政機構に組み込むことをめざしたのではなく、欧米の農業との対抗上、もしくは国内商業資本による農産物流通上の利益収奪（「奸商ノ暴利」）との対抗上、小農の経済性追求のために模索された装置であったということである。その基本線上に農事改良、耕地整理などの基盤整備、蔬菜作や養蚕・牧畜などを含む商品生産奨励ないし副業奨励などが展開されていくといえる。

こうして中央から大枠が示されたため、その地方的展開は明治前半期に比して、きわめてタイトなものになっていったと考えられる。たとえば全国各府県で、農会組織を通して米麦塩水選や正条植などが推進され、耕地整理や米穀検査も一様に実施されていったことは周知のことである。

ただそうしたなかでも、各府県では狭い選択肢のなかからそれぞれの地域的な事情に基づきつつ、府県レベルの具体的な政策展開が模索されていったといえる。ここでは、その一例として愛知県と秋田県をとりあげて、その史料紹介に重点を置きつつ、具体的な姿を述べていきたい。

愛知県は、近世期以来の尾西地域のように綿織物を中心に発展してきた⁽²⁾商品経済を基盤にして、明治期の産業化のなかで名古屋という都市圏の発展に即応しつつ、主穀作の改良発展のみならず名古屋コーチン等養鶏業の奨励が図られていたりするなど、早くも都市近郊型農業のあり方が模索されていく。いっぽうこれに対して、秋田県では自然・地勢的条件から米作を主体にせざるを得なかったが、明治前期以来悩まされてきた腐米問題の解決という課題を背負っていた⁽³⁾。両県とも中央政府の掣肘を受けてきわめて似通った政策展開を見せていくのも事実であるが、いっぽう史

料を丹念に読み解いていくならば、それぞれの地域的課題を克服せんとして独自の取り組みを見せるのも、また事実である。

なお本文に先立って、断っておかねばならないことがいくつもある。まず一点目は、前稿『(上)』脱稿後の作業のなかで見つけた史料のうち本稿で紹介しておく必要があるものがあつたということである。それは日清戦後農務局長を務めた和田彦次郎が認めた「農政意見書」であり、日清戦後期における農商務省の基本方針を示すものである。紙数の関係から補足説明は簡単にとどめ、史料本文を掲載することとした。

二点目に、とくに和田「農政意見書」本文が長いものであつたことから、限られた紙数との関係で当初予定していた山口県関係の史料を掲載することが不可能になつてしまつたことである。同県については、さしあつて最近刊行された『山口県史 史料編 近代4』⁽⁴⁾に掲載された史料および解題を参照していただきたい。

三点目に、『(上)』では十分展開できなかった問題に、明治中期以降の副業等の奨励があつたことである。その内容が雑多であるため『(上)』で扱うだけの余裕がなかつたのであるが、地方における取り組みを掲載することでその補足としておきたい。しかし、いずれにせよ本格的な研究は、今後の課題であるといわざるを得ない。

以上のようなことから、本稿はやむを得ず記述上のバランスを欠くこととなつた。前もつてご諒解を得ておきたい。

一 愛知県における政策展開

この節では、日露戦争前後の明治三四年～四二年における愛知県農政の展開の特徴を示す史料を掲げ、その内容を検討していくこととする。愛知県では、この時期の政策展開にその前後と比較して特徴的な動きが見られ、画期をなすと考えられるからである。

日清戦後、産業革命が本格的に展開し、日本資本主義が確立過程に入る。その過程で都市工業との関連において農業・農村地域も、自給部分を減らし、商品貨幣経済に否応なく巻き込まれていく。労働力の商品化も進行していく。日露戦後ともなれば、帝国主義国家としての軍事力を備える必要性は、よりいっそう強迫的になり、政府がその財源を確保するためとして農業・農村に要請する役割も切迫したものになってくる。

その要請する役割とは、まず(A)主穀作物である米麦、特に米作の量と質を確保することである。他方では(B)こうした資本主義と農業農村との関連の過程で農業生産が米麦主体の穀作農業の枠を越え、資本主義経済のなかに組み込ま

れた農家として商品生産販売による現金収入の途を得ることである。さらに(C)そのための組織、体制を整備することである。

時代と状況の必要に迫られて、A、B、Cそれぞれにおいて政策・施策が実施される。Aについては、技術的基盤整備策として農事試験場事業の展開、穀物検査事業など。Bについては副業奨励策⁽⁵⁾等々。Cについては産業組合の奨励と組織化、系統農会体制の整備、同業組合政策の展開、穀作以外の農畜産物に関する農事試験場事業の創設・展開など。これらが、相関連する主要な問題領域をなす。

この問題領域について、各府県における農政の展開を見る場合、まず、①中央からの要請への対応という側面からその内実を検討することが必要となる。ついで、②府県独自の事情に即応した政策提起という側面からも同時に検討する必要がある。そのうえで、③両者の相互関係が検討されなければならない。

本節では、この①②③の視点から、史料を紹介、分析していく。問題領域Aについては、主に①②の視点から検討し、問題領域B、Cについてはここに該当する全部を網羅することはできないので、副業奨励策およびそれと関連する限りの農事試験場事業の創設・展開に限定し、さらに副業のうちでも養鶏業⁽⁶⁾を、主に②③の視点から扱うこととする。ただし、政策文書の性格によって、A、B、Cそれぞれの枠に収まらないものについて、この枠を越えることがある。

愛知県の場合、Aの主内容をなす穀作、特に米作農業における中央からの指導への対応については、後述するように、忠実かつきわめて熱心な取り組みがなされる。その熱心さは、中央の要請に忠実に対応するというレベルを超え、県独自の施策を実施するほどである。

B、Cのうち、愛知県の副業については、中央における副業奨励策を受けての対応ではなく、既に日清戦前から発展成長してきた動きに即応した政策展開が見られる。養蚕、養豚、養魚、麦稗真田、果樹作等があるが、本節ではその一典型として養鶏業と農事試験場における養鶏試験事業をとりあげる。養鶏業の急発展が県内にとどまらず、中央レベルへの政策提起に至り、中央および愛知県の政策が互いに協力関係を持ちながら、斯業の展開につながることを示したい。なお本節では、このように、性格の異なる史料が時系列によって配列してあるので、ここであらかじめ、その性格の違いによる分類区別をしておくことで理解の助けとしたい。

問題領域Aについては、史料の価値を考慮し、また原文書の形態および内容的な整合性を維持するため、a.中央からの指示・要請・照会等、b.それを受けた県内への具体化・指示・照会およびc.中央への報告・回答等をあわせたセットで紹介することを基本とした。セット史料については、原史料に綴じ込まれた順序を尊重して掲載したため、必ずしも時系列通りでなく、時期が前後した配列になっているものもあるので、注意されたい(史料②、③、⑫)。

A a に関わる史料としては史料「③—2、⑫—2、3」の3点を、A b としては史料「③—1、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨」の7点を示した。A c としては史料「⑪、⑫—1、4」の3点を示した。B、C については史料「①、②、⑩、⑬」の4点である。ただし、A の中にはB、C に関連するものもあるので、必要に応じてそのことに言及した。

以下では、A から時系列の順に解説をし、次にB、C の解説をしていくこととする。

まずは、中央からの指示・照会等とそれに対する県レベルでの具体化の対応である。

米作の量質を確保することは、この時の農政においてまず第一にクリアすべき課題であった。そのため、全国的に農事試験場が連繫した体制によって準拠すべき技術標準を設定したのが、史料③の前提となつて清浦農務大臣より各府県農会宛の論達である。このあまりにも有名な論達については、いわゆる明治農法の技術的内容をなすものと理解され、その普及過程についてはいわゆるサーベル農政のイメージが一人歩きしているようであるが、後者のイメージについては必ずしも当を得た評価とはいえないであろう。

ここでは農務大臣論達、酒匂農務局長通達と同日に指示された農務局長より府県知事宛「例示事項説明書照会」を収録した。当時の時点に立つて素直に読むならば、文書「発第六五号」の冒頭で「農会ニ於テハ農事ノ改良発達上種々経営スルトコロ有之候処、今般更ニ重要ナル事項ノ実行普及ニ努ムベキ旨本省大臣ヨリ論達」したとしている点が目される。すなわち、大臣「論達」の趣旨は、西ヶ原を頂点とした農事試験場の全国的研究を通じて農法の技術標準が一応確立したことを受けて、それを「更ニ重要ナル事項」とし、その普及徹底を指示することにあると酒匂農務局長が認識していたことを、ここであらためて確認しておきたい。

標準たる一四ヶ条⁽⁸⁾のうち、米作に関する部分についてはもはや周知のことなので、ここでは、行論との関係で二項目を紹介しておいた。第十二項「家禽ノ飼養」と第十三項「耕地整理ノ施行」がそれである。前者、家禽⁽⁹⁾飼養については、副業としての適性、貿易赤字を減らす意義、良種選択繁殖の必要等、前年に著された和田彦次郎農務局長「農政意見書」の内容（本稿六六〜六九頁）と同趣旨となつて注目される。

日露戦争勃発後、愛知県農会は県当局と一体で非常時に対応する施策をうちだす。それまで中央からの指示にかなり忠実に従ってきた―若干独自の項目を追加しながら―愛知県当局が、事態に直面して県独自の施策を提示するようになるのは、そうしなければ、中央からの要請、指示にこたえることができないほどの切迫した状況にあつたからと、考えられる。そこで採用されたのが、地域の指導者を通じて農事改良を推進しようとする施策、すなわち県農会の戦時農事奨励員制度である。

事態を乗りきろうとする県当局の強い決意は、三七年四月、愛知県農会を通して戦時農事奨励員設置規程、戦時農事

奨励員報告様式、戦時農事奨励員心得という一系列の規程を制定し⁽⁹⁾、同時に郡町村農会宛に「警告」を發したことに表れている。

戦時農事奨励員制度を設ける意図を説明したのが、史料⑥である。これは、先の清浦大臣「諭達」改良事項の普及徹底が意図したようには進捗しないのは主に「当業者の頑冥」によるものと、責任を農家に押しつけながらも、こうした状況を放置することもできずに県農会として実施した施策である。主因である農家のあり方は簡単には変えられないため、副次的な要因として「郡町村農会の聯絡」不十分と「指導者の不足」をあげ、それを解決する手段として本制度を設けたとしている。その結果、全体で「百一名（一郡平均五名強）の篤農家」が選出された。

この奨励員に対しては、三七年一月頃、『戦時農事奨励員必携』と題する二百数十頁の冊子が与えられ、その業務を遂行する際の座右の書として活用するよう指示されている。さらに県農会は、個別農家にも奨励員向けとほぼ同じ内容をまとめた冊子を作成し、三八年四月、本文二七四頁で発行、配布された。農会員全体にこうした冊子を作成、配布することは、それなりの大変さをもたうことであり、逆に、ここに戦中戦後における愛知県当局の意気込みが示されている。なお、戦時農事奨励員は三九年三月末には、役目を終え、県農会より顕彰を受けている⁽¹⁰⁾。

後者の「警告」（史料④）は、非常時に対応して「農業者とし尽瘁すべき事項將た留意すべき要件」の中でも「最も緊要」なものに限定して指示したものである。この中では、当然のことながら、徴兵による労力不足、大豆粕の輸入途絶と魚肥の運輸遅滞への対応など、緊急事態に当業者として必要な対応が大部分を占めている。が、最後の項目で「機業不振其他の事情により反て農業労力過剰なる地方」では「此期を逸せず耕地整理を實行し或は適宜の副業（養蚕養鶏養豚等）」を奨励していることは、有事の下でも、平時の論理が全面的に無視されるわけではないことを示している。そして、ここで例示されているのが耕地整理と副業であることが重要である⁽¹¹⁾。

三七年四月、県農会が「警告」を發した翌月の五月一日、「警告」の内容を簡潔にし、県として公式に表明したのが、知事諭告第三号「農事奨励ニ関スル件」（史料⑤）である。

この諭告は、「試験又ハ研究ノ結果既ニ定論」となった八つの技術項目を奨励したものであり、大部分はいわゆる農事改良必行事項（史料⑧）に重なる。ここでも前月「警告」同様、第七項に「家畜及家禽ノ飼養」、第八項に「耕地整理ノ施行」が提示されていることが注目される。なぜなら、この「定論」を實行することが「農家ノ一日モ忽諸ニ附スヘカラサル最大要務」とされているからである。「定論」の存在する技術について、農家は唯々諾々としてそれに従うべきであるというのが、行政の基本姿勢であることがわかる。

日露戦争が終結した直後の三八年一〇月二四日、県知事は、郡長会議において商工業を含む産業全般にわたる方針に

ついで訓示する。そのなかで農業については、米穀の品質改善、「蚕糸、畜産、園芸等は将来発達の望頗る大なるをもつて適當の改良施さは大に産額の増加」が期待されること、「農会其他の組合団体巡回教師奨励員等の機関を督励」することを郡長に指示している⁽¹²⁾。

日露戦後において県当局が農商務省との関係で、いわゆる農事改良必行事項により強く拘束された状態にあることは継続している。そのことを示したのが、三十九年三月、愛知県農会より郡町村農会へ「必行事項七項目を指定」した史料⑧である。これは、県の木間瀬第三部長より「県下を通じての決行事項」について「厳密督励を加」えるよう指示があったことを受け、県農会としても郡町村農会に宛て、通牒を發したものである。

戦時農事奨励員制度が廃止された後、戦後の農家農村農業が直面した課題を平時の体制の下において継承したのが県農会技術員制度である（史料⑦）。三十九年二月二六〜二七日、三十九年度予算を審議する県農会総会では、当初の技術員八名増員案が修正され、一二名増にて可決された。

この技術員は、戦時農事奨励員のような「篤農」ではなく、むしろ技術者に近い性格と考えられるが、彼らに期待されたのは、狭い意味での技術指導ではなく、農家の組織化を含んだ広く農事改良全般にわたる指導であった⁽¹³⁾。

そのことを示しているのが山崎延吉の論説「技術員の増加に就て」（史料⑨）である。

彼については全集が刊行され、これまでにいくつかの紹介と研究が蓄積されてきている⁽¹⁴⁾。ので、概要、詳細はそれにゆずることとしたい。ここでは、彼が三十四年七月一日、愛知県技師に就任したこと、同年八月二八日創立された愛知県立農林学校の初代校長に、九月六日、就任したこと、三十九年三月時点では県農事試験場長兼農事講習所長、愛知県内務部第七課長、愛知県立農林学校長を兼任しており、県農政の中枢に位置していることを確認しておきたい⁽¹⁵⁾。こうした位置にある山崎は、現場の農事の実際に通じた経験と行政上の課題とを結びあわせて、具体的に踏み込んだ評価ができる立場にある。

その山崎が技術員制度についてかなりの長文を『愛知県農会報』に寄稿している。まず、日露戦後の状況について「頑愚と呼び固陋と云はる農民が、改良の蹟を求むること此の如きは、之れ果して何の為であらうか。云ふまでもなく今日は我国の安閑たるべからざるものあるを知るからである、日露戦争後は其の以前と働き振りを異にせねばならぬ」ことを農民が「悟」るようになったとし、日清戦後との違いを指摘する。

そのうえで、農事改良に直面する農民に対する指導上の課題について、「徒に農民に強制し、命令し、訓令するのみで物は出来るものでなく、甘かし、すかし、世話もし、免度も見ねばならないと云ふことは皆人の首肯する所であらう。思へば農事改良ほど多様なものはない、雑多なものはない」とし、農民ほど「骨の折れ」「世話のやける」ものではなく、

辛抱強い扱ひが必要なことを示している。

こうした農民に対しては、単に試験場、講習所、農学校が個別にいくら奮闘しても限界があり、これまでの公的機関では及ばないところを埋めるのが県農会技術員の課題であるとする。そのため具体的には一二名の人員が確保されたことを踏まえて、「郡農会の人、特に郡農会長たる方々が、よく其の人に己が意志を通じ、抱負を話して、或は報徳の主義を普及して精神的結社を作らしめ、或は堆肥の製造に手助けをなさしめ、播種施肥に世話やかしめ、彼等をして農民の只一なる好同伴、勢力ある味方、親切なる世話人たらしめば、如何なる頑迷なる農民と雖とも、意志疎通して善導の目的を達」⁽¹⁶⁾することができるとしている。ここでは、郡農会長と技術員とが「意思疎通」をしたうえで、それぞれ郡の事情に即した指導をすること、その際には農民の伴侶、味方、世話人等の資質と条件が要求されるとしている。

農会技術員は、こうした位置におかれ、課題を与えられて、出発した⁽¹⁷⁾。

ところで、日露戦後の農政について、農商務省はひたすら必行事項を督促することに終始していたわけではない。変化の激しい経済状況のなか、農村、農業もまたその渦に巻き込まれ、変貌は避けられない。したがって、その実情を的確に把握し、変化に対応した政策を提示することが求められる。そのことを示したのが、史料⑪、⑫である。

史料⑪は、四〇年度における農政事業計画を本省が各府県に照会したことによるものである。残念ながら照会文書は見あたらないが、県から農商務省への進達に記された内容から、つぎの四項目が農商務省諮問事項であることがわかる。

- 一、明治四十年度に於ける道庁府県の農事改良奨励に対する予定計画の要綱如何
- 二、重要農作物の栽培法に關し改良増殖上最重大の關係を有する欠点及之に對し試験場に於て施行したる試験成績
- 三、主要農作物の改良増殖上重大なる影響を及ぼすべき病虫害の駆除予防に關する試験成績の概要
- 四、緑肥栽培に關し施行したる試験成績にして奨励すべき事項及其成績の概要

明治四一年度については、本省からの照会文書を含めて明らかにする。史料⑫—2、3が本省からの照会であり、⑫—1、4が県から本省への進達である。

⑫—2で注目されるのは、農業にとどまらず広く産業全般について「既ニ其方針之一定セル」「計画」の有無を問ひ、なければ「調査決定」するよう求めていることである。

大浦農商務大臣訓示（史料⑫—3）では、知事に対し、戦後における各地の産業の実情が区々様々であることを踏まえるなら、その地域経営の行政面における責任者として、限りある行財政の資源を有効に活かすために「緩急宜ク制シ一定ノ方針ヲ確立」することが、必要としている。そのためには、従来の産業政策に見られたバランス論—「各種ノ權衡ヲ計ラントシテ却テ情実ニ左右セラル、モノ或ハ形式ノ末ニ拘泥」—から脱却すること訴え、地域の実情に見合った、

独自性を活かした施策をよびかけている。

これは、産業革命の以前からあった地域差に加え、産業革命によつてあらたに生まれた地域差を無視することができなくなつてきたことへ、政府として対応する必要にせまられたものではある。しかし、府県に独自性を發揮するよう求めることと、他方で必行事項の督励をし、各府県を競わせていることとはむしろ相対立するものと考えられる。

それが、愛知県の回答進達にも表れている。すなわち「今後奨励其宜キヲ得レハ……毎歳壹億円以上ノ収入」が期待できるというのは、希望的観測というよりは、大風呂敷をひろげたものであり、全体を見てもかなり総花的で、むしろ独自性よりもバランスへの配慮の傾向が強い。

そのなかで注目すべきは、養鶏を畜産政策の一分野として位置づけ、「副業ノ奨励」という項では扱っていないことである。これは、県の現状を示した「甲表」でも分かるように、牛馬など本来の畜産を上回る大きな収益を挙げていることによるものである。その急激な発展により、名古屋コーチン種（名古屋種）が、一つの品種として日本家禽協会から公認され、他府県にも普及しつつある状況を踏まえ、県当局として養鶏の将来性に期待を表明している。もつとも、副業としての発展を否定しているわけではなく、養鶏業全体としての期待である。

ただし、この「農業方針」は、単なる作文に終わったわけではない。実は、本省への回答進達後の四二年四月六日、県農会農事巡回技手打合会において、県農務課長がこの農業方針をほぼそのままのかたちで講演している⁽¹⁸⁾。これは、史料⑦、⑨にある「技術員＝農事巡回技手」を通して、県農業政策を遂行しているという態度の具体化であり、農商務省に進達した内容に責任をもって実施しているというとするものである。

つぎに問題領域B、Cについて、愛知県における重要副業として養鶏業、およびその技術改良を担当する農事試験場に関する史料①、②、⑩、⑬の四点を見ていこう。

史料①は、名古屋コーチン種が明治前期から試行錯誤を重ねながら発展を遂げてきたことを背景に三四年一〇月一六日の県農会臨時総会において建議されたものである。従来、当業者が個別に努力を重ねることで発展してきたが、さらに飛躍するためには、県農事試験場の正式事業として「飼育採卵疾病予防其他此業ニ関スル各種ノ研究」をおこなうことが必要とされた。同時に、土地基盤の整備についても、あわせて建議された。耕地整理事業のさらなる展開のためには「設計測量ニ要スル工夫賃並ニ標杭費ノ幾分ヲ県費ヨリ補助」することが必要という趣旨である。この二つが、この時点の愛知県農政における重要事案であったことが分かる。

つぎの史料②は、この養鶏試験建議を受けて、その趣旨を具体化したものである。三二年六月公布の法律一〇二号「府県農事試験場国庫補助法」による補助金を得るために、三五年一月一九日、愛知県より農商務省に対し、「金参千円」

の補助申請がなされた（史料②―3）。これに対し、同年一二月三日、農務局長からは知事宛に申請を認め金額も増額交付すること、ついでには県議会で承認決議を得るべきことが指示された（史料②―2）。これを受け、愛知県当局は、さっそく県議会にはかり、決議を得て、農商務大臣宛に設計書を提出した。これによれば、試験事業として第一に「産卵、食用ノ種類」、第二に「病害駆除予防」、第三に「飼料及飼育ニ関スル試験調査」が予定されている（史料②―1）。こうして、三六年四月より愛知県農事試験場畜産部―名称とは異なりこの時点では養鶏のみ―が、スタートする。これが府県農事試験場国庫補助法により府県農事試験場事業に養鶏が加えられた最初と思われる。

これを受け、三六年七月には農商務省令第六号が公布され、三二年八月公布の農商務省令第二〇号「府県農事試験場規程」が改正される。これにより府県農事試験場が行える業務として、それまでは第四条第二項で「種苗蚕種等ノ配付」としか規定されていなかったのが、「種禽、種豚」が追加される。府県レベルにおける養鶏試験事業の進展に対応して、国立農事試験場においても良種鶏の試験研究が独自に進められる（19）。

こうして農事試験場事業として養鶏試験が正式に採用され、名古屋コーチンを中心とした研究も進みはじめた。そうした中、良種禽、良種卵に対する業者からの要望も出はじめ、試験場としても対応することが求められた。三九年一月一二日、告示三七八号「愛知県農事試験場種苗配付規程」が、それである。すなわち、それまで農事試験場がその事業として配付すべき良種苗には含まれていなかった養鶏関連の種禽、種雛、種卵をこの時、追加した（史料⑩）。また、四〇年九月一八日には、養鶏奨励の訓令を発する。このなかでも、農事試験場の養鶏試験事業として「種卵ノ配付」に言及している（20）。

史料⑬は、明治四一年度において、その種苗配付を含んだ農事試験場における養鶏関連項目を摘記したものである。これによれば、名古屋コーチンの改良増殖に精力が注がれていることがわかる。特に産卵増進試験においては、農家経営における経済性の観点から産卵効率の高い優良種鶏の開発が重視されている。また農事試験場が作成した印刷物においても『養鶏ノ栞』が七〇〇部、『飼育標準表』が三〇〇〇枚、それぞれ、関係者に頒布されていることが注目される。このように、副業として大きな可能性をもつ養鶏業において、先進地域である愛知県から政府にされた要請は、その意義が、中央官僚の認識と合致したがゆえに、国庫補助を認められ、農商務省令の改正を促すことにつながった。

二 秋田県における政策展開

ここでは、大正期に秋田県が県史刊行に向けて準備した調査材料を、史料として掲載することとした。これは旧秋田県庁文書『大正五年七月調 県史刊行資料 普通農事ノ農事試験場ノ農會ノ米穀検査所 農務課』(21)のなかに綴じ込まれたもので、大正四年一月に農務課から「事業成績及事業変遷ノ状況等」について調査回答を求められた県農會等が、翌五年六、七月に回答したもの(および農務課自身が作成したものを含む)である。

これらは、大正六年刊行された『秋田縣史』第六冊(22)のなかに掲載されているが現在では入手困難なこと、また大正前半期から顧みて重要とされる事項が整理されて述べられていることから、再録することとした。文書の性格上当然のことながら内部的な問題点などは明記されてはいるが、県や農會が行ってきた事業・施策が全体的に把握でき(但し紙数の都合上一部省略)、また地域的な課題に規定されつつそれらが策定・展開されてきた姿が見えてくると言える。さて前節同様、問題の焦点を(A)米作の量と質の確保、(B)副業奨励など現金収入の道確保、(C)そのための農民組織化という三点に整理して、検討していきたい。

まずAは、明治前半に秋田県が取り組みながら解決し得なかつた「秋田腐米」という地域的な問題(23)と密接に関係しながら展開した。腐米問題の解決は、直接的には初めの十分な乾燥という点と、間接的には乾田耕作法ないし軟質米克服のための堆肥改良という稲作技術全般に関わる点の克服が、大きなポイントであった。そのため史料⑮に見られるように、日露戦後に三県令(堆肥管理規則、水稻乾燥規則、乾田実施規則)というきわめて特徴的な秋田県農政を展開させていくことになるのである(24)。

乾田化の推進は産米の質改善のみならず量的向上のねらいもあつたのであるが、ここではとくに質の改善に直接的に関わる産米検査について言及しておきたい。産米検査事業は、府県によつて遅速があるにせよ、ほぼ全国どこでも実施されたものである(25)。早い時期に着手したもので著名な事業としては山口県の防長米改良があるが(26)、秋田県においては「秋田腐米」の汚名返上と結びついて行われた。

米穀検査所が著した史料⑯はその顛末を記したものであるが、ここに見られるように事業は三県令とともに日露戦後農政の一環として本格化した。他県と同じように秋田県でもまず「輸出米検査」(明治三十九年一月実施)から始まり、やがて「四十三年産米ヨリ生産米検査ヲモ施行」するようになった。この間容量・俵装・調製などの改善を図るとともに、「本県米穀ノ最大欠点タル乾燥ニ就テハ終始一貫改善ニ努力」したという。

その結果について、主たる仕向地の一つであつた函館商業会議所や北海道実業新聞の大正元年時点の評価が掲載されている。それらによると「梅雨期ニ近ツキ越中米ハ品質ヲ墜スニ反シ、秋田米ハ依然品位ヲ維持」(函館商業会議所)していたというから、移出米についてはかなり腐米問題解決に近づいたようである。

ともあれここで問題にしたいのは、産米改良・検査事業が従来しばしば地主の利害に沿うとして、「地主農政」論の大きな根拠になっていたことである。

産米改良が利害対立の焦点になることは、当時すでに意識されていた。史料⑩においても、米穀検査所は「直接二労力ト時間トヲ費スモノ其多クハ小作人ニシテ、利益ヲ得ルハ主ニ地主ナルノ感アリ」と記している。明治三八年七月一七日秋田県知事岡喜七郎の告諭のなかでも「小作人よりも地主の利益莫大なるべし」と述べており²⁷、「利害ノ衝突」は十分認識されていたのである。

それゆえに県がめざしたのは「労苦ノ程度ニ応シ相当報酬」を与える「小作人保護奨励」の道であった²⁸。いわば果実を小作人にも分配して、地主小作間の融和を図り矛盾の回避をめざしたものであった。山口県でも利害衝突が十分認識されているなど、いずれも地主制下で産米改良事業を行うことの根本的な矛盾に直面し、地主小作間の調和という隠蔽策で糊塗するしかなかったと言えよう。それ故に、果たして小作人への「報酬」がどこまでペイしたのか、どこまで実効性があったのかなどは、今後きちんと検証していく必要があるだろう。

Bの副業奨励については、県農会が中心となって他の技術指導とも平行して実施していった。その状況は、史料⑭のなかの「(ハ) 副業奨励」の項に記述されているが、内容的には果樹・養蚕・養豚・杉植林・蔬菜・家禽・藁工品などであった。事業としては、講習・講話、種子配布、専門技術員による巡回指導などであったが、愛知県において見られるほど特徴的・大々的なものではなかったように思われる。もちろん明治二九・三〇年に早くもリンゴ品評会を開催したり、大正初年には名古屋コーチンなどを導入して養鶏奨励を図ったりするなど、注目すべき取り組みがないわけではないが、全体に小規模で重点の置き所も明確でなかったように思われるのである。

これは、一つに前述した腐米問題の解決がより大きな課題で、重点が腐米解決に向けられたのであろうことと、二つにその背景として、名古屋の如き大都市圏を持たなかったというような地理的な制約要因があったものと考えられる。

ただ、ここで注目したいのは、杉種子の共同購入、蔬菜作における種子・肥料・器具の共同購入、種禽・種卵の共同購入ないし共同販売など、副業奨励のなかでも小農組織化の基調が貫かれていたことである。前稿『(上)』のなかで、蚕糸業に関する農商務省の方針について、副業における共同化・組織化という問題を考え得ると指摘しておいたが²⁹、地方の施策のなかでは現実に志向されていたことであった。これは秋田県にとどまらず、愛知県でも明治四二年の「農業方針」(史料⑫-4)のなかで、養蚕・養鶏・園芸・畜産などの副業について「品質ノ一定改善」「共同販売ノ利便」のため産業組合設立を促進させようとしていたように、かなりの一般性をもって考えられると言えよう。

そこでC組織化の問題について、見ていきたい。他県同様秋田県でも、明治前半期に「勸業談会」など農民「交際ノ

機会」「農民共同ノ福利ヲ増進」しようという動きがあった（史料⑭）。ことに秋田県の場合、種子交換会や歴観農話連といった自主的な動きも特筆されるのであるが、多くは「実益談ヲ交換」する程度のことにとどまり、本格的な組織化は明治後半に持ち越されると言える。その本格化は、中央における小農組織化方針の確定から農会・産業組合設置へと展開していく³⁰なかで、実現していくと思われる。

秋田県においては、明治二七年石川理紀之助らが全国農事会の大会に出席したことから、各郡農会設立へ動き、さらに翌年理紀之助を会長として県農会が発足する（史料⑭）。ただしこの動きは農商務省側が警戒するものであり³¹、その巻き返しとして制定された農会法・農会令によって、明治三三年以後県農会長には県知事が就任する慣行へと切り替えられていく。ともあれ、技術指導体制は県↓郡↓町村というピラミッド型となり、農事試験場とタイアップして新技術普及が農会系列の講習会・巡回指導を通して行われていくようになった（史料⑭）。

ただし、農家経済の観点からの組織化Ⅱ産業組合の設置は容易に進捗せず³²、それゆえ大正初年段階の県農会活動目標の一つに「産業組合奨励」があげられていたのである（同上）。

副業奨励の「共同購入・販売」に見られる如く、共同化による規模の経済追求こそ小農組織化の核心であり、農商務省が基調としたところであった。そうした政策意図は、県レベルでも「中小産業者ノ産業及ヒ経済ノ発達ヲ企図スル」産業組合というように（同上）、貫徹されていたと言える。山口県でも、新聞報道（玖珂郡役所注意書に関する明治三七年九月九日付「防長新聞」）で「産業組合は中小産業者の微力を聚合し、共同動作により其利益を保護進捗する」ものとしていたし、逆に読者からの投稿（明治四〇年一月一六日付同上）においても「小生産者個々の微力を聚合し共同共助の動作により：富豪の優勢に見事対抗し得べき産業組合」というような言説が見られる³³。とするならば、その政策意図はかなり一般にも浸透していたと言えようか。

にもかかわらず容易にその進捗を見ないという事態は、当の農家が未だなお産業組合を必要とする経済段階に至っていないかつたということであろうか。第一次大戦を経過して果樹・蔬菜など商品経済化が一段と進むなかで、産業組合が急増しようやく一般的に機能し始めていくと考えられる。ただし、その具体的な検討は今後の課題である³⁴。

おわりに

小農組織化をテーマにした我々の共同研究は、あくまで史料発掘という基礎作業を中心に行ってきた。このうち前稿

『(上)』では中央・農商務省について、また本稿では地方的展開に関わる史料の紹介を主に行つた。これだけの分量を紹介する機会は、容易には確保できない。しかし、それでもなお紙数は圧倒的に不足しており、前稿・本稿ともに発表を断念したのも少なくない。そうした事情もあって、当初我々が予期した次元まではなかなか到達できず、課題も多く残された。加えて我々の間においても、必ずしも見解の一致しない部分も多く残されている。ただいっぽうで、ささやかなりとも今回の共同研究によつて得られた点も少なくないということも、また事実である。それをふまえつつ、課題を具体化していくことは、今後の作業のなかで果たしていきたい。

注

- (1) 勝部・伴野『明治後半期の農政に関する基礎的研究(上)』(広島大学文学部紀要六〇特輯号二、二〇〇〇年一二月、以下『(上)』と略記)。
- (2) 塩沢君夫氏らを中心に、多くの研究成果が蓄積されてきたことは今さらいうまでもないが、さしあたってたとえば塩沢・近藤哲生編著『織物業の発展と寄生地主制—明治期における尾西地方の実証的研究—』(御茶の水書房、一九八五年)など参照のこと。
- (3) 明治期の秋田県については、田口勝一郎『近代秋田県農業史の研究』(みしま書房・田口勝一郎著作集I、一九八四年)あるいは勝部『明治農政と技術革新』(吉川弘文館、二〇〇二年)など参照のこと。
- (4) 『山口県史 史料編 近代4』(山口県、二〇〇三年)。農業関係の史料・解題については、勝部が担当しており、概観はそのなかで示しておいた。
- (5) 副業奨励策については、明治三三年四月の第二回農事試験場場長会議で「各府県農家副業ノ種類及其将来ノ見込」を議題とした(『(上)』八九頁)ことにもその一端が現れている。なお、既に二九年四月の第四次勸業会において「副業」が奨励されている(同七四〜七五頁)が、これは「勤儉貯蓄」推進の観点から農閑期における労働風習を植えつけることを意図したものである。
- (6) 愛知県における養鶏業は、大正昭和期に急激な発展を遂げ、「養鶏王国・愛知」と称されるまでになる。その前提条件をつくつた時期として、養鶏に関する動きと政策に注目したいとの理由から養鶏業に着目した。
- (7) 『(上)』勝部「総論」一六〜一七頁を参照。
- (8) この一四ヶ条を、即必行事項と解する向きもあるが、誤解であろう。『農会調査農事統計』において府県別の

一覧表として公表される調査七項目が、ほぼそれに該当すると思われる。この点『(上)』勝部「総論」一六〇一七頁を参照。

(9) この一連の規程については、『愛知県史資料編28 近代5 農林水産業』(愛知県、二〇〇〇年三月)二七五〇二七九頁を参照。なお「解説」九九七〇九九八頁(小林賢治執筆)も参照。

(10) 三九年三月末時点では、尾張九郡六五名、三河一〇郡九二名、県合計一五七名の奨励員が登録されていた(『愛知県農会報』九四号、明治三九年四月)。

(11) この点については、問題領域B、Cの史料①の解説文を参照(本稿八頁)。

(12) この史料は、『愛知県史資料編26 近代3 政治行政3』(愛知県、二〇〇四年三月予定)に収録予定である。

(13) 県農会技術員は、新年度四月には「農事巡回技手」の名称で実際に発足する。『愛知県史資料編28 近代5 農林水産業』(愛知県、二〇〇〇年)「解説」九九八頁(小林賢治執筆)を参照。

(14) 最近出版されたものとして、安達生恒『山崎延吉 農本思想を問ひ直す』(シリーズ民間日本学者36、リブポート、一九九二年)、網沢満昭『日本の農本主義』(紀伊國屋新書復刻版、一九九四年)、岩崎正弥『農本思想の社会史』(京都大学学術出版会、一九九七年)、武田共治『日本農本主義の構造』(創風社、一九九九年)、岡田洋司『大正デモクラシー下の「地域振興」』(不二出版、一九九九年)、野本京子『戦前期ペザンティズムの系譜』(日本経済評論社、一九九九年)、神谷素光『山崎延吉の世界』(郷土出版社、二〇〇一年)など。

(15) 吉地昌一編『我農生三十年 興村行脚』(山崎先生還暦記念刊行会、一九三二年)所収の履歴書等による。

(16) 引用からも分かるように、山崎の農民に対する認識は愚民観といってよい。しかしそれは、実際に農民と対した具体的な経験に裏打ちされたものでもある。

(17) 技術員の氏名と分担区域については前掲『愛知県史資料編28 近代5 農林水産業』二八五頁を参照。

(18) 『愛知県農会報』一三三三号(明治四二年七月)「愛知県農業概観」、編集者前文を参照。

(19) 明治三九年中に、農商務省種畜場分場(東京府多摩郡渋谷村)において外国の優良種鶏輸入、民間への実用鶏払下げが開始され、追って四〇年三月省令一号「種禽種卵払下規程」と同省告示三七号が制定される。さらに、大正五年四月には、畜産試験場官制を制定し、六年六月、千葉県千葉郡都村に設置されるに至った、など。

(20) 前掲『愛知県史資料編28 近代5 農林水産業』三七一頁を参照。

(21) 秋田県立公文書館所蔵。

(22) 『秋田縣史』(秋田県、大正六年一〇月)第六冊(内容は、第八農業篇、第九畜産業篇、第一〇漁業篇)。

- (23) 田口勝一郎『近代秋田県農業史の研究』(みしま書房田口勝一郎著作集Ⅰ、一九八四年)、勝部前掲『明治農政と技術革新』第一編第四章等参照のこと。
- (24) この点勝部前掲書第二編第五章参照。
- (25) 大豆生田稔「越中米改良と東京・北海道市場——一八八〇—一八九〇年代における産米改良事業の展開——」(『東洋大学文学部紀要』五四—史学科篇二六、二〇〇一年)は、早い段階の越中米改良事業について検討している。
- (26) 『山口県政史』上(山口県、一九七一年)、前掲『山口県史』一二六—一三二頁解題および一七一—一八〇頁史料参照のこと。
- (27) 『秋田県史 資料明治編・下』(秋田県、一九八〇年)三五六頁。
- (28) この点は、すでに田口勝一郎氏も指摘している(田口前掲書二〇四頁)。
- (29) 『(上)』一八—一九頁。
- (30) 同右五—一三頁。
- (31) 同右および前掲拙著一四六—一四八頁。
- (32) 明治三七年段階でも、秋田県内では産業組合が計六組合であり、ほとんど意味をなさなかったと言えよう(勝部前掲書一三八頁)。
- (33) 前掲『山口県史』二二七—二二八頁。
- (34) たとえば玉真之介「系統農会による農産物販売斡旋事業の地位と役割」(『土地制度史学』九五、一九八二年)、同「宮城県農会による『仙台白菜』の産地編成と販売統制」(『協同組合奨励研究報告』一一、一九八五年)などは、その先駆的な研究成果であろう。

愛知県

① 県農会臨時総会で県知事宛建議

明治34年10月16日

(『愛知県農会報』第四九号 明治三四年一〇月二八日)

臨時総会議事録

明治三十四年十月十六日名古屋商業會議所に於て愛知県農会臨時総会を開く。当日出席せし人名並に議案左の如し

本会役員職員其他「役職、氏名略」

各郡代表者「代表者氏名略」

議案「議案七件と議案審議略」

○建議書 臨時総会にて本会長より愛知県知事に提出する筈に決議したる建議書は左の如し

建議書

養鶏ノ事業タル県下農産物中主要ナルモノ、一ニ属シ、其産額明治三十四年三月末ノ調査ニ依ルニ、養鶏総数六十一万五千七百七十八羽ニシテ其産卵数ハ三千六百六十五万五千九百九十一個ナリ。然ルニ近年、之ヲ外ニシテハ廉価ニ輸入スル清国産卵アリ、頻年其額ヲ加ヘ内国産ヲ压倒シテ益々其価格ヲ低落セシメ、之ヲ内ニシテハ各種ノ疾病伝播ノ為メ斃死スルモノ夥多ニシテ甚シキハ一飼場其大半ヲ失フモノアルニ至ル故ヲ以テ、当事者中其損失ニ堪ヘスシテ廃業スルモノ陸續相起ルノ傾向アリ。抑モ養鶏ノ業タル農家副産物中ノ最モ簡易有利ノ業ニ属ス、然ルニ現状ニ斯ノ如シ。寒心セサル可ケンヤ。希クハ閣下本県農事試験場事業中ニ養鶏ノ一項ヲ加ヘラレ飼育採卵疾病予防其他此業ニ関スル各種ノ研究ヲ施行セシメ、一ハ以テ当業者ヲシテ此業ニ安意シ益々拡張改善ノ方針ヲ採ラシメ、一ハ以テ県下一般ノ農家ヲシテ養鶏思想ヲ奨励發達セシムルノ策ヲ講セラレンコトヲ謹テ建議ス。

明治三十四年十月 愛知県農会長男爵 沖 守固

愛知県知事男爵 沖 守固殿

建議書

耕地整理ノ事業タル其農界ニ与フル効益多大ナルニ拘ラス法令發布以来日尚浅クシテ未ダ一般ニ其効果ノ知悉セラレズシテ企業者甚ダ寥々タルハ真ニ農界今日ノ恨事トス。此時ニ当リ偶々發企出願スルモノアルトキハ特ニ工費ノ幾分ヲ補助シ或ハ其他ノ方法ニヨリ鼓舞奨励ノ策ヲ講スルハ今日ノ急務ナリト信ス。本会爰ニ見ル所アリ。曩ニ該工事測量ニ関スル技術員ハ本会ニ於テ派遣援助ヲ与フルノ議決ヲナシ居ルト雖モ、地主ニ於テ負担スル所尚多額ナルヲ免レス。是ヲ

以テ発企ノ念切ナルモ出願ヲ躊躇スルモノ各地方其数尠カラズ。然レトモ測量ノ全額ヲ補助スル如キハ本農会ノ経済未ダ許サ、ル所ナルヲ以テ、当分ノ内該起工設計測量ニ要スル工夫賃並ニ標杭費ノ幾分ヲ県費ヨリ補助セラレ、以テ大ニ此業ノ発起出願ヲ奨励セラレンコト切望ニ堪ヘス。謹デ建議ス。

明治三十四年十月 愛知県農会长男爵 沖 守固

愛知県知事男爵 沖 守固殿

② 県立農事試験場にて養鶏試験事業化のため国庫補助申請に関する往復文書

②—1 知事より大臣宛報告

(国文学研究資料館史料館所蔵、愛知県庁文書#四九七『農事 乙』明治三六—三八年)

明治36年1月10日頃

〔農第一〇九四四号に対する愛知県知事からの報告〕

第五八一—号

明治三十六年一月十日

技手谷力太郎

知事

内務部長(印)

第一課長(印) / 第四課長(印)

各課員(印) / 第五課長(印) / 技師

農事試験場飼禽部予算決定相成候ニ付養鶏試験国庫補助ニ対シ左按ヲ以テ農商務大臣へ御報告相成可然乎伺
天四第五八一—号

案

客年十二月三日付農第一〇九四四号ヲ以テ本県農事試験場ニ養鶏ニ関スル試験ヲ被命候ニ付、該事業ニ伴フ経費予算別紙之通り本県会ニ於テ決議致候条、設計書相添此段及報告候也

年 月 日

知事

農商務大臣宛

〔別紙設計書〕

設計書

一 試験事業

- 一 産卵、食用ノ種類
 - 一 病害駆除予防
 - 一 飼料及飼育ニ関スル試験調査
 - 二 経費予算
 - 一 別紙明細書之通
- 〔別紙明細書を略す〕

②—2 農務局長より知事宛許可および指示

明治35年12月3日

〔天四発第四六六号に対する回答〕

農第一〇九四四号

貴県農事試験場ニ於テ養鶏ニ関スル試験施行ノ為メ本年度国庫補助、別文ノ通増加交付可相成ニ就テハ右金額ハ産卵食用ノ種類、病害ノ駆除予防、飼料及飼育ニ関スル試験調査ニ属スル費途ニ充用可有之、且本事業ノ設計ニ伴フ経費ノ予算ハ至急県会ノ決議ヲ経テ其設計ト共ニ詳細御報告相成度、命ニ依リ此段及通牒候也

明治三十五年十二月三日

農商務省農務局長 和田彦次郎

愛知県知事 深野一三 殿

②—3 知事より農商務大臣宛「養鶏事業ニ対スル補助金下付之義申請」 明治35年11月19日

〔愛知県立農事試験場にて養鶏試験のために国庫補助申請、県より農商務省宛〕

〔起案・決済〕明治三十五年十一月十九日 属 堀江貞二(印)

内務部長(印)

技師(印)／ 第四課長(印) 課(印)／ 第一課長(印) 課(印)

養鶏事業ニ対スル補助金下付之義主務省へ左案御申請相成可然乎相伺

天四発第四六六号

案

農家重要副産物ノ一ナル養鶏業ニ於ケル県下ノ状況ハ年々隆盛ニ向ヒ今ヤ一ケ年ノ産額八十万円以上ニ達シ将来大ニ望ミヲ属スヘキモノニ有之、然ルニ其飼育ノ方法ニ至リテハ食用ニ産卵用ニ種類ノ撰択其他一般ニ改良ヲ施スノ点尠シトセス。殊ニ病害予防ノ方法ニ対シテハ甚タ幼稚ニシテ尤モ注意ヲ要スル次第ナルモ、如何セン經費上是等奨励監督ノ充分ナル途ヲ講スルニ至ラサルハ実ニ遺憾トスル処ニ有之候。就テハ前陳ノ事情御賢察ノ上、特別ノ御詮議ヲ以テ金參千円御補助有之候ヘハ、本県農事試験場ニ於テ別紙設計ノ事業ヲ遂行スルヲ得、斯業奨励上裨益鮮少ナラサル義ト相信シ候ニ付、願意御採用右金額御補助ノ上御命令有之様致度、此段申請候也

年月日

知事

農商務大臣 宛

〔別紙〕

設計案

一 施業予定

- 一 食用及産卵用ノ種類撰択ノ調査
 - 二 病害予防駆除ノ方法調査
 - 三 飼料ニ関スル調査
 - 四 其他飼育上ニ関スル調査
- 二 經費予算

一 別冊明細書ノ通

〔別冊明細書〕

飼禽試験ニ関スル総計予算明細書

經常部

一金五千五百六拾六円參拾六錢五厘

内

金六百円

金四百九拾四円九拾錢

金參千九百四拾六円四拾六錢五厘

職員給

雜給

場費

金拾五円

修繕費

臨時部

一金四千四拾八円拾貳錢五厘

内

金四千四拾八円拾貳錢五厘

建築費

合計金九千四百四拾九錢

〔以下略〕

③ 清浦農商務大臣より府県農会宛論達に伴う酒匂農務局長照会とその具体化

③-1 県知事から県農会宛通牒 (国文学研究資料館史料館所蔵、愛知県庁文書#四九六『農事 甲』明治三六—三八年)
明治36年10月22日

十月廿二日施行

主査 属 伊藤喜平(印)

〔起案〕明治三十六年十月二十一日
知事「深野」(印)

内務部長(印) / 第七課長(印) 課員(印)

□第一三〇号

農事改良普及ノ件ニ付県農会長へ御照会案伺

目下貴会ニ於テハ農事ノ改良發達上着々御經營相成居候処、今般更ニ重要ナル事項ノ実行普及ニ努ムベキ旨主務大臣ヨリ諭達相成候ニ付而ハ、例示セラレタル事項ノ要旨ニ付今回農務局ニ於テ別冊ノ通編成ノ上参考トシテ送付越候ニ付、可然御了知相成度尚ホ此要旨ハ下級農会へモ普ク御通達相成度、此段及通牒候也

年 月 日 知事

県農会長宛

③-2 農務局長より府県知事宛「例示事項説明書照会」

明治36年10月16日

発第六五号

農會ニ於テハ農事ノ改良發達上種々經營スルトコロ有之候処、今般更ニ重要ナル事項ノ実行普及ニ努ムベキ旨本省大臣ヨリ諭達相成候ニ付テハ、例示セラレタル事項ノ要旨別冊ノ通り編成ノ上御参考トシテ及御送付候条、可然御了承相成度尚此要旨ハ貴農會ヘモ御達示相成度此段及照會候也

明治三十六年十月十六日

農商務省農務局長農學博士 酒匂常明

愛知県知事 深野一三殿

〔説明書〕

一、米麦種子ノ塩水選「説明文略」／ 二、麦黒穂ノ予防「説明文略」／ 三、短冊形共同苗代「説明文略」／ 四、通シ苗代ノ廃止「説明文略」／ 五、稲苗ノ正條植「説明文略」／ 六、重要作物、果樹、蚕種等良種ノ繁殖「説明文略」／ 七、良種牧草ノ栽培「説明文略」／ 八、夏秋蚕用桑園ノ特設「説明文略」／ 九、堆肥ノ改良「説明文略」／ 十、良種農具ノ普及「説明文略」／ 十一、牛馬耕ノ実施「説明文略」／

十二、家禽ノ飼養

家禽ノ飼養ハ有利ナル副業ニシテ毎戸一雄數雌ヲ飼育スルニハ別ニ出費ヲ要セスシテ收入ヲ計ルコトヲ得ヘシ、今卵、肉ノ需要益々多クシテ外国ヨリ輸入供給セントスルニ際シ我農家ハ進ンテ副業ノ利益ヲ奪ハル、コトヲ防クヘキナリ。但シ家禽ハ種類ニ依テ大ニ生産力ニ差等アルカ故ニ良種繁殖ノ為ニ意ヲ用ヒ力ヲ尽スコトヲ要ス。

十三、耕地整理ノ施行

耕地整理ノ目的ハ土地其モノ、改善ヲ遂ケ及耕作上ノ利便ヲ増スニアリテ農事改良上ノ根基トモ謂フヘシ。而シテ此事業ハ土地所有者ノ協同一致ニ依リテ施行セラルヘキモノナルカ故ニ、先ツ耕地整理施行ノ必要及利益ヲ土地所有者ニ伝ヘテ以テ協同企業ヲ促シ更ニ専門家ヲシテ測量設計工事ノ監督ハ勿論法規上ノ手續履行等一切ノ事ニ参与セシムルカ如キハ斯ノ事業ノ發達ノ為メニ最必要ニ屬ス。

十四、産業組合ノ設立「説明文略」

④ 県農會より郡町村農會宛「警告」

明治37年4月

(JA愛知研修所所蔵、愛知県農會『戰時農家必携』明治三八年四月)

「警告」

日露の間干戈相交ふるの今日、吾国民協力一致忠勇の精神を励まし奉公の誠を尽すの秋に際し、農業者とし尽瘁すべき事項將た留意すべき要件蓋し尠なからずと雖、就中左記數項は其最も緊要なるものなれば、当業者須く実行せられんことを望む。

左記

- 一 戦争の進行に懸念し苟くも常業を疎にするが如きは忠勇の至情に出つるとするも決して慶すべきことにあらず畏くも大詔中に下し給へる、百僚有司は宜しく各々其職務に率ひ其権能に応じて国家の目的を達するに努力すべしとの宣旨を服膺し極力其本文を尽すに勉むべきこと
 - 一 奢侈を戒め勤儉を以て軍国多事の用に供すべきは勿論更に進んで斯業改善の資に充て国富の基礎を立つるに力むること
 - 一 出征軍人の家族にして勞力資本に欠乏せる向には可成便宜の法を設け之が補助をなし軍人をして豪も後顧の患なからしむること
 - 一 出征軍人の為め農業勞力者を減ずること少なからざるが故に之が補充策として成べく畜力器械力利用の途を開くは勿論、各自の労働時間を増加し且つ老幼者を適宜の業務に従事せしむること
 - 一 大豆粕の輸入途絶と魚肥の運輸遲滞とに依り肥料の不足を告ぐることを夥しきが故に之が救済策として緑肥及堆肥の普及改良を図ること
 - 一 農産物の豊凶就中米麦が最も多く国家經濟に影響を及ぼすは敢へて言を俟たさるも殊に軍国の今日にありては其急切なるものなれば選種、肥培、病虫害の防除等総て完全に励行し以て十二分の豊収を見るに努むること
 - 一 地方に適切なる産業組合を設立し農家經濟の上進を期すること
 - 一 機業不振其他の事情により反て農業勞力過剰なる地方にありては此期を逸せず耕地整理を実行し或は適宜の副業（養蚕養鶏養豚等）を起すこと
- 以上

明治三十七年四月

愛知県農會

⑤ 県知事諭告第三号「農事奨励ニ関スル件」 明治37年5月11日

（『愛知県公報』号外第一二一五号）

諭告第三号

農産ノ改良増殖ニ関シテハ嚮ニ諭示スル所アリ農家亦孜々トシテ之ニ努ムルト雖トモ尚未タ其効果ヲ顕ハスノ域ニ達セサルモノ頗ル多キヲ認ム。今ヤ軍国多事ノ時、農家トシテ非常ナル励精ト断乎タル決心トヲ以テ之カ実施ノ責務ヲ尽シ以テ国家ノ資用ニ奉シ糧食需用ノ供給ニカムルハ勿論国富ノ充実ヲ図リ奮テ未前ノ洪図ヲ翼賛セサルヘカラサルノ秋ニ際セリ。今左ニ示ストコロノ要項ハ從來試験又ハ研究ノ結果既ニ定論ノ存スルモノニシテ且ツ農家ノ一日モ忽諸ニ附スヘカラサル最大要務ナリトス。当業者宜ク時局ニ鑑ミ銳意奮励以テ其実績ヲ挙クルニ努ムヘシ。

明治三十七年五月十一日

愛知県知事 深野一三

- 一 良種苗ノ撰択及種子ノ精撰
- 二 麦黒穂ノ務防
- 三 苗代田ノ組織及管理ノ整正
- 四 害虫駆除
- 五 堆肥緑肥ノ改良及普及
- 六 蚕病ノ消毒及蠶蛆駆除
- 七 家畜及家禽ノ飼養
- 八 耕地整理ノ施行

⑥ 戦時農事奨励員の設置の趣旨

明治38年1月

〔愛知県農会報〕明治38年1月、第八〇号

△農事改良調査

戦時農事奨励員の設置

予て主務大臣より諭達にかゝる農事改良事項に關し本会は下級農会を督励し極力之カ実行に力むる所ありと雖、常に隔靴搔痒の憾ありて十分なる効果を挙るに至らず。是れ素より当業者の頑冥なるに由ると雖とも亦郡町村農会の聯絡密接ならざると指導者の不足せるとに職由せずんはあらず。是に於て昨春時局の進行するや愈々農事改良の急切なるものあるか故に如上の欠点を補足し徹頭徹尾其目的を達せんか為め同年四月以来県下を通じて百一名（一郡平均五名強）の篤農家を撰拔し之に戦時農事奨励員を囑托せり。其成績頗る良好にして何れも献身的に服務し已に効果の見るべきもの少からず。就中、塩水選、短冊形苗代、麦奴の予防、肥料の改良、害虫防除等には各級機関を補佐し或は自ら進んで最も力を注ぎし所なり。即ち次表の如き長足の進歩を呈するに至りしもの実に戦時奨励員の力與るや大なるか為なり。今奨励員の活動せし聯絡順序を图示すれば左の如し。因に大郡にありては更に町村にも戦時奨励員を設置し彼此相呼応し以て当業者を鼓舞しつゝある結果は一層良好なるものあるが故に目下未設の郡に於ても之か計画中に属せり

町村農会

県農会——郡農会——戦時奨励員

町村戦時奨励員

- 〔当業者〕
- 第一 農事改良調査表「塩水選、麦奴の予防、短冊形苗代、共同苗代、正條植、稚蚕共同飼育蟻量を略す」
- 第二 「緑肥栽培、堆積肥料、産業組合設立を略す」
- 備考 前二表は時局の前後に區別して調整し以て比較対照上一目判然たらしめたり

⑦ 県農会總會における39年度予算案審議 明治39年2月26、27日

〔愛知県農會報〕明治39年3月、第93号

本會總會 去る二月廿六、七兩日本県々會議事堂に於て本會總會を開きたり。当日の出席者左の如し。

〔出席者一九名を略す〕

〔中略〕會則の変更は原案を可決し次に左の二氏を名誉會員に推薦、終つて役員選挙の結果、左の諸氏当選せり

名誉會員	木間瀬 策三	同	古橋 源六郎
會長	深野 一三	副會長	古橋 源六郎
評議員	春田 祐清	同	竹内 岩次郎
同	堀尾 茂助	同	小野田 義緒
同	野村 栄喜知		

予算に関する議案は評議員諸氏を委員に選挙し審議の結果戦後斯業の發展を期する為め技術員八名を増加し（此經費五千二百八拾円）又予備費百式拾円を追加することに決す。この修正案は廿七日の議場に委員長堀尾茂助氏より報告されたるも衆議はこれ以上に四名を加へ十二名増加すると共に種苗園及農事奨励費を册除するに傾き遂に永井松右衛門氏の發議にて之に委員も同意を表し満場一致にて可決せり。其他分賦收入方法及特別會計に係る分は凡て原案に決せり。左に是等を採録することとせん。

〔明治二十九年愛知県農會經費予算を略す〕

⑧ 県農會より郡町村農會へ通牒、必行事項七項目を指定 明治39年3月

〔愛知県農會報〕明治三十九年三月、九三號

○決行事項に関する通牒

戦後に於ける国本培養は愈急切を促し候折柄、貴會に於ても夫々施設御計画の事と存候處、本年県下を通じての決行事項は左記の通り相定め候條、嚴密督励を加ふべき旨、木間瀬第三部長より通牒の次第も有之候間、官庁其他の機関と相提携し其の完成を期すべき様御尽瘁相成度、此段特に及通牒候也

明治三十九年三月

愛知県農會

各郡町村農會御中

記

(一) 短冊形共同苗代 / (二) 螟虫被害藁の処分並畦畔雜草の焼却 / (三) 害虫防除 / (四) 米麦種子の塩水撰 / (五) 稲の正条植 / (六) 麦奴の拔取 / (七) 緑肥堆肥の普及及改良

⑨ 山崎延吉の論說「技術員の増加に就て」

明治39年4月

〔愛知県農會報〕明治三十九年四月、九四號

山崎延吉「技術員の増加に就て」

平和克復して間のない今日、戦後經營の聲は到处稱導さるゝのである、經濟上の戦争新に激甚を極むと覚悟せねばならんと云はるゝのである、其の上戦争中に得たる負傷則ち巨額の負債償還に工夫せねばならないと叫ぶのである、それだけでなくとも一等国民として耻かしからぬ活動をやらねばならないと誰れも彼も申すのである。されば苟も國家經濟に關係する職業に従事するものは、今日に於て奮起せずば何時奮起すべきものなるか、今にして其業務の改良發展を工夫せずば何時を待つべきか。又た苟も斯民を善導すべき職に在るもの、今日に於て斯民を鞭達せずして何時之を善導せんや、今にして其蹟を挙げしめずして何時をか待たんやである。

戦争帰りの壯者は兎角怠り勝の弊に陥るものと云ふに、今の戦争帰りは何れも帰郷に決せば直に留守居に仕事の準備を命ずると云ふのである、帰れば直に仕事に従事すると云ふのである。或所には帰郷兵士が團結して自ら征露記念の植林をすると云ふことである、或處には帰郷兵士が各自競争をして農耕に勤むると云ふことである。之れ今日帝國の大事に臨んで居る所以を知り居るからである、日清戦争後と大に趣きを異にするものあるを知るからのことであるに相違ない、

本県は市町村の合併問題の爲めに、或る部分に於ては無政府の状態を見るの已むを得ざるものがある、人心恟々として賭に安んぜざる底のものがあるのである。而も試験場の農耕の改良成績を見に来るものは前年に数倍するのである、実地指導を得んとして出張の請求は、試験場をして奔命に疲らしむるの勢である、農事の講習、蚕業の講習に至つては、各郡とも県設の講習前年よりは短期にして同所を増せしにも聞せずに満足せず、別に郡設としての講師派遣の請求は、到底希望の数の半をも満すに足らざる有様である、農会も学校も余力を之に濺ぎて尚足らぬのである。故に町村合併の騒は何処にあるや、之れがため人心恟々と云ふ評判は何処にあるものやら、殆んど知るを得ざるのである。頑愚と呼び固陋と云はる農民が、改良の蹟を求むること如斯、新知識を望むこと此の如きは、之れ果して何の爲であらうか。云ふまでもなく今日は我国の安閑たるべからざるものあるを知るからである、日露戦争後は其の以前と働き振りを異にせねばならぬものゝあるを悟り来つたのに相違あるまいと思ふ。

時は斯くの如く、人氣は此の如しである。此の時に当りて農会が更に十二名の技術員を増加したるは、誠によく時宜を得たるものと云はねばなるまい、此の人氣を利用すべく増員したるは、誠に適當の手段を採りたるものと云はねばなるまい。……〔中略〕……

元來農事改良と云へば、兎角技術に馳せるの弊がある、講習講話が方法の尤も宜敷きものであると思はれて居るのである。然し農事改良は斯様な狭隘なものではあるまい、其の期する所、農民を進歩せしめ農家の幸福を増進し、農村の繁栄を計るのであるだらう。されば技術の進歩を与ふるは大切なるに相違はないが、之のみにて決して期待する所は得らるゝものでない、講習講話尤も可なりと雖とも、之のみにては到底目的の地点には容易に到達することが出来まい。技術小生は經濟をも技術の中に入るの開發に伴ふて、道徳方面の啓發がなくてはならないのである、講習講話の普及につれて、実行団隊(マイ)が出来ねばならないのである、只に廢物利用が出来るのみではだめであつて、廢時が巧みに利用さるゝに到らねばならないのである、徒に農民に強制し、命令し、訓令するのみで物は出来るものでなく、甘かし、すかし、世話もし、免度も見ねばならないと云ふことは皆人の首肯する所であらう。思へば農事改良ほど多様なものはない、雑多なものはないのである、従つて之れ位骨の折れるものも、世話のやけるものも滅多にないのである。

学校は子弟の教育にとめて日も尚足らず、試験場は技術の改善に孜々つとめて止まず、講習所は講習に三百六十五日これ營々として居るのである。校員、場員、所員の頭の中には農民に農業心をも賦植せねばならないと云ふことを承知して居る、心の中には其の根本の培養必要を認めて居るに相違がない。然し学校職員は子弟に接する程彼等の父兄に接することは絶対的艱難であるのである、試験場員は技術の改善を勧むる程、徳育の方面に力を尽くす能はざるは当然のことである、講習所員は農事に蚕業に人を教ゆる程実行団隊の設置に尽力の出来ぬのは無理もないことである。されば何

れの機関かこれ等のことに任ずるものぞ、何人が如上機関の陥欠を補充するものぞ、抑も巡回教師か、將た農会の人か、恐らく両者其の位置に居るものであらう。然るに巡回教師は今や普及し居らないのであつて見れば、農会が此処に奮発して、其人を得べきは正に当然のことであらう、十二名では決して満足に目的を遂げらるものでないが、ないに勝るとして満足を表せばなるまいと思ふ。

少数ながらも、足らぬながらも、十二名を得たる以上は、何れ数郡に一名と云ふことにて配当さるゝならん。その曉に於て郡農会の人、特に郡農会長たる方々が、よく其の人に己が意志を通じ、抱負を話して、或は報徳の主義を普及して精神的結社を作らしめ、或は青年会の設立を促して活気に富める青年を活動せしむるに勉めしめ、或は副業の調査奨励をなさしめて労働の平均を得るに工夫せしめ、堆肥の製造に手助けをなさしめ、播種施肥に世話やかしめ、彼等をして農民の只一なる好同伴、勢力ある味方、親切なる世話人たらしめば、如何なる頑迷なる農民と雖とも、濟度の出来ぬこととはあるまい、固陋を極むる民と雖とも、意志疎通して善導の目的を達することの出来ぬ筈はなからう。斯くの如き仕事をなさしめ、斯くの如き世話をやかしめて、以て此の如き目的を達せんとするは、これこそ農会が改めて十二名の増加をなしたる所以であらう。換言すれば農民は知識低く、世情や時勢に通ぜぬものから、兎角県郡当局者の善意を誤解するのである。彼れ等に利益を与ふる政策をつかまえて、農民を圧制するものとなし、彼等に幸福を与へんための施設を以て、農民を苦むる攻め道具とし、彼等に便宜を供する手段をとれば、農民に干渉するものとなすの類、枚挙に暇もない程であるは皆人の知るところであらう。其甚だしきに至つては当局のものを敵と目指す時も往々にしてある例なり。事此処に至つては、如何ともすべからざるものにて、或は法律を振り廻はし、警察力を以て威どし、罰金を掲げ来るに至る、然らざれば触らぬ神にたゞりなしの手段を弄せねばならないことになるのである。遺憾之に勝くものなし。然して従来此間に立ちて融和するものなく、又事茲処に到らしめざるために尽くすものもなかつたのである。して見ればこれが為め働くものは必要である、此の必要に応ずるものが即ち十二名の人であるのである。……〔中略〕……

要するに農業行政に属して、色々の設備がある、農業教育の為めには、長期に農学校あり、短期に農事講習所あり、農事試験に關しては農事試験場あり、氣象にかけては測候所がある、之を統括して県郡の係がある。而して之れ等各公設の機関と人と、当の相手の農民の間に、双方の意志を通じ慮見を融和し、其の双方の足たざる設備をなし、双方の及ばぬ所に手をやるべく、農会があるのである。して見れば各種の機関の旗色を鮮明ならしめて、民による所を知らしめ、而して従来陥欠たりし欠点を補ふために、今の時、此の人氣を利用して、農会相当の設備をなして、茲処に思切つて増員するに至りたるは、恐らく何人も異存のない所であらう。実に国の為め意を強ふするに足るのである。

其の目的を達すべく増員の働き振りは、之れ其の人の如何によるべけれども、亦之を使ふ人の手腕に依るのである。人

才に富める、人物に豊かなる本県に於ては、こんなことに心配するのは、恐らく愚の極であらふと思ふ。時や至れり、人氣は充てり、使ふものに心配はなし、増員に伴ふ効果豈にそれ疑ふべけんや、誠に近來の快事として之を迎ふるの情に堪へざるまゝ敢て一言せしものである。

⑩ 県告示三七八号「愛知県農事試験場種苗配付規程」

明治39年12月12日

〔愛知県公報〕第一〇三九号

第一条 農事試験場ハ農産ノ改良増殖ヲ図ル目的ヲ以テ善良ナル種苗ヲ配付ス

第二条 配付スヘキ種苗ノ種類左ノ如シ

普通作物ノ種子ノ 蔬菜ノ種子ノ 苗木ノ 種禽ノ 種雛ノ 種卵

第三条 種苗配付ノ方法ハ指定配付及請求配付トス

第四条 指定配付ハ農事試験場ノ指定シタル当業者ニ種苗ノ代価荷造費及遞送料ヲ徴収セス無償ニテ配付スルモノヲ云フ

第五条 請求配付ハ管内ニ居住スル当業者ノ請求ニ依リ種苗ノ代価ヲ徴収シ且ツ荷造費及遞送料ノ実費ヲ送付セシメタル上、配付スルモノヲ云フ。但シ種類ニ依リ数量ヲ限り無代価ニテ請求者ニ配付スルコトアルヘシ。

第六条 請求配付ヲナサントスルトキハ予メ県公報ヲ以テ其品名種類数量代価及請求期限ヲ公告ス。但種禽種雛及種卵ハ隨時之カ請求ヲナスコトヲ得。

第七条 〔中略〕：

第八条 請求配付ノ数量配付予定数量ニ超過シタルトキハ農事試験場ニ請求書ノ到達シタル順序ニ依リ之レヲ配付シ若クハ其請求額ヲ減シ又之ニ応セサルコトアルヘシ。但シ配付ヲ受ケタル種苗ニ対シテハ直ニ其領収証ヲ農事試験場ニ送付スヘシ。

第九条 各季節及隨時ニ於テ一人ノ請求ニ応スヘキ種類及配付数左ノ如シ

普通作物ノ種子 一作物三種類以内ノ 蔬菜ノ種子 十種類以内ノ 苗木 五種類以内ノ 種禽

三種類以内ノ 種雛 三種類以内ノ 種卵 三種類以内ノ

第十条 種苗ノ配付ヲ受ケタルモノハ其栽培若クハ飼育ニ関スル状況ヲ農事試験場ノ指示スル項目ニ依リ農事試験場長ニ報告スヘシ

⑪ 農商務省諮問に対し、県農事方針を答申 明治40年5月

(JA愛知研修所所蔵、愛知県農会『戦後農家必携』明治四〇年六月)

◎ 本県農事方針 (四十年五月農商務省諮問に対する本県の答申)

一、明治四十年度に於ける道府県の農事改良奨励に対する予定計画の綱要如何

四十年度の予定計画は農商務大臣の諭達事項に基き曩年以来施設し来りたる事項を事業の発展に伴ひ専ら之を敷衍施行せんとする計画にして其大要左の如し

一 農事試験場に於ては県下農家に適切なる農作物並に家畜家禽及養蚕に関する試験に全力を注ぎ其成績の効果確実なるものあるに至りしか故、時局以来之か成績の普及を勉め或は実地指導に或は講話に事務の余暇場員を各郡市に派遣せり。而して各郡市に於ては一般に農業思想の發達に伴ひ之か派遣を頻々と請求し、限りある場員は到底其要求を満す能はざるの状況を呈せり。故に農事講習所と相俟て其希望に応ずるの計画をなせり。尚近来一般に長足の進歩をなしたる蚕桑業に対しては其試験方法の不充分を認め四十年より丹羽郡布袋町に於て完全なる規模の下に蚕桑に関する試験を施行することゝなせり

一 農事講習所に於ては県下農家に適切なる単易の学理と実地を短期日に講習し其余暇実地指導をなし普く講習の実を挙げしめ又郡町村の主催に係る特設講習及講話に応じ且時勢の変遷に伴ひ必要なる科目を講習せしむる等、凡て農蚕業に関する必要事項を迅速に普及する方針を以て施行しつゝあり。而て農事試験場の項に於て述べたる如く農業思想の發達に伴ひ又特設講習及講話を各郡市に於て付設するもの続出し其講師の派遣を請求すること頻繁なるを以て、四十年度に於ては技手一名を増員し之か要求の幾分を補充せんとせり

一 製糸業奨励として嘱託技師を置き共同組織の下に斯業の改善を企図する為め統一的整理を方針とし当業者を奨励し工場経営及技術に關しては各工場を巡回実地指導に當らしむ

一 畜産奨励として技師一人技手一人を置き斯業の改善を企図する為め巡回講話並に実地指導の任に當らしめ且県有種牡牛を主なる産牛地に配置し尚四十年度に於ても更に其頭数を増加し之か改良を圖らんとす

一 耕地整理及土地改良奨励に就ては従来県農会に指定補助をなし専ら斯業の奨励を勉めしか、三十九年六月農商務省令第十八号を以て耕地整理及土地改良奨励費規則を發布せられたるに依り、之を県事業に移すと同時に事業を拡張して測量、監督、調査の三部に分ち技師二人嘱託技師三人技手六人書記及雇二人助手七人工夫七人を以て専ら之に當らしめたるも、四十年度に就ては事業の進捗に伴ひ技手六人助手五人工夫五人を増員して益々奨励の実を挙げんとす

一 馬匹去勢の奨励として畜産に関する技師及技手をして担任せしめ県費を以て該馬匹の施術をなし以て奨励せり
一 産馬事業の奨励としては三河産馬組合に県費より金五千円を補助し改良の種牡馬を以て汎く組合員の牝馬に種付せしめ以て産駒の改良を謀れり

一 農会に対する奨励としては県農会に県費より金五千円を補助し県農会をして各都市に一人つゝの技術員を駐屯せしめ一般農事の奨励並に実地指導の任に当らしめ又郡市農会へ金貳千円を事業費補助として交付し専ら斯業の改良發達を企図せり

一 其他一般農事の奨励に対しては主務課並に農業機関たる農事試験場農事講習所及農林学校と各気脈を通して督励せしめ斯業の改善發達を企図せり

二、重要農作物の栽培法に關し改良増殖上最重大の關係を有する欠点及之に對し試験場に於て施行したる試験成績
県下に於て重要農作物の栽培法の欠点に對しては農事試験場設立以來之か改良増殖に關する諸種の試験を行ひ、而して其得たる成績は銳意之か普及に力めたるを以て今日に於ては一般試験成績の応用を見るに至り改良の実を挙げ得たるもの尠なからず。然れとも事已往に属するを以て茲に之を省き今日に於て重大なる關係ある欠点と認むべきもの及び之に對する試験成績の概要を挙げれば左の如し

種芸に關する改良すべき事項

一本県は従来米麦の如き重要な農作物は勿論其他各種の作物に至るまで金肥の使用頗る盛にして全県下を通して年々使用する金肥は実に五六百万の多きに達し、従て農家の經濟に影響すること甚大なり。近來金肥使用の不利益にして其一部に代ゆるに堆肥緑肥の如き勞力肥料を以てするも經濟的事實を顧はしたる本県試験場試験の成績は漸く當業者に認識せられ堆肥緑肥の施用稍々盛なるの傾あるも、尚經濟思想に乏しき當業者間、之等勞力的肥料に満足せず依然金肥を主用するもの甚だ多し。加之是等肥料の施法に於ても近來多少當業者の注意を惹起するに至れりと雖も、尚旧慣として價格により或は重量容積等により其施用量を定め含有成分の如何を顧みざるもの多く又之を単用するの弊あり

此欠点を改良するの目的を以て行ひたる金肥を主用するの不利益なる試験、並に各種肥料の成分と効驗率の割合より計算し、諸種の肥料を配合調和し彼我成分の長短相補はしむれば肥料の効用を全ふするの事實を示さんとす所謂各種肥料施用模範試験の成績は左の如し

〔表を略す〕

一 肥料價格の騰貴に伴ひ諸種の人造肥料現出するに至り、之か施用も亦益々隆盛に就中硫酸あんもにあは比較的廉価

の窒素肥料なるの故を以て一層施用の甚しき傾向を来せり。茲に於て本県試験場は斯かる無機肥料を連年多量に施用するに於て将来必ず悪影響を土質に及すものなるを察し、数年来之か試験に着手し已に畑地に於ては其連年使用の結果は著しき被害あるの成績を得たり

一 旧来県下一般米麦陸稻等穀作の收穫期に留意すること少く、何れも晩刈に失するの弊あり。為めに其収量を減ずるのみならず又品質を損すること少なからず。殊に麦類にありては梅雨の候に際し著しき影響を被ること多し。之に關する試験の成績は次の如し「成績試験結果を略す」

菜菔の採種法を改良すへき事「この項、略す」／ 薑の肥料を改良すへき事「この項、略す」／ 果樹栽培に關する欠点「この項、略す」／

三、主要農作物の改良増殖上重大なる影響を及ぼすへき病虫害の驅除予防に關する試験成績の概要

陸稻根 蚜虫に關する試験「この項、略す」／ 萎縮稻と苗の關係試験「この項、略す」／ 柑橘類の煤病及瘡痂病「この項、略す」／ 薑の白銹病「この項、略す」／ 果樹類の貝殼虫「この項、略す」

四、綠肥栽培に關し施行したる試験成績にして奨励すへき事項及其成績の概要

綠肥は肥料經濟上最も有利にして農家の収益に多大の影響を及ぼすへきは勿論本県の如き金肥使用の盛なる地方に於て殊に然りとす故に極力之れか栽培を奨励し又其奨励上必要なる各種の試験を行へり今左に試験成績の概要を掲げん

紫雲英種類に關する試験「略」／ 綠肥作物として紫雲英苜蓿比較試験「略」／ 苜蓿直播移植比較試験「略」／ 綠肥作物跡作試験「略」／ 綠肥施用法試験「略」

⑫ 明治四二年二月時点における愛知県農政方針

(国文学研究資料館史料館所蔵、愛知県庁文書#五七四、『雜書綴』明治四二年)

⑫-1 県知事より農商務次官宛報告書「愛知県産業方針報告書」 明治42年1月21日
「愛知県産業方針報告書」

二月五日決済 二月十三日施行

明治四十二年一月廿一日 主査 商工課長(印)・農務課長(印)
知事(「深野」印)／ 内務部長(印)

産業方針ニ関スル報告別紙之通り調整致候間左案ヲ以テ御提出相成可然哉仰高裁候
〔朱書〕
□ 発第三一号

按

客年十月廿一日付秘雑第三三六号産業方針ニ関スル御通牒ニ基キ別紙報告書調整候ニ付提出致候也
年 月 日
農商務次官宛
知事

⑫—2 農商務次官より各府県宛の指示「産業方針ニ関スル通牒」 明治41年10月21日

〔欄外に「深野」押印あり〕
秘雑第三三六号

本月十五日日本省大臣ヨリ産業ノ方針ヲ確立スヘキ旨訓示相成候処、貴県ニ於テ既ニ其方針ノ一定セルモノ有之候ハ、此際御報告相成度、若シ未タ之カ計画無之ニ於テハ調査決定ノ上御報告相成度此段依命及通牒候也
明治四十一年十月廿一日

農商務次官 押川則吉

愛知県知事 深野一三殿

⑫—3 農商務省より地方長官に対する訓示 明治41年10月15日

大浦農商務大臣訓示ノ要旨 明治四十一年十月十五日

本日地方長官各位ノ会同ヲ機トシ農商務行政ニ就キ茲ニ一言スル所アラント欲ス。

国富ノ充実ヲ図ルハ国民ノ幸福ヲ増進スル所以ニシテ国家ノ要務タルハ固ヨリ論ヲ俟タスト雖、戦後巨額ノ負担ヲ有セル今日ニ於テ特ニ其ノ急要ナルヲ視ル。宜シク官民戮力協心シ能ク徳義ヲ重シ誠実業ニ従ヒ、或ハ粗製濫造ノ如キ或ハ外国商標ノ模倣ノ如キ努メテ之ヲ除去シ産業ノ健全ナル発達ヲ企図シ国富ノ充実ヲ期セサルヘカラス。産業組合ノ組織ハ隣保相和シ勤儉己ヲ持スルノ美風ヲ養成スルト同時ニ低利ノ資本ヲ供給シ生産ノ情態ヲ改良スルノ效アルヲ以テ之レカ奨励発達ヲ図ルノ最モ時宜ニ適セルヲ認ム。

凡ソ殖産興業ノ施設ニ於テ限アルノ経費ヲ以テ諸般ノ計画ヲ充タスハ固ヨリ為シ能ハサル所須ク内外産業ノ状態ヲ觀察

シ緩急宜ヲ制シ一定ノ方針ヲ確立シ之ニ依リテ經營セサルヘカラス。本官ハ就職以來専ラ之カ調査研究ヲ重ネツ、アリ。地方長官各位ニ於テモ亦慎重ニ地方ノ狀況ヲ調査シ斟酌宜ヲ計リ最モ重要ト認ムヘキ事項ヲ採択シテ一ノ方針ヲ定メ之ニ依リテ着々施設ヲ為シ延テ之ヲ郡市町村ニ及ホサンコトヲ望ム。斯ノ如クニシテ始メテ事業ノ變更興廢ヲ容易ニシ一起一仆常ナラサルカ如キ弊害ヲ除クコトヲ得、一般當業者亦迷フ所ナキニ至ルヘシ。從來産業上ノ施設ヲ見ルニ各種ノ權衡ヲ計ラントシテ却テ情実ニ左右セラル、モノ或ハ形式ノ末ニ拘泥スルモノ全ク無キヲ保セス。此ノ如キハ宜シク之ヲ矯正シ能ク實蹟ノ如何ヲ觀察シ効果ヲ確實ナラシメサルヘカラス。殊ニ箇人ノ利益事業ニ対シ公費ノ補助ヲ与フルカ如キ深ク之ヲ戒シムルヲ要ス。

各位能ク此ノ趣旨ニ依リ一層努力セラレンコトヲ望ム。

⑫—4 愛知県「農業方針」 明治42年2月13日

「表紙」愛知県産業方針報告書

「表紙」農業方針

農業方針

(甲表) 農産収益(最近一ヶ年産額)

種別	産額	摘要
米	二九、四三六、四三九円	一、八二三、八一九石
麦	六、一九七、二九二	八八四、八四〇石
養蚕	一一、三四三、九九六	繭二一九、三六八石、蚕種四一、四五二、〇一六蛾、製糸用種一一四、三七六枚
其他重要作物	六、三五一、一五四	雜穀、豆類、菜種、蔬菜、果実其他特用作物
家畜	四二二、二二五	仔馬一、三四一頭、犢牛一、四六三頭、仔豚二、七七七頭、牛乳一〇、二七五石
家禽	一、一三二、二八七	鶏八二四八九三羽、鶏卵四一四六三〇一六個
堆肥及緑肥	六、〇八二、四六〇	田畑通シテ一反歩ニ付四百貫匁、一貫目壺銭
藁稈茎葉	二、二八〇、九二三	田畑通シテ一反歩ニ付一円五拾銭
計	六四、二四七、七四六	

(乙表) 将来増収見込額「表を略す」

本県ノ農業収益ハ甲表ニ示スガ如ク現今六千四百有余万円ナリト雖モ今後奨励其宜キヲ得レハ乙表ニ頭スガ如ク毎歳尙

億円以上ノ収入アルヲ信スルガ故ニ其目的ヲ達センガ為メ左記ノ施設ヲナシ将来ノ發展ヲ期セリ

一、耕地整理及土地改良事業

本県ニ於テハ耕地整理事業ヲ以テ農事改良ノ最タルモノトシ之ガ普及及發達ヲ図ルベク、或ハ講習講話等ノ方法ヲ以テ斯業ノ有益ニシテ且速成ヲ利トスル所以ヲ一般ニ知ラシメ、或ハ整理既成地ノ成績ヲ印刷シテ広ク當業者ニ示シ、或ハ起業者ニ對シテハ測量設計ノ業務ヲ補助シ、或ハ基本調査ヲ施シテ整理施行ノ必要ヲ数字的ニ指示シ、或ハ実地ニ付キ工事ノ監督ヲナシ、或ハ認可申請書類ノ作製ヲ指導スル等種々ノ方法ヲ以テ督励勸奨ヲ加ヘ、今後測量設計ニ於テ三十七ヶ年余基本調査ニ於テ七ヶ年余ノ歲月ヲ要スルヲ予定ナレドモ從前ノ奨励方法ニ一層ノ懇切周到ヲ加ヘ更ニ設備ヲ拡張シテ期成年限ヲ短縮シ新ニ工費補助ノ途ヲモ開キテ起業ヲ容易ナラシメ以テ斯業ノ普及速成ヲ図ラントスル方針ナリ

二、農法ノ改善

農家ヲシテ依ルトコロアラシメ帰スルトコロヲ知ラシメント欲シ県立農事試験場ヲ置キ各種ノ学理応用ヲ耕種ニ試ミ尚ホ疑問ニ属スルモノヲ解決センガ為メ、試験ニアリテハ普通作物並特用作物ニ関スル種芸試験、果樹蔬菜ニ関スル栽培試験、肥料及土質ニ関スル試験、家禽ニ関スル試験、氣候及土質ノ異ナル所ニ於ケル委託試験、蚕業ニ関スル試験及分析等ノ各事業ヲ施行シ、又成績ノ普及方法トシテハ試験成績ノ印刷配付、出張講話、試験地ノ案内及説明質問応答及種苗ノ配付等ニ全力ヲ濺キ、尚ホ別ニ經濟上ニ各種ノ疑問ヲ解決セント欲シ經濟農場ヲ設ケテ其收支ヲ調査シ農業者ヲシテ違算ナカラシメンコトヲ期セリ

三、農業智識ノ普及

県立農事講習所ヲ置キ農業講習及蚕業講習ノ二科ニ分チ講習期間ヲ短縮シ講義録ヲ簡易ニシ地方ニ応シテ適切ナル講習科目ヲ撰ビ時ニヨリテハ夜間講習ヲモナシ教授ハ可成實際的ニナシ以テ多数ノ講習生ヲ造出センコトヲ期シ現二三万有余人ノ修了生ヲ出シ、是等ハ皆農村ニアリテ農事改良ノ先驅者トナリ講習ニ講話ニ品評会ノ開設ニ病虫害ノ驅除予防ニ農事試験ノ成績普及ニ極力奮励シ成績至テ良好ナリ

四、産業組合ノ奨励

本県下ノ經濟状態ハ概シテ資金潤沢ニシテ管外ニ放資セラル、金額亦尠ナカラス。然リト雖モ熟々其内情ヲ觀察スルニ富ノ分配宜シキヲ得ズ、經濟機關完備セサル為メ中産以下多数ノ産業者ハ常ニ金融逼迫シ業務振ワス、經濟又意ノ如クナラサルノ実況ナルヲ以テ、之ヲ救済シ貯蓄ヲ勸メ資金ヲ融通シ産業及經濟状態ヲ根本的ニ改良スヘク信用組合ノ設立ヲ促シ、又本県ハ肥料ノ集散地ニシテ最近一ヶ年ノ集散高約壹千貳百万円ノ多キニ達シ管下農民ノ施

用高亦四百万円ノ多キヲ算ス。故ニ農村ニ購買組合ヲ設立シ廉価有効ノ肥料ヲ便益ニ購入シ同時ニ農具又ハ日用生計品ヲモ取扱ヒ尚利益金ノ大部分ヲ蓄積シテ組合ノ基礎ヲ強固ニシ勤儉ノ美風ヲ養成シ、尚近來産米改良ノ必要ヲ認ムルト雖モ県下一般ニ検査制度ヲ布設スルノ得策ナリト認メ難キヲ以テ、先ツ最モ急要ヲ感スル地方ニ販売組合ヲ組織シ品質ノ一定改善ヲ図ルト共ニ共同販売ノ利便ヲ悟ラシメ、又將來種畜或ハ農産用器具機械ノ使用等ニ生産組合ヲ応用スルノ必要ヲ認ムルガ故ニ漸次之ヲ設立ヲ勸メ、又近頃長足ノ進歩ヲ為シツ、アル管下ノ蚕糸業ハ今後産業組合ノ応用ニヨリテ其基礎ヲ固メサルヘカラス。其他本県特有ノ養鶏業、園芸業、畜産業等ニ於テモ漸次其事業ノ發展ニ伴ヒ産業組合ヲ経営セシムルノ必要ヲ認ム。要之産業組合ハ県下産業ノ現状ニ鑑ミ又經濟ノ状態ニ照シ殊ニ農村ニ於テ頗ル緊要ノ機関タルヲ認ムルカ故ニ將來益々奨励ヲ加ヘ之カ普及發達ヲ期セントス。

五、農村ノ改良

各級農会ヲ督励シテ農村ノ發達ヲ期スベク農村改良講習会ヲ県下各郡市ニ開催セシメ篤農家公職者教育家宗教家等ヲ集メ具體的ニ農村経営ノ方法ヲ示シ、或ハ農事功勞者ヲ表彰セシメ県下農業界ニ於ケル人心ノ作興ニ努メ、或ハ學術ヨリモ寧口經驗ニ富メル天下ノ名士ヲ招聘シテ其實験談ヲ聞カシメ以テ斯業發展ノ動機ヲ与ヘ、或ハ各郡市農会ニ技術員ヲ置キ親シク農民ニ近接シテ試験成績ノ普及ヲ謀リ農事講習生ノ活動ヲ促シ農事経営ノ顧問トナリ同時ニ農家ノ輿論ヲ聞キ適切ナル施設ヲナシ、或ハ農事ニ関スル調査ヲ命シ施設ノ参考ニ資スル等、總テ農村ノ改良ハ農会唯一ノ事業トシテ大ニ其發展ヲ期シツ、アリ。

六、畜産ノ奨励

本県ニ於ケル畜産事業ノ主ナルモノハ産馬畜牛養鶏及養豚ノ四種ニシテ牛馬及家禽ハ中古以來県民既ニ之カ飼養繁殖ニ努メ近時養豚ノ業モ漸ク盛ナラントス。然リト雖モ管内ニ於ケル獸肉ノ消費高ハ殆ント三十五万円ニシテ管内ノ生産額ハ其三分ノ一ヲモ供給スルコト能ハス。之ニ加フルニ勞銀ノ昂騰耕地ノ整理ハ蓄力ノ応用ヲ喚起シテ止マサルガ故ニ斯業ノ發展ヲ謀ルベク毎歲県費ヲ支出シテ事業ヲ補助シ又県ニ技術者ヲ常設シテ一般農家ニ畜産思想ノ啓発ニ努メ馬ニ在リテハ三河産馬組合ヲ督励シテ種馬ノ充實ト産駒ノ改良ヲ謀リ畜牛ニ在リテハ其繁殖ヲ謀ルベク種牡牛ノ内約三十頭ヲ県有トシ民間ノ組合又ハ公共団体ニ無料貸下ヲ為スノ規程ヲ設ケ去ル明治三十九年度ヨリ毎年三頭宛県有種牡牛ヲ購入シ現今其數九頭ニ達ス。養豚ニ在リテハ今後斯業ノ着実ナル發達ヲ期スベク農事試験場ヲシテ適當ノ種類ヲ飼養セシメ希望者ニハ仔豚ヲ配付スルノ計画ヲナシ、養鶏ニ在リテハ農事試験場ヲシテ種類ノ撰択、飼料ノ經濟、飼育法ノ改良等ニ関スル試験ヲ為サシメ旁ラ種禽種卵ノ配付ヲ為シ家庭ニ於ケル卵肉ノ供給ヲ豊富ナラシムルト同時ニ農家ノ副業トシテ今一層ノ發展ヲ期セリ

七、副業ノ奨励

地方ノ状況ニ応シ農業ノ余暇ヲ以テ副業ヲ起スベク藁細工、麦稈細工、竹細工及各種ノ纖維細工或ハ簡易ナル農産製造業等ヲ奨励セリ。

〔商工業方針、水産業方針、林業方針を略す〕

⑬ 県立農事試験場編『明治四十一年度 愛知県立農事試験場業務工程』 明治42年5月12日

愛知県立農事試験場編・刊、明治42年5月12日、iv+本文六三頁

●畜産部

養鶏

○本年度ニ於ケル業務ノ方針ハ主トシテ種類試験ニ於テ優秀ナル名古屋交趾ヲ蕃殖センカ為メ本種ニ就キ飼料經濟試験並ニ産卵増進試験ヲ施行シ、尚人工孵化ハ天然孵化ニ優レルモノナレハ孵卵器ノ改良ヲ計リ數回ノ試験ヲ施行セリ。而シテ本年度ニ於テ最モ注意セシハ産卵増進試験ニシテ経営上至大ノ必要アルコトヲ示セリ。

○飼料經濟試験〔略〕

○産卵増進試験 四十年九月十日孵化ノ名古屋交趾六十羽ニ対シ同飼料同管理ノ下ニ各々其産卵ヲ増進セシメ最モ産卵夥多ナルモノヲ撰別シ其優秀ナルモノヲ種禽トシ繁殖セシメンカ為メ試験ヲ施行セリ：〔中略〕：本試験ハ遺伝力ノ子孫ニ及ホス関係ヲ審ニセンカ為メナレハ連年繰リ返スニアラサレハ其効果少シ。若シ當場ニ於テ此試験ノ効果ヲ奏スルニ至レハ斯業ヲ益スル実ニ大ナルコトト信ス。

○種類試験試験〔略〕／○孵化育雛試験〔略〕／○人工孵化試験〔略〕／○交叉蕃殖試験（新種作出）〔略〕

○種禽ノ蕃殖並ニ種禽種卵ノ配付 試験ノ成績ニヨリ優良ト認メタル純粹種ヲ蕃殖シ需要ニ応シタリ。然レトモ請求者頗ル多ク一々満足ヲ与フルコト能ハサリシハ誠ニ遺憾ナリキ。今本年度ニ於テ払下タル種禽種卵ノ數量ヲ挙クレハ左ノ如シ

種卵 二千三百八十八顆／種禽 六十六羽

：〔中略〕：

●印刷物

本年度中試験成績普及ノ為メ印刷シ管内当業者ニ配付セリ。其種類並ニ部数ヲ細記スレハ左表ノ如シ

蔬菜栽培一覽	一〇〇〇部	養鶏ノ稜	七〇〇部	飼育標準表	三〇〇〇枚
／ 重要農作物栽培要項	三〇〇〇部	湿度表	三〇〇〇部	殺菌剤ト殺虫剤	三
〇〇〇部	／ 果樹ノ種類	一五〇〇部	／ 栽桑ノ稜	二〇〇〇部	／ 試験成績摘要
二〇〇〇部	／ 業務工程(四十年年度)	二四二九部	／ 試験成績(米麦作)	一五〇〇部	

秋田県

⑭ 秋田県農会の活動状況(秋田県農会)

(秋田県立公文書館所蔵・旧秋田県庁文書「大正五年七月調 県史刊行資料 普通農事
／農事試験場／県農会／米穀検査所 農務課」)

秋田県農会沿革

第一 創立

藩政一革シ明治維新ノ聖代トナリ、諸般ノ施設ハ欧米ノ文明ニ模倣シ、農事ノ改善發達ヲ促シ、国本ヲ培養センカ為メ、或ハ農学校ヲ創立シ、或ハ試験田ヲ置キ、或ハ養畜羊牧場ヲ設ケ、或ハ外国ヨリ新作物ヲ輸入シ、或ハ農具ノ改良等ヲ行ヒ、旧來ノ農法ヲ刷新スベキ各種事業ノ画策奨励セラル、ヤ、民間ノ有志者亦之レニ呼応シテ幹旋努力以テ新氣運ノ作振ニ勉メタリ、然ルニ廃藩置縣當時ノ本県ハ民心区々ニシテ融和ヲ欠キ、農民徒ラニ旧慣ヲ墨守シ、農業状態亦頗ル幼稚ノ域ニアリ、然ルニ農民未タ眠リヨリ醒メザリシナリ、之レ素ト各郡ニ郡奉行ヲ置キテ農政ヲ司ラシメ、広ク農民ヲ集合シテ会谈ノ機会ヲ与ヘザリシヲ以テ、親類ノ外往復交際少ナク農民間ノ親シミ從テ疎遠ナルガ為メナリ、斯カル有様ニテハ到底農事改良ノ發達ヲ図リ農民共同ノ福利ヲ増進シ国益ヲ裨益スルコト不可能ナルヲ悟リ、明治十一年八月(勸業談会ノ準備会ハ十年ニ開ケリ)勸業談会ヲ設ケテ交際ノ機会ヲ作り実益談ヲ交換セシメ、更ニ明治十三年六月(農話連ノ組織ハ十一年ヨリ着手、十三年ニ完成)歴觀農話連ヲ組織シテ、管内知名ノ篤農家三百余名聯合シ、農隙ノ時ニハ連中相互ニ(一泊丈ケ)無宿料ニテ歴觀シ、実地ニ就キ經驗知識ヲ交換セシム、斯クシテ農民ノ交際漸次親密トナリ、会合ノ実益アルコトヲ感知スルニ至レリ

明治二十七八年ニ涉リ暗澹タル戦雲ハ東洋ノ天地ニ横ハリ、遂ニ日清戦役ノ惨禍ニ遭遇セリ、明治二十七年十二月全国農事会ノ創立アリ、翌年全国ヲ八大農区ニ分チ中央本部ヲ東京ニ置ク、全国各地相競ヒ相争フテ農会ヲ設立スルニ至レリ、我ガ秋田県ニ於テモ當時已ニ各郡農会ヲ開設セルアリ、其趨勢遂ニ県農会創立ヲ要求シテ止マズ、茲ニ創立ノ機運

蔬菜栽培一覽	一〇〇〇部	養鶏ノ稜	七〇〇部	飼育標準表	三〇〇〇枚
／ 重要農作物栽培要項	三〇〇〇部	湿度表	三〇〇〇部	殺菌剤ト殺虫剤	三
〇〇〇部	／ 果樹ノ種類	一五〇〇部	／ 栽桑ノ稜	二〇〇〇部	／ 試験成績摘要
二〇〇〇部	／ 業務工程(四十年年度)	二四二九部	／ 試験成績(米麦作)	一五〇〇部	

秋田県

⑭ 秋田県農会の活動状況(秋田県農会)

(秋田県立公文書館所蔵・旧秋田県庁文書「大正五年七月調 県史刊行資料 普通農事
／農事試験場／県農会／米穀検査所 農務課」)

秋田県農会沿革

第一 創立

藩政一革シ明治維新ノ聖代トナリ、諸般ノ施設ハ欧米ノ文明ニ模倣シ、農事ノ改善發達ヲ促シ、国本ヲ培養センカ為メ、或ハ農学校ヲ創立シ、或ハ試験田ヲ置キ、或ハ養畜羊牧場ヲ設ケ、或ハ原野ヲ開拓シ、或ハ外国ヨリ新作物ヲ輸入シ、或ハ農具ノ改良等ヲ行ヒ、旧來ノ農法ヲ刷新スベキ各種事業ノ画策奨励セラル、ヤ、民間ノ有志者亦之レニ呼応シテ幹旋努力以テ新氣運ノ作振ニ勉メタリ、然ルニ廃藩置県當時ノ本県ハ民心区々ニシテ融和ヲ欠キ、農民徒ラニ旧慣ヲ墨守シ、農業状態亦頗ル幼稚ノ域ニアリ、然ルニ農民未タ眠リヨリ醒メザリシナリ、之レ素ト各郡ニ郡奉行ヲ置キテ農政ヲ司ラシメ、広ク農民ヲ集合シテ会谈ノ機会ヲ与ヘザリシヲ以テ、親類ノ外往復交際少ナク農民間ノ親シミ從テ疎遠ナルガ為メナリ、斯カル有様ニテハ到底農事改良ノ發達ヲ図リ農民共同ノ福利ヲ増進シ国益ヲ裨益スルコト不可能ナルヲ悟リ、明治十一年八月(勸業談会ノ準備会ハ十年ニ開ケリ)勸業談会ヲ設ケテ交際ノ機会ヲ作り実益談ヲ交換セシメ、更ニ明治十三年六月(農話連ノ組織ハ十一年ヨリ着手、十三年ニ完成)歴觀農話連ヲ組織シテ、管内知名ノ篤農家三百余名聯合シ、農隙ノ時ニハ連中相互ニ(一泊丈ケ)無宿料ニテ歴觀シ、実地ニ就キ經驗知識ヲ交換セシム、斯クシテ農民ノ交際漸次親密トナリ、会合ノ実益アルコトヲ感知スルニ至レリ

明治二十七八年ニ涉リ暗澹タル戦雲ハ東洋ノ天地ニ横ハリ、遂ニ日清戦役ノ惨禍ニ遭遇セリ、明治二十七年十二月全国農事会ノ創立アリ、翌年全国ヲ八大農区ニ分チ中央本部ヲ東京ニ置ク、全国各地相競ヒ相争フテ農会ヲ設立スルニ至レリ、我ガ秋田県ニ於テモ當時已ニ各郡農会ヲ開設セルアリ、其趨勢遂ニ県農会創立ヲ要求シテ止マズ、茲ニ創立ノ機運

熟シタルヲ以テ、石川理紀之助氏發起人トナリ明治二十八年十一月二十四日ヲトシ、秋田市田中町富貴見楼ニ於テ県内各郡農會代表者（南秋田郡）佐藤政治、那珂小市、三井甚六、伊藤福治、（北秋田郡）長谷川仙藏、伊藤貞藏、（鹿角郡）阿部甚正、井上広治、（山本郡）山本庄司、須合泰藏、（河辺郡）森川源三郎、松本喜久治、（由利郡）小番信、堀井久藏、（仙北郡）齊藤恒四郎、川越平助、（平鹿郡）山田貞吉、鈴木重和、（雄勝郡）茂木豊治、柴田養助ノ二十名集合、本県農會創立ノ議ヲ決セリ、帝国ハ日清役ニ勝利ヲ博シ帝国ノ武威ヲ中外ニ発揚シテ平和ハ克復シタリ、此ノ間ニ於テ我ガ農業界ハ多大ノ血税ト戦費ヲ負担シ、後援ノ任務ヲ完ウシ国家ノ中堅、農国本ノ功績ヲ事実ノ上ニ表現シタリ、而シテ国本培養ハ戦後経営ノ重要施設トナリテ現ハレ、明治三十二年六月八日農會法ヲ發布シ、翌三十三年二月農會令ノ施行ヲ見ルニ至レリ、茲ニ於テ同年九月郡農會代表者ノ決議ニ依リ其ノ組織ヲ変更シ継続認可ヲ得テ現時ノ系統農會ノ設立ヲ見タリ

：「中略」：

二、事業ノ施設状況

（イ）技術員設置

明治三十五年度以來継続設置ス、明治三十五年度ハ専任技師一名ヲ置キ、翌三十六年度ヨリ更ニ技手二名ヲ加ヘ、更ニ四十年ニ至リ嘱託技師一名ヲ加ヘタリ、而シテ四十二年迄ハ普通農事ニ関スル技術員ノミナリシカ、四十三年度以後従来ノ施設事業ニ一大刷新ヲ行ヒ、園芸及ビ養鶏等ノ事業ヲ増設スルヲ以テ、園芸養鶏ノ各専門技術員ヲ置キ又更ニ大正五年度ニ至リ事業ノ拡張ニ伴ヒ専任技師二名、嘱託技師一名、専任技手四名、兼任技手一名ヲ設置シテ計画事業ヲ分担セシム

（ロ）普通農事奨励

（1）馬耕競犁會

乾田馬耕奨励ノ為メ明治三十五年度ヨリ本會ノ事業トシテ、馬耕競犁會ヲ各郡輪番ニ開催スルノ計画ヲ定メタリ、開設以來十三ヶ所、回ヲ重ヌルコト十三、競犁會九百三十三人、受賞者二百九十九人ニ及ブ、該事業ハ同四十年ヨリ之レヲ廢止セリ

（2）戦時農事改良実行規程

明治三十六年十月十六日農商務大臣ノ諭達ニ基キ、戦時農事改良実行規程ヲ設定シ、県郡町村農會相聯合シテ種類ノ改良、塩水選種法、通苗代ノ廢止、稲苗ノ正条植、堆肥ノ改良、病虫害ノ予防、畑ノ二毛作、乾田馬耕、耕地整理ノ実施ヲ督励セリ、之レカ為メ町村字毎ニ実行委員一名ヲ置キ、当業者ヲ指導セシム

(3) 經濟試驗地設置

明治三十五年度及三十六年度ニ於テ河辺郡牛島町ニ七反一畝二十四歩ノ水田ヲ借入レ、耕地整理ヲ施行シ之ヲ乾田トナシ本県農事試験場ニ委託シテ經濟試験ヲ行フ、良好適切ト認メタル方法ニヨリテ稲作ヲナシ収支計算ヲ詳ラカニシテ經濟上ノ得失ヲ明ニシ一般農家ニ米作ノ模範ヲ示セリ

(4) 堆肥改良奨励

本県ニ於テ明治三十七年堆肥管理規則ヲ定メ、堆肥ノ改良ヲ奨励セラル、ニ際シ、本会ハ之レガ速成ニ資スル目的ヲ以テ、同三十八年度ニ於テ模範トナルベキ堆肥舎ヲ建設シ、堆肥改良ノ実績ヲ挙ケタルモノヲ調査シ賞状ヲ与ヘタリ、受賞人員ハ一郡五名宛ニシテ通ジテ四十五名ナリ

(5) 稲架乾燥奨励

明治四十年年度ニ於テ水稻乾燥ノ改良ヲ奨励センカ為メ、実地調査ノ上乾燥ノ設備完全セル町村農会ニ対シ本会水稻乾燥賞与規則ニ基キ賞与金(一町村農会金拾円)ヲ下付セリ、賞与町村農会数ハ十四ナリ

(6) 普通農事奨励規程

明治四十三年年度以來普通農事奨励規程ヲ設定シ、稻種子ノ塩水選、稻苗ノ正条植、堆肥ノ改良、乾田馬耕、稻ノ乾燥、病虫害ノ予防及駆除、品種ノ改良(付拔穂)、苗代ノ改良(付共同苗代ノ設置)、蟹爪ノ使用、肥料ノ配合、耕地整理、普通畑作ノ改良等ノ督励ニ努ム

(7) 採種田設置

∴「中略」∴

(八) 副業奨励

(8) 果樹奨励

重ナル果実ハ苹果、梨及柿類ニシテ、栽培ノ起源ハ明治九年本県ヨリ各郡ニ配布シタルニ因ル、本県農会ニ於テハ明治二十九年及三十年年度ニ於テ苹果品評会ヲ開設シ、其ノ後ハ連年種苗交換会ニ出品ヲ勧誘シシテ之ヲ奨励シ、又明治四十三年度以後ハ講習・講話会ヲ開キ実地指導ヲ為シ斯業ノ發達ニ努ム

(9) 桑樹剪定法ノ伝習

明治三十三年度ニ於テ本県桑樹栽培家高田重右衛門ヲ聘シ、各地ニ桑樹ノ剪定ヲ伝習セシム

(10) 種豚ノ配布

本事業ハ明治三十六年度ニ於テ県費ノ補助ヲ得、農商務省ヨリ種豚ヲ払下ケ良種ヲ購入シテ之レヲ各郡農会ニ配布セリ、

種類ハ何レモ「ハークシヤ」種ニシテ払下頭数二十一頭ナリ

(11) 種子配布

本県産杉種子ハ本県ノ風土ニ適スルヲ以テ、植林奨励ノ為メ善良ナル杉種子ノ共同購入ヲ為シ、之レヲ実費又ハ無償ニテ希望当業者ニ配布セリ、本事業ハ明治三十五年度ヨリ同四十年迄継続シ、其ノ配布セル数量ハ三十一石五斗八升五合ナリ

又牧草ノ改良ヲ計リ畜産ノ發達ニ資スル目的ヲ以テ、県費ノ補助ヲ得牧草種子ヲ購入シ、希望者ニ無償配布ヲ為セリ、本事業ハ明治三十七年度ヨリ同四十二年迄継続シ、其ノ配布数量左ノ如シ

：「中略」：

(12) 蔬菜改良奨励

副業調査ノ結果蔬菜業ノ頗ル幼稚ナルモノアルニ鑑ミ、之レカ改良ノ模範ヲ示シ斯業ノ發達ヲ計ランカ為メ本県農会ニ於テ明治四十三年ヨリ平鹿郡山内村、仙北郡刈和野町、南秋田郡土崎港町、山本郡榊村及ヒ北秋田郡大館町ノ五ヶ所ニ委託模範蔬菜園ヲ設置シテ栽培ノ模範ヲ示シ、併セテ一面良種ノ普及ニ努メ種類ノ限定、品質ノ改善、生産ノ増加ヲ謀レリ、之レガ実地指導ニ当ラシムル為メニ本会ニ専門技術員ヲ置き隨時巡回セシメ、又一面該蔬菜園設置ノ町村ニハ区域内ノ当業者ヲ勧誘シテ蔬菜改良組合ヲ組織セシメ、種子、肥料、器具等ノ共同購入、栽培法ノ研究調査ヲ為サシメタルト同時ニ共同販売組合ノ設立ヲ勧誘シ其ノ生産物ノ販売ヲ斡旋ス、大正二年度ニ至リ更ニ鹿角郡柴平村、河辺郡仁井田村、由利郡本庄町、雄勝郡三関村ノ四ヶ所ニ委託模範蔬菜園ヲ増設セリ、又一般当業者ニ就テハ蔬菜園指導ノ余力ヲ以テ講習、講話、実地指導ヲ行フ、而シテ栽培指導ハ大半其ノ目的ヲ達成シタルヲ以テ大正四年度ヨリ該模範蔬菜園ヲ採種圃ニ改ム

(13) 家禽奨励

家禽ノ改良増殖ヲ計ル為メ、明治四十三年度以来南秋田郡寺内村八橋ニ本会種禽場ヲ設ケ、其ノ種禽ヲ農商務省種畜牧場渋谷分場ニ之レヲ需メテ飼養シ各郡農会ニ種卵ノ無償配布ヲ為シ其ノ普及ニ努メシム、而シテ其ノ配布ヲ受ケタル町村ノ当業者ニハ家禽改良組合ノ設立ヲ勧誘シテ種禽種卵及ヒ飼料等ノ共同購入、飼養法ノ研究、生産物ノ共同販売及ヒ共同貯畜ヲ奨励セリ、之レカ飼育及ヒ指導ノ為メ本会ニ専門技術員ヲ置き、家禽品評会ヲ開設シ大ニ斯業ノ開發ニ力ム、更ニ翌四十四年度ニハ指定養鶏村ヲ置き、副業的經營ノ模範ヲ示、大正元年度ニ至リ仙北郡六郷町ニ種禽場分場ヲ増設セリ、大正四年度ニ於テ分場ヲ廃止シ代フルニ各郡農会ニ委託種禽場ヲ設置シタリ、本会ノ奨励種ハ白色レクホーン、連班プリマウスロック、名古屋コーチン、褐色レクホーン等ニシテ、当業者飼養適度数ヲ一雄四雌ノ標準ヲ示シテ

奨励ノ方針ヲ定ム

(14) 藁工品奨励

藁工品ノ北海道輸出ハ夙クヨリ開ケ、南秋田、河辺ノ二郡ニ於テ少数農家ノ副業トシテ従事セリ、延イテ明治二十三年頃秋田市ニ秋田社ナルモノ設立セラレ、士族授産ノ目的ヲ以テ該業ヲ創始シ、当時職工六七十人アリテ盛ニ製出セシト云フ、爾后北海道トノ交通日ニ頻繁ニシテ彼ノ地ノ事情ニ精通スルニ伴ヒ逐年其ノ輸出額ノ増加ヲ見ル、蓋シ本県ノ如キ稲藁ノ産額豊富ニシテ作業ノ平易ナル、冬期農閑ヲ利用シ得、併カモ其ノ製品ノ販路安全ニシテ広ク一般農家ノ就業シ得ベキヲ以テ最モ適切ナル副業ト為シ、本県常ニ保護奨励ニ怠ラズ、本県農会亦明治三十六年度ヨリ郡農会ニ補助金ヲ交付シテ之ヲ奨励シ、同四十二年副業調査ニ際シテ視察員ヲ派遣シ、北海道ニ於ケル集散状況ヲ調査シタル結果、輸出品統一ノ急務ヲ認め、藁工品検査ヲ実施セラル、ニ至レリ(最近ノ状況ハ検査所ニ就キ調査ヲ要ス)

(二) 品評会

(15) 種苗交換会

明治十一年八月勸業談会ノ開催ニ際シ種子交換ノ議ヲ決シ、同年十一月始メテ県事業トシテ之ヲ開設シタルニ始マリ、同十九年以降二十五年ニ至ル間ハ之ヲ農話連ノ経営ニ委セシカ、同二十六年ヨリ再ビ県事業トシテ経営スルニ至レリ、然ルニ同三十三年本県農会カ其ノ組織ヲ改ムルト共ニ之レヲ継承シ爾來毎年開催シテ回ヲ重ヌルコト三十有五、此ノ間年ヲ逐フテ規模ノ拡張ト内容ノ改善ニ努メ、同三十六年ニ於テハ水稻立毛(本田)ノ審査ヲ加ヘ、同三十七年ニ於テハ立毛審査ヲ苗代及本田ノ二回トシ、尚ホ出品中ニ果実蔬菜ヲ加ヘ、同四十一年ニ於テ藁工品、種子、農具ノ種目ヲ増加シ、大正元年ニ於テハ水稻籾ノ出品ヲ町村農会水稻立毛品評会ヲ經タル拔穂ニ改メ、又家禽品評会ヲ本会出品部類ニ属セシメタルタメ今ヤ水稻拔穂ノ品評会アリ、農産物ノ共進会アリ、家禽品評会アリ、農事篤志者ノ談話会アリ、専門名士ノ講演会アリ、優良種苗ノ交換会アリ、則チ是等諸会ノ特徴ヲ兼收スル特殊ノ聯合組織ナルヲ以テ、普通ノ所謂共進会・品評会ト遙カニ其ノ趣ヲ異ニセルノミナラズ、同四十二年以來会場ヲ郡部ニ移シ巡回開催トナシタル結果、其ノ実績益々顕著ナルヲ示スニ至ル、出品ハ水稻拔穂、陸稻拔穂、麦類、蕁苔、粟、大小豆、蔬菜種子、種子雜類、苗類、果実、蔬菜、農具、藁工品、藁草工品、農産製造品、家禽ノ十六種類ニシテ、本会事業トシテ開設以來ノ概況ヲ表示スレハ左ノ如シ

(ホ) 調査及研究

(17) 耕地適産調

本事業ハ農事ノ現況ヲ調査シ、将来ニ於ケル改良計画ノ資ニ供スルノ目的ヲ以テ明治三十二年石川理紀之助氏ニ委嘱ス

ルニ、南秋田、河辺、山本三郡ノ耕地適産調ヲ以テシ爾来之レヲ続行セリ、本調査ハ土質及農業經濟ヲ主トセルモノニシテ其ノ区域頗ル広ク之レニ要スル費用モ亦少ナカラザリシヲ以テ、明治三十五年度以降之ヲ廃止セリ、本調査済ノ町村ハ南秋田郡三十五ヶ町村、北秋田郡一ヶ村、山本郡五ヶ村、河辺郡二ヶ村、平鹿郡一ヶ村、鹿角郡一ヶ村ナリ

(18) 視察員派遣

農事各般ノ実況ヲ調査シ、併セテ当業者ヲ奨^(勵脱カ)啓発スル所アラントシ、明治三十三年度及ビ三十四年度ニ於テハ全国中農業ノ發達シタル地方ヲ撰ビテ、耕地整理見学ノ為メ視察員ヲ派遣セリ、同四十三年度ハ山形県ノ作況、七郡農會施設狀況、四十四年度ハ熊本、広島、兵庫三県ニ於ケル農業倉庫施設狀況、大正元年ハ山形、福島、岩手、青森四県ニ於ケル果実蔬菜組合狀況、同二年度ハ富山県ニ於ケル農政組織ノ狀況、同三年度ハ東京府農會活動狀況ヲ視察セシメタリ

(19) 農事調査

明治三十五年度以降耕地適産調ニ代フルニ一般農事調査ノ実施ヲ奨励スルコト、シ、本會ヨリ技師ヲ派遣シ、三十六年度ヨリハ郡農會ニ補助^(金脱カ)ヲ交付シテ実施セシメ、同四十二年度以後ハ本會ニ於テ或ハ農村經濟調査、或ハ農家經濟調査ヲ行フ、其ノ調査事項ハ時ニ依リ同一ナラス

(20) 産米検査準備調査

明治四十二年度ニ於テ産米検査ニ関スル準備調査及研究ヲ企テ農商務省ニ之レカ調査及研究ニ要スル經費ノ補助ヲ申請シ幸ヒ容ル、所トナリ、本県農會ハ民間ヨリ適材九名ヲ推薦シ之レニ産米検査準備調査員ヲ囑託シテ各町村巡回実査ノ任ニ当ラシメ調査材料ノ蒐集ヲ待ツ、同年十二月第一回農事研究会ヲ開キ検査ノ範圍、検査期、検査ノ場所、俵装、等級、不合格米処分、検査料、違反者ノ制裁、検査員配置標準、検査員配置箇所及員數、検査員需求方法、各地倉庫ノ狀況等ノ諸問題ニ就キ論議研究ヲ遂ケ、産米検査実施ノ急務ナルコトヲ決議セリ

(21) 副業調査

明治四十二年農商務省ノ指定ニ依リ国庫ノ補助ヲ得テ、本県ニ於テ奨励スヘキ適切ナル農家副業ノ種類ニ就キ調査ヲ行フ、各郡ニ一名ノ調査員ヲ委嘱シ各町村巡回実査セシメ、一面本會職員ヲ北海道、山形、新潟方面ニ派遣シテ実況ヲ調査セシメ、藁工品、藁草工品、木炭製造、蔬菜、果樹苗木養成、藁草栽培、畜産、養蚕、養鶏、養魚及ビ山林副産物ノ十二種ヲ撰定セリ

(22) 農事研究会

明治四十三年度ヨリ継続施行ス、郡農會長、県農會議員、名譽會員、篤農家及県郡農業当事者等朝野ニ於ケル農界ノ名士ヲ以テ組織シ、本県農事上重要ナル事項ニ付研究ヲ為スコトヲ目的トセリ、産米検査、農家副業、農會活動、農業教育、

農業金融、凶作救済、農業倉庫、稻熱病防除、苗代跡利用、畑二毛作、肥料試験、地主ノ施設、農業学校卒業生任用、野草欠乏救済、耕地整理、水利欠乏救済等ノ諸問題ニ付キ研究セリ

(へ) 其ノ他

…〔中略〕…

(27) 産業組合奨励

産業組合ハ中小産業者ノ産業及ヒ経済ノ發達ヲ企図スルニ必要ナル施設ニシテ、共同助成ノ精神ニ依リ組織セル団体ナルカ故ニ其ノ普及及發達ハ独リ如上ノ目的ヲ達スルノミナラズ、延テ農村改良、国民道德ノ上進ヲ促スノ効果亦大ナルモノアリ、而シテ之レカ普及奨励ニ際シ特ニ町村農會トノ關係ヲ密接ナラシムルヲ要ス、農村状態ノ趨勢ニ鑑ミ産業組合ノ健全ナル普及發達ヲ計ル為メ、明治四十年農商務省主催産業組合講習會ニ職員ヲ派遣シテ修得セシメ、同年度以來講習講話ニ依リ之レカ普及發達ヲ計レリ

(28) 改良農具ノ奨励

本事業ハ明治四十三年度ヨリ大正二年度迄繼續施行ス、改良農具奨励ノ為メ改良農具ノ重ナルモノヲ購入シ、農事試験場、米穀検査所等ニ比較試験ヲ委託シ、一面帝國農會主催全國農具展覽會ニ職員ヲ派遣シテ研究セシメ、其ノ成績良好ナル改良農具ノ購入者ニ對シ奨励金ヲ交付シテ之レカ普及ニ力メタリ、當業者一般未タ改良農具ニ関スル知識ノ幼稚ナルモノアリシヲ以テ講習講話(又脱カ)ハ印刷ニヨリ之レカ知識ノ啓發ヲ為シ又種苗交換會ニ出品ヲ勧誘シテ其ノ進歩ヲ促セリ

(29) 日英博覽會出品

明治四十三年五月迄英京倫敦ニ於テ開催セル日英博覽會ニ本會ヨリ米(玄米及精白)各三点、大豆五点ヲ出品セリ、米ハ(龜ノ尾)齊藤宇一郎(信州金子)土田萬助(庄内)池田文太郎ノ生産ニシテ大豆ハ(白玉)三井甚吉(黄金)中島文雄(目白)松田金蔵(秋田)田近定八(玉造)三浦駒蔵ノ生産ナリ、名誉金牌ヲ受ク

⑮ 明治後半期における県の取り組み(秋田県農務課)

(同上)

農事奨励

…(前略)…

以上ハ維新以來約三十年間ニ於ケル一般(マヤ)ニシテ、各般事業中或ルモノハ如何ナル成績ヲ収メタルヤ、充分之ヲ窺知シ能

ハサル如ク、所謂本県事業界ノ混沌時代ト曰フヲ免レザリシト雖トモ、現今画策經營セラル、事業ノ多クハ皆此ノ当時ニ胚胎シタリト曰フヲ得ヘシ、以下明治三十七年後ノ施設ニ付キ述ヘムトス

一、県農会ノ創立
所謂時代ノ要求ト曰ハンカ、明治二十八年郡農会代表者二十名ハ県農会ノ創立ヲ決議シ、超ヘテ三十三年九月農会法ニ依リ正式ノ認可ヲ得、遂ニ現時ノ系統農会ヲ設立スルニ至レリ、而シテ其ノ事業ノ種類成績或ハ経費其ノ他ニ関シテハ挙ケテ県農会ノ項ニ記述シアルヲ以テ、茲ニ贅セス

二、農事ニ関スル三県令ノ發布
本県農事改良上施設画策スヘキ事項多々アリト雖トモ、就中最緊^{マツ}契ノ要務タルハ堆肥製造管理方法ノ改良ト乾田ノ実施普及並ニ水稻乾燥法ノ改善ニアリシヲ以テ、明治三十七年九月県令第六十号ヲ以テ堆肥管理規則ヲ制定シ、以テ堆肥ハ風雨、日光ニ直接セザル一定ノ設備ノ下ニ於テスヘキヲ令シ、又超ヘテ翌三十八年七月県令第二十八及第二十九号ヲ以テ乾田並ニ水稻乾燥実施ノ二規則ヲ發布シテ其ノ帰順スル所ヲ知ラシメ、専ラ之レカ実行普及ニ努メタリ、其ノ条文別紙ノ如シ

三、農事指導教師ノ設置

前記三大方針ノ趣旨ヲ徹底セシメ良ク之カ実行ヲ見ムトセハ、実地指導任ニ当ル技術者ヲ設置スル必要アルヲ認め、三十八年度ニ於テ農事試験場ニ六名ノ実地ノ教師ヲ任用シテ、三郡ニ対シ二名ヲ配属シ之ヲ郡ニ駐在セシメ専ラ三県令ノ督励ニ当ラシム、而シテ設置以來好成绩ヲ収メタリシヲ以テ四十年ニ至リ更ニ二名ヲ増員シテ上三郡及^{マツ}中央部ノ三郡ニ三名ツ、下三郡へ二名、計八名トシ、超ヘテ四十一年ニハ尚四名ヲ増シテ十二名トセリ、其ノ各郡配当ノ状況左ノ如シ

鹿角一、北秋田二、山本一、南秋田一、河辺一、由利一、仙北二、平鹿一、雄勝一
而シテ之等十二名ノ実地教師ハ従来農事試験場ニ所属シタルモ、四十三年度ヨリハ県ニ直属セシメタリ
超ヘテ明治四十五年度（大正元年度）ヨリハ県經濟ノ關係ト一面各町村ニ農事ノ指導奨励ニ直接当リ得ル生産米検査員ヲ設置シタル等ノ事由ヨリ、十二名中十名ヲ減シ二名トセリ、而シテ此ノ二名ノ教師ハ主トシテ馬耕ノ実地指導ト大正二年度ヨリ設置シタル試験田畑ノ指導ニ当ラシメタリ、大正五年度ニ至リテハ監督機関ト奨励機関トノ分界ヲ明カニシタル結果、一名ハ県農会、一名ハ農事試験場へ配属セリ

四、米穀検査 付藁工品検査

本県ノ米穀ハ三県令發布以來大二其ノ面目ヲ改メタリト雖トモ、品質ニ容量ニ又ハ俵装ニ或ハ又乾燥ノ点ニ於テ尚著

シク他府県産米ニ劣リ、為メニ県外へ輸出スルモ其ノ声価ヲ掲クル容易ナラサルノミナラス、其ノ売買価格ノ如キハ常ニ実質以下トナリ其ノ損失ヲ受クル決シテ鮮少ナラサリキ、茲ニ於テカ之カ挽回策トシテ三十八年十月県令第三十七号ヲ以テ輸出米検査規則ヲ定メ、県外輸出ノ米ハ玄、白、粳、糯ノ別ナク本規則ニ依リ検査ヲ受クルコトナリシヲ以テ、検査実施以來数年ナラスシテ従前受ケタル秋田腐米ノ汚名ヲ一掃シ、今ヤ東京市場ハ勿論北海道其他主ナル需用地ニ於テ益々声価ヲ博スルニ至リタルヲ以テ、官民共ニ検査ノ頗ル必要ナルヲ感シタルノミナラス、米穀ノ根本的改善ヲ期スルニハ尚一步ヲ近メ、生産米ノ検査ヲモ併行スルニアルヘク稱導スルモノ漸次多キヲ加ヘ、遂ニ四十二年十月ヨリ之レカ検査ヲ行フコト、ナリ、且ツ検査員ハ検査ノ閑散期ニ於テハ専ラ次ニ記スル農事必行並ニ奨励事項ノ実地指導ヲ為サシメタリ、而シテ生産米検査施行ノ趣旨ハ検査其ノモノハ寧口從ニシテ主目的ハ米作ノ改良ヲ促進セシムルニアルヤ言フ俟タス、尚此ノ生産米ノ検査ヲ行フト同時ニ、輸出藁工品ノ年次粗製濫造ニ流レ著シク需用地ノ信用ヲ失墜スルニ至リタルヲ以テ之レカ検査ヲモ行フコト、セリ、之等ニ関スル詳細ハ挙ケテ米穀検査ノ項ニ記述シタルヲ以テ、茲ニハ其ノ大要ニ止メタリ

五、農事必行並奨励事項

本県農事ノ根本的改善ヲ期センガ為メ、曩ニ三県令ヲ發シ同時ニ実地ノ指導教師ヲ設置スル等大ニ之レカ実施普及ニ努力シタル結果、比年効果ヲ挙ケ来リタルモ尚右三事項ノミヲ以テ満足スル能ハザルモノアリシヲ以テ、明治四十三年生産米^(検査脱之)施行ノ県令發布ト同時ニ左ノ必行及奨励事項ヲ定メ、各農事機関特ニ生産米検査員ヲシテ専ラ之レカ遂行ニ当ラシメタルヲ以テ面目ヲ一新スルニ至リタリト雖トモ、其ノ成績別記ノ如クニシテ尚未タ一層指導督励ヲ加ヘサルヘカラサル状態ヨリ逸スルコト能ハス

農事必行事項

一、稻種子塩水選／二、稻正条植／三、乾田付馬耕／四、堆肥ノ改良／五、稻架乾燥／六、病虫害驅除予防

農事奨励事項

一、品種ノ改良撰択 付拔穂、採種田／二、苗代ノ改良、共同苗代、短冊苗代／三、除草 付蟹爪ノ使用／四、耕地整理／五、改良農具ノ普及／六、藁工品ノ整理及奨励

六、模範田畑ノ設置ト農事講習

耕作上ノ範ヲ実地ニ目撃セシムル事ハ斯業ノ發達普及ヲ計ル上ニ於テ最モ必要ノ施設タルヲ認メ、大正二年ヨリ三ヶ年間郡ノ広狭ニ依リ異ナルモ一郡一ヶ処乃至四ヶ処ニ反歩ツ、全県ヲ通シテ田十九ヶ処、畑五ヶ処ノ模範地ヲ設ケ、之レニ担当者ヲ置キ設計ヲ県ヨリ交付シテ、主要時期ハ勿論其他隨時県ヨリ技術員ヲ派シ各般ノ指導ヲ与ヘ、以テ其

ノ遺憾ナキヲ期シタリ、而シテ其ノ主眼トスル処ハ一言ニシテ之レヲ曰ヘハ耕種方法ノ改善即チ農事必行並ニ奨励事項ヲ周知セシムルニアリト雖トモ、特ニ左ノ諸点ニ重キヲ置キタリ

(イ) 各郡作業ノ順序方法 (適期) / (ロ) 肥料ノ配合 / (ハ) 苗代跡利用方法 / (ニ) 畑地ニ毛作

而シテ大正四年度ノ冬作成蹟ハ目下調査中ニ属スルヲ以テ、未タ三ヶ年ノ成蹟ヨリ歸納シタル結論ヲ述フル能ハサルモ、別記成績ニ頭ハレタル如ク充分模範ヲ示シ得タルノミナラス、苗代跡利用方法タル乾田苗代ノ経営並ニ従来多ク閑却セラルル麦作等ニ関シテハ、特ニ当業者ノ深甚ナル注意ヲ与ヘタルヲ以テ、本事業ハ予期ノ成蹟ヲ収メタルヲ信ス

右施設ト相俟ツテ農事改良上須要ナルモノハ農業智識ノ普及ヲ計ルニアルヲ想ヒ、大正二年度ヨリ三ヶ年間ニ於テ全県二百四十ヶ町村ニ普通農作物短期講習 (一ヶ処五日間) 会ヲ開催セシメ、講師ハ県庁、県立農事試験場並ニ農會ヨリ派遣シテ主トシテ冬期ノ農閑期ヲ利用シ実行シタルニ、別記ノ如ク三ヶ年ヲ以テ予期ノ計画ヲ完了スルヲ得タリ然リ而シテ本項ノ計画ヲ遂行セムガ為メ、大正二年度ヨリ農務課ニ技師二名、技手二名ヲ増員シ、従来アリシ農事教師ノ二名ト共ニ専ラ技術上ノ指導ニ当ラシメタルモ、大正五年度ニ至リ後記ノ方針ニ基キ該技術員ヲ各機關ニ分属セシメタリ

七、農政ノ統一

本県ニ於ケル農事ノ指導奨励ハ従来主トシテ農務課ニ於テ直接其ノ局ニ当ルノ組織ナリシガ、大正五年度ヨリハ此ノ組織ヲ變更シ県ハ専ラ農事試験場、農會等ノ農事機關ノ監督指導ニ兼ヌルニ円満ナル調和ヲ計ルヲ以テ其ノ方針トシタル結果、従来各郡ニ設置シタル模範田畑及指導ノ任ニ当リ来リタル技術員中技手二名、農事教師一名ハ之ヲ農會ニ移シ、以テ農事ニ關スル各般ノ調査及指導奨励ハ農會ヲシテ専念之レニ従事セシメ、一面農事試験場ニ對シテモ従来農務課ニアリシ技術員中技師及農事教師各一名ヲ移シ、従前ニ比シ一層試験研究ニ銳意セシムル等即チ監督、研究及実行並ニ調査等三機關ノ分界ヲ明カナラシメ、農事行政ノ運用上些ノ過誤ナカラント期セリ、而シテ農務課ニ於テ農事ニ關スル事項ヲ処置スル為メ左ノ吏員ヲ置キタリ

技師 耆名 / 属 耆名 / 技手 耆名

⑯ 米穀検査に関する取り組み (米穀検査所)

(同上)

米穀検査

秋田県ハ地域広濶、土壤肥沃ニシテ古来米穀ノ産額頗ル多ク、旧藩ニ於テモ屢々田制ヲ改定シ農作ノ改良奨励ニ力ヲ用ヒタルコト少ナカラス、且ツ貢米ノ制度頗ル厳ナリシヲ以テ米ノ品質、調製、容量、俵装等稍完全統一セラレタリ、維新後石代金納ヲ許スノ時ニ当リテモ尚左ノ如キ達ヲナセルニ見テモ、其意ヲ用ヒタルノ深カリシヲ知ルヘシ

：「中略」：

以上ノ結果ハ能ク品質俵装調製ヲ改良シ等級モ稍々統一セラレタルヲ以テ、大ニ仕向地ノ信用ヲ博シ價格ニ從テ昂進シ取引ノ安全ヲ保チ利益亦漸ク多クナレルヲ以テ、当事者大ニ奮勵努力秋田腐米ノ汚名漸ク世ニ忘レ去ラレントスルノ好況ニ向ヒタルモ、素ト民間ノ事業ニシテ監督機関ニ乏ク結果漸ク弛ミ検査モ統一ヲ欠クニ至リ、茲ニ積年ノ余弊再ヒ萌芽ヲ露ハ^{マシ}ラ^{マシ}滔々拾収スヘカラサルニ至リ、此ノ有利有望ナル事業モ遂ニ維持スル能ハス、二十六年二月ニ至リ組合ヲ解散スルノ已ムナキニ至レリ

爾来一定ノ検査ナルモノナク当業者ハ前年検査ノ成績ヲ鑑ミ各自任意ノ等級荷印ヲ付シ売買セシモ適當ノ取締機關ナキヲ以テ奸商惰農ハ猾策ヲ恣ニシ目前ノ小利ニノミ汲々シ何等効果ノ見ルヘキナカリシ、是ニ於テ土崎米穀商ハ自衛ノ必要ト時勢ノ進運トニ驅ラレ共同組合ヲ設ケテ不完全ナカラモ検査ヲ行ヒ信用ノ恢復ニ努メ、河辺郡牛島町ニテハ重要物産取締規則ニ基キ亦組合ヲ組織シテ糯米ノ検査ヲ施行シ、共ニ銳意取引ノ円満声価ノ昂上ニ努力シタル結果、大ニ成績ノ見ルヘキモノアルニ至レリ、然レトモ事県ノ一局部ニ止マリ而カモ其方法不完全ニシテ到底刻下ノ情勢ニ副フ能ハサリシナリ

明治三十七八年ノ交恰カモ日露戦役ノ後ヲ承ケ大ニ産業ノ興振ヲ図ルヘキ時ニ方リ当局ハ此ノ本県經濟ノ主要タル米穀ヲ改良シ之レカ輸出ヲ盛ニスルト共ニ検査ヲ勵行シテ其声価ヲ発揚スルノ緊急事ナルヲ認メ、三十七年九月県令ヲ以テ堆肥管理規則ヲ發布シ、三十八年七月乾田実施規則及水稻乾燥規則ヲ布テ先以テ米穀ノ根本的改善ニ向テ一歩ヲ着ケ、孰レモ科罰ノ制裁ヲ付シテ乾田・堆肥ノ改良・稻架乾燥ノ必行ヲ期シ以テ農事刷新ノ方針ヲ確定シタリ、是レ所謂本県農事改良ニ於ケル三大県令ニシテ最近農政上ノ重要施設タリ、尋テ同年十月第二十七号ヲ以テ輸出米検査規則ヲ制定シ、翌三十九年一月ヲ以テ実施期トセリ

秋田県告諭第七号　：「中略」：

叙上ハ県令發布ニ方リ知事ヨリ一般人民ニ對シテ告諭セル処ナリ、其如何ニ決心ノ固キカヲ知ルニ足ルヘシ輸出米検査ヲ施行スルニ當リ、当業者ヲシテ狼狽セシメス、生産者ヲシテ必要ニ順応セシムル準備ヲ為スハ最モ緊要ナル措置ナリトシ、直接關係者タル輸出商業者ヲ最奇ニ召集シ輸出上ノ心得方及未撰俵装ノ方法等ヲ講習シ、米穀改良ノ

講話ヲ為シ、一面町村長ノ申請又ハ必要ニ応シ農業者ヘ対シ米穀改良ノ講話ヲ為シ俵装標本ヲ各地ニ配布シテ一般ノ縦覽ニ供シ俵装標準書ヲ印刷シテ汎ク農家ニ配布シタリ、又俵装伝習所ヲ開設シテ繩俵ノ製作方ヨリ合理的の結束ノ方法ヲ教フル等専ラ検査ノ準備ニ向テ力ヲ注キタリ、今講話及俵装伝習ヲ行ヒタル個所ヲ挙クレバ左ノ如シ

…〔中略〕…

輸出検査ハ三十九年一月ヨリ愈々実施スルコト、ナリ輸出米検査所ハ之ヲ土崎ニ置キ大曲・飯詰・横手・湯沢・本庄・象潟・大館ノ七ヶ所ニ支所ヲ置キ所長一名（県技師）、検査員十三名（内主事一名、監督一名）、書記一名ノ職員ヲ相當配属シテ検査事務ニ従事セシム、由来本県産米ハ地勢ニ依リ米質ヲ異ニシ、一律ノ標準ヲ以テ検査スルコト能ハサル事情アリ、由リテ産地ニ依リテ三種ノ名称ヲ付ス即チ左ノ如シ

仙北米 雄勝、平鹿、仙北三郡ノ産米ノ本庄米 由利郡産米ノ地廻米 南秋田、北秋、河辺、山本、鹿角郡ノ産米
爾来当局ノ銳意努力ノ結果容量正確、俵装堅牢、調製ノ進歩等ハ全ク旧態ヲ改メ、殊ニ本県米穀ノ最大欠点タル乾燥ニ就テハ終始一貫其改善ニ努力シ、従来秋田腐米トシテ各市場ニ排斥セラレタルモノ漸次其声価ヲ高メ逐年輸出高ヲ増加シ、検査実施当年ニハ僅ニ五十二万四千四百五十九俵ナリシニ、四十三年ニ至リテハ實ニ八十三万三千二百二十俵ノ多キニ達スルニ至レリ、且ツ秋田米ノ輸出先ハ従来専ラ北海道ニ限ラレタルノ觀アリシニ、四十年来各郡地主会ノ俵米品評会出品米ヲ東京深川市場ニ輸送シテ其批評ヲ乞フニ及ビテ意外ノ好結果ヲ得、特ニ四十一年平鹿郡地主会出陳ノ俵米ノ如キハ其一等選ニ当リタルニハ、全国産米中ノ白眉ト称セラル、伊勢関取米ヨリ拾銭高ノ声価ヲ博シタル勢ニテ、確實ニ東京市場ノ信用ヲ獲得シ、年ト共ニ販路拡張シ疇昔ノ汚名ヲ一洗スルニ至レリ

…〔中略〕…

輸出米検査ノ成績ハ如此良好ノ結果ヲ収メタルモ、素ト其効果ノ及フ所単ニ産米ノ一部ナル県外輸出米ニ止マリ、生産米全部ニ対シテハ直接其効果ヲ及ホスコト極メテ少ナキヲ以テ本県米穀改良上隔靴搔痒ノ感ナキ能ハス、当局茲ニ見ル処アリ、四十三年産米ヨリ生産米検査ヲモ施行シ輸出米検査ト首尾相応シテ其目的ヲ達成セントシ、之レカ准備トシテ実業調査会及県農会等ニ諮問シテ同意ヲ得、更ニ明治四十二年ノ通常県会ニ提案シテ満場一致ノ協賛ヲ經タルヲ以テ、明治四十三年三月県令第二十号ヲ以テ輸出米検査規則ヲ更メ新ニ米穀検査規則ヲ制定シ、告諭第一号ヲ以テ規定ノ改正及ヒ米穀改良ニ関シ懇切ナル訓諭ヲ發セラル、ニ至レリ、且ツ其施行準備トシテ各郡町村ニ名誉委員・奨励委員ヲ設ケ当局者ヲ扶ケテ規則ノ周知、米穀改良奨励ノ任ニ當ラシメタリ

生産米ノ検査ハ主トシテ地主ヲ利益スルモノニシテ直接労働ニ當ル小作人ニ何等利益ヲ得ルコトナキヲ以テ、茲ニ小作者保護ノ必要ヲ生シ、一面地主小作人間ノ融和ヲ図ランカ為メ小作人保護奨励準則ヲ定メ、一般地主ヲシテ之ニ準拠シ

テ小作人ヲ保護セシムルノ方針ヲ樹テタリ

生産米検査ヲ施行スルニハ勢多数ノ検査員ヲ要スルハ勿論ノ事ニシテ、而カモ此ノ多数ノ適任者ヲ得検査ノ統一ヲ期スルハ容易ノ業ニアラサルヲ以テ、予メ志望者ヲ募リ県内五ヶ所ニ於テ米作、米ノ鑑定、検査法規等ニ就キテ一週間ツ、ノ講習ヲ行ヒ、其成績ニ依リ選抜採用スル等慎重周到ナル注意ヲ払ヒ以テ検査実施上些ノ遺憾ナキヲ期セリ

貢米制度撤廃セラレテ四十有余年、茲ニ始メテ革新ノ基礎確立シ、本県産米改良上一紀元ヲ画スルニ至レリ、県事業トシテ米穀検査ヲ施行スルニ至レル径路概ネ叙上ノ如シ、而シテ規則發布ニ先タチ県当局ハ県農会ニ諮問シテ産米検査ニ関スル準備調査並ニ研究ヲ為サシメ、其ノ材料及ヒ講究ノ結果ニ依リ、明治四十二年九月ヨリ二日間各郡農会長、同代表者、名誉会員、産米検査準備調査員、県郡技術員並篤農家ヲ会シテ論議調査ヲ為サシメ、超エテ四十三年三月十四日実業家其他郡市長五十余名ヲ公会堂ニ会シ、広ク意見ヲ徴シテ慎重周密ノ調査ヲ遂ケ、同年三月二十八日県令第二十号ヲ以テ従来行ハレツ、アル輸出米検査規則ヲ廃シテ新タニ米穀検査規則ヲ布キ、以テ生産米検査ト輸出米検査トヲ併セ行フニ至レリ

…〔中略〕…

小作人保護奨励

産米ヲ改良シ收穫ノ増加品位ノ向上ヲ計ランカ、其利益ヲシテ数百万円ノ多額ニ上ラシムル決シテ難事ニアラス、而シテ此利益ハ直チニ地主又ハ小作人ノ取得ニ帰スヘキハ疑ヲ容レスト雖モ、直接ニ労力ト時間トヲ費スモノ其多クハ小作人ニシテ利益ヲ得ルハ主ニ地主ナルノ感アリ、此ノ利害ノ衝突ハ検査ヲ施行スルニ際シ最モ免ルヘカラサル現象ナルヲ以テ、産米検査ノ目的ヲ違エンニハ結局地主小作人ノ融和推譲ニ待タサルヘカラス、即チ地主ハ小作人ニシテ安ジテ其業務ニ服シ誠意克ク小作人ニシテタルノ本^{マツ}文^{マツ}ヲ尽サシメンカ為メニハ、労苦ノ程度ニ応シ相当報酬保護ノ途ヲ講^{マツ}スヘク小作人保護奨励規則ヲ示シテ之レニ拠ラシメ、一面郡市町村長ニ訓令シテ郡市町村ニ地主会ヲ組織セシムルコトニ務メシメ、産米ノ検査、小作人ノ保護兩々相俟テ米穀改良ノ実績ヲ挙ケンコトヲ期シタリ、其奨励方法ハ各村事情ヲ異ニスルモ要スルニ検査三等以上ノ合格米ヲ納メタル小作人ニ対シテ其改良ノ程度ニ応シ金米ヲ給与セシムルコト、セリ、四十三年中ニ於テ之ヲ実行シタルモノ県内一市二百三十九ヶ町村中、実二一市二百二十ヶ町村ニ達シタリ

標準米ノ査定

米穀ノ検査ヲ為スニハ一定ノ標準ナカルヘカラス、由来本県ノ産米ハ古来品種雜駁ニシテ無慮数百種ノ多キニ達ス、是等ニ就テ一定ノ等級ニ律シテ標準ヲ定ムルハ至難中ノ至難ニ属ス、而カモ標準米ハ検査員ノ所謂指針ニテ検査ノ統一是レニ依リテ画スベシ、故ニ標準米ノ決定ノ最モ慎重周密ノ注意ヲ払ハサルヘカラス、是ヲ以テ先ツ各支所ヲシテ示ス所

ノ方針ニ依リ其管轄内ヨリ各等級ニ相当スル候補米ヲ蒐集セシメ、更ニ県郡技術員、米穀検査所主事、監督、輸出米検査員及米商、篤農家中ヨリ任命若クハ委嘱セラレタル査定委員ヲ以テ組織セル標準米査定会ヲ開キ、各銘柄別及白米糯玄白等ニ審査員ヲ設ケ厳密慎重ナル審査ヲ遂ケ、然ル後知事ノ決定ヲ得テ之ヲ確定ス、而シテ此確定セル標準米ハ支所ヨリ各出張所ニ配布シ、検査員ハ常ニコレヲ携帯シテ検査ノ指針トス、爾來毎年十月十一月ノ交ニ於テ当該年産米ニ就キ査定会ヲ開ケリ

事務研究会

米穀検査関係職員ハ平素相互ノ氣脈ヲ通シ米穀検査農事奨励ニ関スル諸般ノ研究ヲ為シ、斯業ノ向上進歩ヲ図ルハ最モ必要問題ナルヲ以テ、各支所管内検査員集合ノ便宜上管内ヲ数区ニ分チ事務研究会ヲ設置セシメタルニ、其成績甚タ宜シク関係法規ノ研究ヨリ米質鑑識ノ養成、事務上ノ打合ニ至ルマテ總テ斯会ヲ利用スルニ至リ、殊ニ農事上ノ施設ニ関シテハ最寄町村技術員、当事者、農業各団体及篤農家ヲ出席セシメ、親シク協議ヲ為スヲ以テ相互ノ意思疎通シ事業進捗上多大ノ利便ヲ得タリ

共同受検場

生産米ノ検査ヲ行フニ毎戸ニ就キ行フヨリ、寧口最寄ノ場所ニ集合シテ検査スルトキハ畜ニ検査ノ進捗ヲ得ルノミナラス当業者集合ノ場処ニ於テ検査ヲ為スコト、ナルヲ以テ、佻装・調製・容量等ニ於ケル欠点ヲ知ラシメ、自然改善ニ導キ得ルノ便アリ、故ニ本県ニ於テハ集合検査ヲ以テ本旨トシ、各検査員ヲシテ共同受検場ノ設置ヲ奨励セシメシニ、初年ニ於テ三千二百七十ヶ所ノ設立ヲ見ルヲ得タリ、設立当初ニ在リテハ産米検査ノ盛期ハ農家ノ最多忙ナル時期ナルヲ以テ家宅ノ一部ヲ受検場ニ貸与スルカ如キコトハ頗ル難事ナラント危惧シタルニ、意外ニモ篤農家ハ自ら進ンテ家宅若クハ倉庫ノ一部ヲ無償提供スルノミナラス、検査ニ要スル量衡器等ヲ設備シ又自ら受検場役員トシテ検査員ヲ幫助シ受検者ヲシテ遺憾ナカラシムル状況トナレリ

功勞者及模範小作人表彰

産米改良ニ関シテハ、官民一致協同努力スルニアラザレバ其効果ノ十全ヲ期スル能ハス、是ヲ以テ検査施行ト共ニ地方有力者・篤農家ニ対シ名誉委員及奨励委員ヲ囑託シテ、検査規則ノ普及並ニ改良ニ関シテ指導奨励セシメ、一方ニハ共同受検場役員ヲ督励シテ検査ノ敏捷ヲ図レリ、而シテ其功勞顕著ナルモノニ対シテ小作人ノ模範者ト共ニ年々知事ヨリ之ヲ表彰シ、其ノ卓絶セルモノハ特ニ銀盃ヲ贈与シテ感謝ノ意ヲ表シタリ、〔中略〕

検査実施ノ効果及需要地ノ批評

米穀検査実施ニ由ル効果ハ生産米検査ト輸出米検査ト相俟テ著シク改良ノ跡ヲ見ルニ至リ、乾燥ノ良好、品種ノ統一、

品質ノ改善、容量ノ確実、俵装ノ完全、調製ノ精巧等殆ント昔日ノ比ニアラス、是ヲ以テ大ニ市場ノ歡迎ヲ受ケ價格漸次昂騰シ販路年ヲ逐フテ増加スルニ至ル、但シ風水害ノ頻至、稻熱病ノ發生等ニ依リ障害ヲ受ケタルハ不得已事トス、明治四十五年ヨリ主ナル市場ニ県輸出米ニ就キ批評ヲ求メタル二三ヲ挙クレハ、以テ検査ノ一端ヲ窺フニ足ルベシ

明治四十四年産米

本年ハ本県雄勝、平鹿、仙北三郡ハ稻熱病ノ惨害ヲ被リ、加フルニ秋收期ニ於テ霖雨ニ遭遇シタル為メ著ク米質ヲ損シ、仙北米ニアリテハ調製上非常ノ苦心ヲ費シタルニ拘ラス例年ニ比シ多少見劣リタルノ觀アルハ遺憾ナリシ

函館商業會議所批評(明治四十五年十一月十六日付)

一、当港移入米ト秋田県米

当港一ヶ年ノ移入米ハ凡四十万石ニシテ、内越中米各ニ割強ヲ占メ、其次二位スルモノハ秋田県ニシテ、四十一年移入高一万六千石前後ナリシニ、其後著ク激増ヲ示シ四十二年ニハ約五万石、四十三年ニハ約六万三千石ニ上リ、昨年ハ慥カニ七万石ニ達シタル如ク思惟セラル、モ、統計未了ノ為メ明確ナラス

一、乾燥及精白

検査施行後殊ニ昨年ノ出廻米ノ乾燥、精白共ニ良好ニ向ヒタルト雖モ、本庄米以外ノモノニ在リテハ未タ完全セリトハ申シ難ク、此際尚一層ノ改善ニ努ムルヲ要ス、而シテ精白ニ若塩・搗粉ヲ用フルハ米質ヲ損スル虞アルヲ以テ、此点ニ注意セラレンコトヲ望ム

一、糠付及碎米

糠付ハ他県米ニ比シ少キ方ニシテ、碎ケハ本庄米最モ少ク秋田地廻リ・仙北米之ニ次キ、概シテ需用者ノ氣受好ク別ニ批評ナシト雖モ、本庄米ト其他ノ地方米トヲ比フルトキハ乾燥・精白ヲ始メ兎角本庄米ノ優良ナルニ如カサルヲ以テ、之ニ則リ改善セラレンコトヲ望ム

一、容量及俵装

容量ノ如何ハ取引上ニ重大ノ關係ヲ有スルヲ以テ、各県競フテ其正確ヲ期スルニ務メツ、アルニ、秋田地廻リ・仙北ノ如キ土崎經由ノ分ニ榊切レ多キハ遺憾ナリ、而シテ俵装ハ総テ良好ニシテ申分ナキヲ以テ、榊量ニ注意シ可成ハ相当ノ入目ヲ為シ消費者ニ満足ヲ与フルノ必要アリ

一、検査等級ノ適否

追次検査等級ハ正確ニ進ミツ、アルカ如シト雖モ、秋田地廻リ・仙北二等白ト三等白ニハ僅カニ拾五錢余ノ差格ニ過キサルハ其品質上稍々穩当ヲ欠クモノト認ムルヲ以テ、二等ト三等トハ式拾錢以上式拾五錢程度トシ、且ツ二等ノ精

白ヲ進メラレンコトヲ望ム

一、品位及価格

秋田米前記移入額中最モ多キハ本庄米ニシテ、之ヲ越中米ニ對比シ各三等白ニ就キ見ルニ本庄米ハ拾錢方ノ格下ニシテ、土崎地方ヨリ来ル地廻リ米等ハ越中米ヨリ平均參拾五錢内外ノ格下ナルモ、例年梅雨期ニ近ツキ越中米ハ品質ヲ墜スニ反シ秋田米ハ依然品位ヲ維持スルヲ以テ格付ニ變動ヲ来シ、本庄米ノ如キハ越中同格トナリ、地廻及仙北米共ニ格下ノ度ヲ減縮スルニ至ルヲ例トス

要スルニ仙北米ノ検査実施以後、品質及諸般ノ点ニ於テ改良セラレタルハ顯著ナル事實ニシテ、殊ニ本庄米ノ調製ハ殆ント完全ニ近ク、今後一層検査ヲ厳格ナラシメ其統一ヲ図ルニ於テハ其收穫ノ増減及價格高低ニ依リ相違アルヘシト雖モ、既往及現在ノ趨勢ヲ稽フルニ将来益々当港ヘノ移入ハ増大セラルヘキハ疑ナキ所ナリ

北海道実業新聞社批評

一、四十四年度貴県産米乾燥ノ可否ハ

著シク善良ナリトテ売買者間ニ氣受宜シ

一、精白ノ程度ニ就テハ

仙北、地廻、本庄ノ三種ニ依リテ區別比例ヲ取リシニ、前二者ハ前年ノ程度ト同一ナルヲ認メタルモ、地廻ニ於テ稍々進歩シ善良トナリ、本庄ハ越中上三等白米ニ比較シテ優良ノモノ少ナカラス

一、最モ多ク需用サル、秋田県米ノ品位ハ

仙北三等白米ト地廻米トハ、地廻ニ於テ拾錢（一石ニ付）方ノ上位ニアルモ現今ハ五錢方ニ過キス、又前二者ト本庄一等白米トノ格ハ現今本庄米ニ於テ平均三十錢方（同上）ノ上位ニ位置スルモ、近來共ニ需用重ナル仙北、地廻米ハ一般漁村ニ歡迎セラレ、本庄米ハ米価騰貴ノ結果市中乃至漁場ノ間ニ於テモ単ニ並一等白米トシテ消費サル、事實アリ

一、搗粉及糠付ノ模様

近來越中米ハ著シク進歩セルニ拘ラス、本年現ニ取引セラレアル貴県米ハ同米ヨリ搗粉ノ歩合少シ、搗粉ノ多量ハ当座ノ取引上商人ニ於テ利アルモ米ノ永続上甚タ不利ナリ、故ニ吾人ハ永続ニ堪ユル方法ニ依リテ調製サレタルモノヲ採ラントス

一、碎ケ米ノ歩合

此点ニ於テハ一般ニ他県ニ比シ甚タ少ク、四十四年度産米トシテハ出色ノ觀アリトノ好評ヲ博セリ

一、容量ノ状況

大体ニ於テ正確ナリ、殊ニ本庄米ハ好評ナルカ、仙北米等土崎仕出ノモノニ於テ往々多少ノ減量ヲ見ルハ事実ナリ、爾カモ□ハ殆ント或一部ナルハ未タ以テ不正確ヲ唱フルニ足ラス、惟フニ是レ當業商間乃至廻漕ノ途ニ於テ発生スルナカラサルヤ

一、俵装ノ可否

本庄ト地廻トニ俵装ノ長短アルモ總テ非難ノ点ヲ認メス、面目ヲ一新セリトノ好評ナリ

一、検査等級ノ適否

当港ノ於テ取引サル、慣例ハ仙北、地廻ヲ總稱シテ秋田米ト呼フ、即チ秋田三等白ト稱シ秋田二等白ト稱スルハ是レナリ、然ルニ其三等ト二等トノ格ハ十五錢以上二十錢ヲ出テス、現今ハ多クハ拾五錢幅ナリト云フニ一致セリ、元來他県米ハ二等白ヲ以テ当地方ニテハ並壽司ト云フヲ憚ラス、貴県米亦然ルモ今日ノモノニテハ格縮少サレアル丈ケ二等ニ於テ並壽司不適合ナリ、一般ヨリ云フモ将来二等白ニ一段品位ヲ高メラレタシ、少クモ二十錢以上二十五錢格ヲ遣ラレタシト思惟ス

一、他県米トノ価格比例

価格ノ比例ハ季節關係ヲモ含メリ、越中米ハ今ヨリ米質不良ナルモノ本庄米（前記ノ慣例ニ依レリ）漸次其上ニ位置スルカ如キ是アリ、現今ニテハ越中東岩瀬、実津、滑川三等白米ト秋田三等白米トハ、秋田米ニ於テ平均三十五錢方下位ニアリ、去レトモ本庄三等白米ハ今ヤ殆ント同格ニアリテ歡迎セラレアリ、庄内検査四等米ハ秋田三等米ヨリ二十五錢以上參拾錢格下ケノ取引状態ナルモ、尚同米（庄内）ノ好マシカラヌ傾向アリ、越後米ノ声誉失墜ハ籾ノ混入ヲ改メス且ツ往々検査区々ノ誹リアルニ由ル、貴県産米ニシテ稻熱病ノ地方アルニ方リテモ、以上ノ如キ經過ヲ以テ市価ヲ維持スルハ検査法ノ周密ナル効果アリテナルベクト思考セララル

：「中略」：

米穀検査規則違反者

検査施行ノ当初ニ於テハ検査ノ趣意ヲ了得セサル者自然受檢ノ煩ヲ厭ヒ未検査ノママ授受ヲ了スルモノ少ナカラサルナリ、四十三年十月二十四日県令第一〇三号ヲ以テ罰則ヲ設ケテ未検査米ノ売買授受ヲ禁止セシヨリ其数大ニ減少セシモ、検査ノ厳格ニ執行セラル、ニ從ヒ商人ハ錙銖ノ利ヲ射ンガ為メ、農家ハ又僅少ノ手数ヲ免レンカ為メ、未検査米ノ授受ヲ企ツルモノナキニアラス、之ヲ以テ一面警察署ト協商シ周到ナル注意ト適當ナル措置トヲ以テ之レカ取締ヲ嚴重ニシタリ、「以下略」

(補足) 和田彦次郎「農政意見書」について

この史料は、『(上)』脱稿後に伴野が財務省図書館での調査過程で見出した蒔菟板刷りのものである。年月日は明記されていないが、著者は「農務局長 和田彦次郎」となっており、和田が農務局長であった明治三十一年一月から三六年五月までの間に記されたものであることはまちがいない。

この「農政意見書」については、かつて大豆生田稔氏が当時の農商務省に「米穀輸入の拡大が国内農業に与える問題がある程度意識されてはいたものの、それは未だ積極的な主張ではなかった」ことを示す史料として紹介されている⁽¹⁾。ただ管見の限り、その文章全体が紹介されたことはなく、あまり広く知られることはなかったと言えよう⁽²⁾。しかし、日清戦後の農商務省・農務局が持っていた認識を探るうえでは、きわめて重要な史料であると思われることから、ここに掲げることとした。

ただ紙数の関係もあって、ここでは細かな解説を付すことが困難である。むしろできる限り史料本文を掲載したほうが意味があると考え、今後の研究の礎となすべく紙数の能う限り史料本文を載せた。この「農政意見書」の成立時期を含め、後日伴野が詳細な考証を行う予定である。

そのことを前提に、以下簡単な紹介をしておきたい。

和田彦次郎⁽³⁾は日清戦後の「武装的平和」のなかで、「国家経済ノ独立」のため食料自給・商工業原材料の供給・兵士供給・担税基盤確保に努めるべきとして、農民に「智識、資本」をつけさせることを課題とした。政府としてなすべきことは「法律上ノ保護」「輸入品ニ対スル保護税」「事業ニ対スル補助」「国家事業タルヘキ機関ノ設備」といった保護政策であったが、そうした措置により農民に「智識、資本」が備われれば「毎年二億円ノ増収ヲ得ルハ容易」というようなきわめて楽観的な見通しを持っていた(本稿五七頁)。

ただ「智識、資本」の具体的な内容や、そのための体制作りの道筋についてもかなり曖昧であり、各論に見られる米穀自給や各作物栽培の現状・課題を見ても、かなり楽観的な見方が目立つと思われる。たとえば、この時点ですでに展望がなくなっていた綿ですら、「輸入ヲ防遏スルカ如キハ殆ト望ミ難シト雖トモ、現在綿作ノ経済ヲシテ一層ノ祐利ヲ謀ルハ敢テ期シ難キニ非ス」(本稿六四頁)と、時代錯誤とも思える見解を記しているのである。

この姿勢は、たとえば日露戦後の「農務行政ノ前途」⁽⁴⁾などと比較しても、かなり際だっていると云える。

「決シテ前途ノ米穀其他原料ノ供給不足ヲ告クルノ恐ナシ」(本稿六〇頁)というような楽観論は、一つには大豆生田氏が言うように当時まだ食糧問題が本格化していなかったことと、二つに農会や産業組合など小農組織化政策が具体

化しはじめた時期であり、体制については政策の進展に期待していたことによるのであろう。国家財政急膨張の時期ではあったものの、外債償還や財政の深刻さに悩まされることもない段階であり、それはそれで時代性を表していたとも言えようか。

注

- (1) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』（ミネルヴァ書房、一九九三年）七七頁。なお同氏は、この意見書作成を用いられている統計資料から明治三四年前後と推定されている（七八頁注5）。
- (2) その意味もあって、前掲勝部『明治農政と技術革新』の第二編第一章のなかで、簡単な紹介はしておいた。このなかで同意見書の成立時期について、砂糖「消費税法実施ノ結果、内外産ノ糖業ニ向テ一大打撃ヲ与ヘ」たという記述から、早くとも明治三四年一〇月以降、おそらく三五〜三六年前半（五月以前）と推定した（一五五頁）。
- (3) 和田彦次郎は、安政五年安芸国（後の広島県）双三郡和田村の生まれで、「自由党人として広島県に遊説した第一番乗りの人」と言われている。国民協会にも関わったが、農務局長に就任した後明治三六年一二月から四年八月まで農商務次官を務め、その後日英博覧会事務総長を経て貴族院勅撰議員となった（『明治人名辞典』上巻、日本図書センター、および『広島県先賢伝』歴史図書社復刻版付録「広島県人名辞典」）。
- (4) 『(上)』史料一―7。

和田彦次郎「農政意見書」

（財務省図書館図書蔵）

農政総論

夫レ農ノ我国ニ於ケル所謂国富ノ一大基礎ニシテ、国家ノ生存上、国民ノ生活上、一日モ欠クヘカラサル也、而シテ其
関繫ノ至重至大ナルモノ、殆ント枚挙スルニ遑アラスト雖トモ、第一自国人ニ穀肉菜ノ食物ヲ供給シ、第二国ノ内外ニ
工業ノ原料及ヒ商業ノ材料ヲ供給シ、第三國中ニ生産的土着者ヲ分布シ以テ天物ヲ利用シ以テ社会組織ヲ健全ナラシメ
以テ強武ナル兵士ヲ供給シ、第四百般ノ政費ヲ供給スルカ如キ其最ナル者ナリ。請フ其大要ヲ説明セン
第一 列国ノ国際関係ハ表面上平和ノ現象ヲ呈スト雖トモ、其所謂平和也者ハ武装的平和ニシテ智戦、商戦、兵戦ノ劇

化しはじめた時期であり、体制については政策の進展に期待していたことによるのであろう。国家財政急膨張の時期ではあったものの、外債償還や財政の深刻さに悩まされることもない段階であり、それはそれで時代性を表していたとも言えようか。

注

- (1) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』（ミネルヴァ書房、一九九三年）七七頁。なお同氏は、この意見書作成を用いられている統計資料から明治三四年前後と推定されている（七八頁注5）。
- (2) その意味もあって、前掲勝部『明治農政と技術革新』の第二編第一章のなかで、簡単な紹介はしておいた。このなかで同意見書の成立時期について、砂糖「消費税法実施ノ結果、内外産ノ糖業ニ向テ一大打撃ヲ与ヘ」たという記述から、早くとも明治三四年一〇月以降、おそらく三五〜三六年前半（五月以前）と推定した（一五五頁）。
- (3) 和田彦次郎は、安政五年安芸国（後の広島県）双三郡和田村の生まれで、「自由党人として広島県に遊説した第一番乗りの人」と言われている。国民協会にも関わったが、農務局長に就任した後明治三六年一二月から四年八月まで農商務次官を務め、その後日英博覧会事務総長を経て貴族院勅撰議員となった（『明治人名辞典』上巻、日本図書センター、および『広島県先賢伝』歴史図書社復刻版付録「広島県人名辞典」）。
- (4) 『(上)』史料一―7。

和田彦次郎「農政意見書」

（財務省図書館図書蔵）

農政総論

夫レ農ノ我国ニ於ケル所謂国富ノ一大基礎ニシテ、国家ノ生存上、国民ノ生活上、一日モ欠クヘカラサル也、而シテ其
関繫ノ至重至大ナルモノ、殆ント枚挙スルニ遑アラスト雖トモ、第一自国人ニ穀肉菜ノ食物ヲ供給シ、第二国ノ内外ニ
工業ノ原料及ヒ商業ノ材料ヲ供給シ、第三國中ニ生産的土着者ヲ分布シ以テ天物ヲ利用シ以テ社会組織ヲ健全ナラシメ
以テ強武ナル兵士ヲ供給シ、第四百般ノ政費ヲ供給スルカ如キ其最ナル者ナリ。請フ其大要ヲ説明セン
第一 列国ノ国際関係ハ表面上平和ノ現象ヲ呈スト雖トモ、其所謂平和也者ハ武装的平和ニシテ智戦、商戦、兵戦ノ劇

烈ナルハ決シテ前世紀ノ比ニ非サルナリ。去レハ人世ノ根源タル常食物ヲ自國ニ於テ生産スルコトハ國家ノ存立上絶対的必要ノ條件ナリト謂フヘシ。又列國經濟的競争ノ益々激甚ヲ加フル今日ニ於テハ、朝夕欠クヘカラサル常食物ヲ國外ノ供給ニ待ツトキハ、年々巨億ノ定額金ヲ支出セサルヲ得スシテ、而モ終ニハ國家倒産ノ禍ヲ免レサルヘキハ必至勢ナルカ故ニ、國家經濟ノ獨立ニ於テモ亦常食物ノ自國生産ヲ以テ絶対的必要ノ條件ナリト断定セサル可カラス

第二 明治三十一、三十二、三十三、三ヶ年ノ平均ニ依レハ、百万円以上ノ輸出ヲ為シタルモノ十七品、合計金額一億六千四百三拾万円、内農業若クハ農工業芸生産ニ属スルモノ十品、其金額一億一千八百零六万円。又百万円以上ノ輸入ヲ為シタルモノ二十九品、合計金額二億一千零九十八万円。内農業若クハ農工業芸生産ニ属スルモノ二拾一品、其金額一億二千四百八拾八万円トス。故ニ農業乃至農工業ヲ改善發達セシメ、且關稅制度宜シキヲ得ルトキハ輸出ハ益々増加シ輸入ハ弥々減少シテ、國民力ノ發達進歩期シテ待ツヘシ。若シ夫レ内國ノ關係ニ至リテハ農産毎年ノ價格拾億円、他業生産一切ノ價格ヲ總合シテ僅ニ之ニ匹敵スルニ過キサル也。蓋シ全國町村ノ盛衰ハ主トシテ農村ノ生産力ト購買力トニ左右セラル、ハ今日ノ実況ニシテ、其關係ノ至大ナル推シテ知ルヘキノミ。又其財産價格ニ就テ言フトキハ、土地ノ價格ハ家畜・農具ヲ合シテ凡ソ七拾五億円、全國ノ家屋・貨物及貨幣ヲ總合スルモ到底之ニ及ハサルヘシ。是ニ由テ之ヲ觀ルトキハ、農業ハ國富ノ一大基礎ニシテ國家宜シク之ヲ保護シ大ニ其改善ヲ図リ以之ノ發達ヲ期セサルヘカラサルナリ

第三 永遠不磨ノ財物ハ何ソヤ、土地是ナリ。此財物ヤ国土ト同一體ニシテ、之ヲ利用セハ其生産廣大不窮ナリ。其利用ニ從事スル者ハ土地ノ面積ニ比例シテ分布シ、土地ヲ愛シ從テ國家ヲ愛スル、其レ自然ノ理勢ナリ。又平素体力ヲ応用スルニ依リ心・力ニツナカラ健全、所謂護國ノ種族ヲ供給スルハ農村ニ若クモノナシ。天物ノ利用、土地ト人口トノ平均、愛國心ノ涵養、社會主義ノ予防及ヒ強兵ノ供給ニ於テ農ハ國家ノ一大要素タル、國富ノ一大源泉タル、亦知ルヘキナリ。

第四 人口増殖、國交頻繁、各國競争等、交々政費増加ノ因トナリテ其窮極スル所ヲ知ラス。而シテ其必要ヲ充スハ稅率ノ増加、新稅ノ課徵ニ是レ因ルトセハ國家倒類ハ久シキヲ待タスシテ到ラン。之ニ反シテ財源涵養ノ方針確立セルモノアルトキハ、事業繁盛、所得増殖スルニ因リテ年々ノ歳入自然ニ増加シ、以テ政費ノ秩序アル膨張ニ応スルヲ得ヘシ。其財源ノ涵養トシテハ農商工業ノ發達ヲ図ルニアルコト言フ俟タス。而シテ就中現ニ帝國ノ最大生産タルト同時ニ商工業ノ材料原料ヲ供給スル所ノ農業ノ改善發達ヲ図リ、大ニ之ヲ振興ノ方策ヲ講スルハ國家第一着ノ最急務ナリト謂ハサルヘカラス。人往々地租ノミヲ以テ農業的財源ナリト為スト雖トモ、是レ甚シキ誤謬ニシテ、

酒税・葉煙草専売収入ノ如キ、米煙草ノ農産アルニ因リ、其他諸税ノ大部分モ亦地主若クハ地方消費者ノ負担ニ帰ス。若シ夫レ地方政費ノ財源ニ至テハ殆ント全部ヲ農村農民乃至之カ生産品ヲ買ヒ、之ニ需要品ヲ売ル町民ニ仰クヲ知ルヘシ。

国家ノ鞏固ナル存立及富国ノ基礎、強兵ノ要素トシテ農業ノ重大ナルコト大要前述ノ如シ。

元來農業ノ進歩ハ勞力、智識、資本ノ三者ヲ要ス。然ルニ我国ニ於テハ一ノ勞力ノミ使用スルヲ知テ、智識・資本ノ二者ヲ欠ケルカ故ニ我国ノ農業ハ歐洲諸国ニ比シテ未タ半開ノ地位タルヲ免レス。将来智識、資本即チ地力ノ利用、學術ノ応用、農具ノ完備ヲ得セシメハ、期年ニシテ現今ノ收穫ヨリ約二割即チ毎年二億円ノ增收ヲ得ルハ容易ニシテ、尚進シテ改良増殖ヲ図ルニ於テハ将来惣收穫ノ五割乃至七割ヲ増加シ少ナクモ毎年ノ收穫拾五億円ニ達シ得ヘキ余地アリト信ス。故ニ自今我国ノ農政ハ積極的方針ヲ執リ、適切ナル保護政策ヲ行ヒ之レト同時ニ精確ナル監督ヲ為スヲ要ス。而シテ保護ノ方法ハ種々アリト雖トモ其重ナルモノヲ挙クレハ、法律上ノ保護、輸入品ニ対スル保護税、事業ニ対スル補助、国家事業タルヘキ機關ノ設備等ニシテ、監督ノ方法ハ先ツ中央ニ監督制度ヲ設ケ、次テ地方ニ之レカ職制ヲ布キ、以テ響ノ音ニ応スルカ如ク遺憾ナカラシムルニ在リ。

○耕地及土性調査

凡テ農ハ土地ニ起因シ、土地ヲ離レテ農事ナシ。故ニ農業ノ發達及ヒ振興ヲ期セント欲セハ、必ス先ツ土地ノ面積、地力ノ如何ヲ知ルヲ要ス。(我国ノ耕地タルヘキ面積ハ幾千ニシテ土地ハ如何ナル性分ヲ有スルヤノ先決問題ニ就テハ、未タ曾テ将来開拓シ得ヘキ地域及面積ヲ調査セシコトナシ。土性調査ノ如キハ其設ケナキニアラスト雖トモ、経営宜シキヲ失シ既ニ二十年間ヲ経過セルモ尚未タ完成スルヲ得ス。恐クハ何人ト雖トモ此問題ヲ解決スル能ハサルヘシ。)故ニ将来耕地タルヘキ面積及ヒ土性ノ調査ハ最緊最急ノ要務ニシテ、其調査ノ大要左ノ如シ

- 一 我国ニ於ケル将来開拓シ得ヘキ地域・面積ノ調査
- 一 土性調査事業・組織ノ改革

○農事試験場

凡ソ農業ノ改良發達ヲ図ランニハ、科学ヲ基礎トセル試験研究ノ結果ニ準拠セサルヘカラス。欧米各国ニ於テ今日農業ノ進歩顯著ナルハ、実ニ科学的試験研究ノ賜ニ外ナラス。之ニ反シ本邦ニアリテハ古來農業ノ経営一ニ父祖ノ慣行ヲ墨守シ、肥料ノ選択・配分ノ如キ殆ト之ヲ等閑ニ付シ、彼ノ病虫害ノ如キハ全ク之ヲ天災トシテ顧ミサルハ未タ曾テ其準拠スヘキ科学的試験研究ヲ欠クノ致ス所ニ由ラスンハアラス。是ヲ以テ農事試験場ハ、其設立以來(明治廿三年ニ仮試

験場ヲ置キ、同廿六年ニ農事試験場及六支場ヲ置キ、同廿九年更ニ三支場ヲ増設シタリ。本支場ニ於テ主トシテ基礎ヲ科学ニ置キ、各種ノ試験研究ヲ行ヒ、且ツ氣候及土質ノ異同ニヨリテ作物ニ及ホス影響ノ程度ヲ查覈シ、其結果ハ種子ノ配布巡回講話報告等ノ手段ニヨリテ、一般農業者ニ合理的經營ノ方法ヲ示シ、其準拠スル所ヲ知ラシメタル結果、大ニ農事改良ノ思想ヲ喚起シ、漸ク種類ノ選択、撰種、耕耘、肥培、病虫害ノ驅除予防等、着々実行スルニ至レリ。加フルニ今日各府県ニ於ケル各種ノ農事改良機關ノ設置ヲ促シタルカ如キ、府県農事試験場ニ於ケル試験ノ標準、巡回教師ノ講話材料、農学校及農事講習所ニ於ケル教授ノ資料ヲ与へ、其事蹟ヲ示シタルカ如キ、直接及間接ノ効果甚タ顯著ナリ。又彼ノ明治三十年ニ於テ浮塵子大發生ノ際其損害約七千万円ニシテ止マリシハ、既ニ農事試験場ニ於テ研究調査シタル驅除予防ノ方法ヲ農家ニ示ス所アリシニ職由ス。苟モ然ラスンハ當時ノ損害恐クハ幾億円ニ達シ全国ヲ挙テ悲惨ノ境ニ沈淪セシメシヤモ測リ知ルヘカラス。

農事試験場本支場ニ於ケル試験成績ノ農業改良上ニ及ホセル効果此ノ如ク顯著ナリト雖トモ、經濟上ノ趨勢ハ自ラ農業經營ノ革新ヲ促スコト急ニシテ、到底今日ノ状態ヲ墨守スルヲ許サス。益々進ンテ試験研究ノ結果ヲ要スヘキモノ甚タ多シ。例セハ一層収量ノ増加ト品位ノ上進トヲ期スルカ為メ作物種類及其耕種法ノ改善ヲ図ルカ如キ、農家ノ經濟ヲ助長センカ為メ勞力ノ節約、施肥及農具ノ改良ヲ図ルカ如キ、未タ幼稚ノ域ヲ脱セサル各種農産製造ノ方法ヲ究メ、之カ進歩發達ヲ計リ、以テ外國産ノ輸入ヲ拒クカ如キ、園芸ニ関スル研究ヲ行ヒ本邦果樹蔬菜ノ改良ヲ計ルカ如キ、交通ノ便ト共ニ益々蔓延セントスル病虫害ノ驅除予防ニ一層有力ナル方法ヲ究ムルカ如キ、畜ニ外國煙草ノ輸入ヲ拒クノミナラス進ンテ輸出ニ適スル煙草製造ノ研究ヲ行フカ如キ等ハ、實ニ最緊最急ナル問題ニ属ス。然レトモ是等ノ研究ハ諸般ノ設備ヲ要シ、且ツ幾多専門的技術者ノ分業的研究ニ依ラサレハ決シテ其目的ヲ達スヘキモノニ非ス。故ニ斯ノ如キ事業ハ当然国立試験場ノ為スヘキ所ニシテ、府県試験場ハ其結果ニ準拠シ応用的及模範的試験ヲ行フヘキモノナリトス。蓋シ農業ハ氣候ノ制裁ヲ受クルコト最モ甚シキモノナルカ故ニ、其經營ハ固ヨリ一定ノ規律ニヨリテ羈束スヘキモノニアラス。必ス其地ノ氣候ニ鑑ミ以テ其方法ヲ定ムルヲ要ス。是ヲ以テ其試験研究モ亦之ヲ一箇所ニ限ラスシテ、氣候ノ異ナレル地ニ於テ互ニ相関聯シ之ヲ行フニアラスンハ其効果ヲ収ム可ラス。他ナシ試験研究ノ結果ハ氣候ノ差異ニヨリテ大ニ其趣ヲ異ニシ、或ハ全ク相反スルモノアレハナリ。例セハ東京地方ニ於テ麦類ノ肥料ハ播種ノ際ニ悉ク之ヲ施スカ或ハ分施スルモ十二月下旬迄ニ施シ了ラサレハ不可ナリト雖トモ、冬季積雪多キ北陸・奥羽地方ニ於テハ、降雪前ニ施セル肥料ハ流出スルコト多キカ為メ、翌春融雪後ニ施スニアラサレハ其効ヲ得サルカ如キ、或ハ米作ニ最モ有害ナル螟虫ハ東京付近ニ於テハ二化性ノミナルモ、九州地方ニ於テハ三化性ノ多キカ如キ、氣候ノ如何ニヨリテハ大ニ其趣ヲ異ニスルヲ以テ、農業ノ根本的改良ニ資スヘキ試験研究ヲ行ハンニハ到底一箇所ノ農事試験場ヲ以テ目的ヲ達スル能ハ

ス。少クモ氣候ノ著シク異ナレル地ニ支場ヲ置キ、互ニ相関聯シ以テ試験研究ヲ行ハサル可カラス。国立農事試験場ハ從來其試験事業ヲ種芸、農芸化学、病理、昆虫、煙草及園芸ノ六部ニ分チ、各専門的技術者ヲシテ各方面ニ於ケル試験研究ヲ行ハシムルノ外、更ニ氣候ノ異ナレル地ニ支場ヲ置キ、其氣候、土質及農法ニ応シテ各部ノ事業ヲ分担研究セシムルノ方針ヲ取り、既ニ幾多ノ顯著ナル効果ヲ挙ケ得タリ。然レトモ将来充分ニ一般農業ニ根本的改善ノ資ヲ与へ、又府県農事試験場ノ活動ニ資センニハ支場今日ノ設備甚タ不完全ナルヲ以テ、之ヲ設備ヲ完成スルコト最モ必要ナルニ拘ラス、國家ノ財政上今遽ニ之ヲ行フ能ハサル事情ナキニアラサルヲ以テ、已ムヲ得ス支場ヲ分合シテ其數ヲ四ヶ所トシ、之ニ対スル設備ヲ完成シ以テ事業ノ進行ヲ計ラハ将来本邦農業改善上偉大ノ効果ヲ奏シ、現時ニ倍蓰セル農産物ノ收穫ヲ増進スルハ疑ヲ容レサル所ニシテ、亦農政上百般經營ノ根本トシテ主力ヲ注クヘキ機關ノ第一ナリトス。

○普通作物

米 農ハ國本ノ語ニ對シテ米ハ農本ナリヤト謂フヘシ。日本人種ハ一般東洋人種ニ於ケルカ如ク米食者ミシテ、米ノ需要ハ必要の二人口ニ伴隨シ人生ト米穀トハ離ルヘカラサル關係ヲ為セリ。去レハ人口増殖シ土地開拓セラル、毎ニ先ツ作ラル、モノハ米穀ニシテ、之ニ統テ他ノ農産物生産セラル、ヲ見ル。實ニ米穀ハ帝國ノ最大物産ニシテ、同時ニ農産物ノ王ナリ。米ヲ作ル田ノ面積ハ二百七十四万五千町歩ニシテ、畑地二百二十八万六千町歩ニ對シ四十五万九千町歩ヲ超過シ、其法定地価ニ於テモ一反歩三十五円九十八錢八畑一反歩九円五十三錢ニ比シ、二十六円四十五錢ノ超差ヲ有シ、全面積(八號方)ヲ計算セハ田九億八千七百七十四万三千九百七十五円、畑二億千七百八十五万四千六百六十三円、其差七億六千九百十八万九千三百二十二円ナリ。而シテ一年ノ生産ハ凡四千幾百万石、此価額五億円ニシテ、畑及牧畜ノ全生産ニ比シテ遜色アルヲ見ス。知ルヘシ、米穀ノ利害ハ即チ農業ノ利害ニシテ決シテ小生産物ノ消長ニ於ケルト同日ノ比ニアラスシテ、直ニ農業全体ノ消長盛衰如何ニ關スルモノナルコトヲ。此ノ如ク米ハ独リ農本タルノミナラス将来我国人口ノ増殖ニ伴フ需要ノ増加ヲ充塞セシメ、之ト同時ニ国力ノ増進、經濟ノ獨立ヲ鞏固ナラシムル上ニ於テ絶對的ニ關係ヲ有スルカ故ニ、之ヲ改良發達ニ必要ナル機關トシテ之ヲ保護奨励ニ必要ナル法令及輸入品ニ對スル課税トハ彼此相須テ行ハサル可カラサルコトハ、蓋シ中外有識者ノ之ヲ認ムル所ナルヲ信ス

人口ノ増殖ハ既往ノ比例ニ依ルトキハ、

明治五十年ニ於テ凡ソ左表ノ如クナルヘシ

年次 人口 前年比較増

三十三年

四四、七〇四、〇〇七

四四三、四〇三

三十四年	四五、一五一、八五二	四四七、八四五
三十五年	四五、六〇四、一八三	四五二、三三二
三十六年	四六、〇六一、〇四六	四五六、八六三
三十七年	四六、五二二、四八六	四一六、四四〇
三十八年	四六、九八八、五四八	四六六、〇六二
三十九年	四七、四五九、二七九	四七〇、七三一
四十年	四七、九三七、七二六	四七五、四四七
四十一年	四八、四一四、九三六	四八〇、二一〇
四十二年	四八、八九九、九五七	四八五、〇二一
四十三年	四九、三八九、八三七	四八九、八八〇
四十四年	四九、八八四、六二四	四九四、七八七
四十五年	五〇、三八四、三六八	四九九、七四四
四十六年	五〇、八八九、一一九	五〇四、七五一
四十七年	五一、三九八、九二六	五〇九、八〇七
四十八年	五一、九一三、八四〇	五一四、九一四
四十九年	五二、四三三、九一三	五二〇、〇七三
五十年	五二、九五九、一八六	五二五、二八三

本表ノ年々人口増加率ハ一・〇〇一八ナリ、其算出左ノ如シ

廿二年ヨリ三十一年ニ至ル十ヶ年人口 廿三年ヨリ三十二年ニ至ル十ヶ年ノ人口増加数

418,106,528;4,188,854 : : 100:10018

斯ノ如キ勢ヲ以テ増殖スル人口ニ対シ我國土ノ小面積ハ到底其衣食乃至工業ノ原料ヲ供給スルニ足ラサルニヨリ宜シク今ニ於テ其計ヲ為スヘシト言フ者アリ。然レトモ前示スカ如ク我國土ハ非常ナル生産余力アルコトヲ記憶セサルヘカラス。今ヨリ十五年後ノ人口仮リニ尽ク帝国内ニ現存スヘシトスルモ、今日ニ比シ七百万人ノ増加ニシテ、平均八斗三升九合ノ米穀消費（農商務省ノ調査ニ依ル）ナリトシテ、今日ヨリモ五百八十万石ノ増収ヲ要ス。去レハ今日ノ田地二百七十五万町歩ニ付一反二斗ノ増収アレハ之ヲ供給スルニ足ルヘシ。是レ耕地整理及農事改良ノ結果容易ニ期シ得ヘキコトニシテ、之ニ加フルニ新田ノ開發ヲ以テスレハ、決シテ前途ノ米穀其他原料ノ供給不足ヲ告クルノ

恐ナシト謂フヘシ

麦 麦ハ米ニ次クノ重要物産ニシテ、我中国人ノ常食用トシテ亦米ニ次クモノナリ。其他馬料及味噌、醬油ノ原料トシテ一日モ欠ク可カラサル重要品ニシテ、将来最モ需要増加ノ見込アル麦酒及麵麩ノ原料ハ亦必ス麦タルヲ要ス。今ヤ一般ノ民度奢侈ニ流レ麦ヲ食料ト為スモノ大ニ減少セリト雖トモ、尚下等社会ニ於テ之ヲ用ユルモノ全国四千万人中少クモ其半数ヲ占メン。況ンヤ一朝米ノ凶歳ニ遭遇セハ代用品ノ主トナルモノハ麦ヲ外ニシテ復他アラサルニ於テヲヤ。又況ンヤ麦ハ農業組織ノ上ニ於テ畑作又ハ水田ニ毛作ノ一作トシテ古来主要ナル作物ナルニ於テヲヤ。若シ之ニ反シテ麦作ヲ度外ニ措カン乎、農業經濟ハ恐クハ保ツ能ハサルニ至ラン。斯ノ如ク国民ノ生活上最モ必要ニシテ農業經濟ヲ保ツ上ニ於テ亦最モ必要ナル力故ニ、之力改良發達ヲ図ルハ刻下ノ一大急務ナルハ多言ヲ要セス。然ルニ近年農業ノ利益年ヲ逐フテ減殺セラレ、ノ傾向アルハ其原因一ニシテ足ラサルヘシト雖トモ、主要作物中第二位ニ立ツ所ノ麦ノ代価他ノ物価ニ比シ不均衡ナルハ確ニ其一大原因ナルヘシ。故ニ今日之カ價格ヲ相当ニ保持セシムルノ必要アリ。其方法左ノ如シ。

一 麵麩粉ノ輸入品ニ對シ課税スル事ノ一 麦酒ノ原料タル「モルツ」ノ輸入ニ對シ課税スル事

雜穀豆類 雜穀豆類ハ米麦ニ次ク主要品ニシテ、是レ亦人間生存上、家畜ノ飼養上決シテ欠クヘカラサル重要産物ナリ。就中豆類ノ味噌、醬油、菓子類ノ原料ニ於ケル、菜種ノ製油ニ於ケル、粟・稗・黍・蕎麥ノ食料代用及家畜飼料ニ於ケル其最モ重ナルモノナリ。今菽類中ノ大小豆ニ就テ見ルモ、毎年三千五百九十五万円ノ産出アリ。仮リニ米麦ヲ除キタル単ニ他ノ(菜種、大豆、小豆、粟、稗、蕎麥等)穀菽類ノミ一ヶ年消費額ヲ外国ヨリ輸入スルトセハ、実ニ少クモ七千万円以上ヲ要スヘク、亦以テ如何ニ經濟獨立ノ上ニ至大ナル關係アル乎ヲ知ルニ足ラン。而シテ目下清国ヨリ輸入セル豆粕及ヒ清韓兩國ヨリ輸入セル豆類ノ如キハ、実ニ一千万円乃至一千四百万円ノ巨額ニ達セリ。須ク今ニ於テ内地ノ産出ヲ増進スルノ方法ヲ講シ以テ是等輸入ヲ要セサルノ域ニ至ラシメ、尚且ツ余リアレハ更ニ進ンテ輸出ノ途ヲ開カサル可カラス。其方法ハ国立試験場ニ於テ種苗・耕作・製造法等ノ研究試験ヲ遂ケ以テ広ク普及スルニアリ

○工芸作物

烟草 烟草ハ工芸作物中主要品ノ一ニシテ、先ツ自国ノ需要ヲ充タシ、併セテ輸出スルヲ以テ目的トス。

維新後社会ノ變遷ニ伴ヒ刻烟草ノ外、卷烟草ノ需要起リ、近年ニ至テ本邦産紙卷烟草ノ製造頗ル増加スルト同時ニ、外国烟草ノ輸入月ヲ逐フテ増加シ来レリ。茲ニ於テ政府ハ大ニ見ル所アリ、曩キニ米独兩國ヨリ専門技師ヲ傭聘シ、外国種ニ就テ耕作、乾燥及発酵法ヲ試験攻究セシニ、将来最モ有望ナル効果ヲ奏スルヲ得タリ。依テ本年秋季ヨリ練

習生ヲ募集シ、普ク是等試験攻究ノ結果ヲ当業者ニ伝授シ広ク其種子ヲ頒布セントスルノ機ニ達セリ。而シテ之カ普及ノ策ト全般ニ有効ノ成績ヲ挙クルハ今後多少ノ年月ヲ要スト雖トモ、右ノ効果ニ由リテ前途ヲ通觀スルニ、畜二六百万円内外ノ輸入ヲ防遏シ得ル而已ナラス東洋諸国ニ向テ盛大ナル輸出ヲ期ス可キナリ。

砂糖 砂糖ハ人生ノ必需品ニシテ、社会生活ノ進歩ニ伴ヒ著シク其消費額ヲ増加スルハ争フ可カラサル事實ナリ。依テ之レカ産出増殖ヲ図ルハ、国家經濟ノ急務ニシテ亦実ニ農政上ノ一大要務ニ属スルヲ以テ、維新後・々保護政策ヲ試ミシト雖トモ常ニ其目的ヲ果サ、リシハ深く遺憾トスル所ナリ。而シテ保護政策ノ効ヲ奏セサルハ未タ曾テ其方法宜シキヲ得ス、監督其当ヲ得サリシニ帰セスンハアラス。

最近糖業ノ実況如何ト顧ミレハ、消費税法実施ノ結果内外産ノ糖業ニ向テ一大打撃ヲ与へ、加フルニ原料戻税法ノ施行ヲ見ルニ至レリ。如此糖業ノ發達ヲ期スル上ニ於テ深ク哀マサルヲ得ス、現二三十三年ニハ二千六百六十九万円ノ巨額ヲ輸入スルニ至レリ。好シ同年ハ特種ノ理由アリタリトスルモ、将来大ニ内地生産ノ増殖ヲ謀ラサルニ於テハ更ニ其額ヲ増加スルハ必至ノ数ナルヘシ。蓋シ我国ハ糖業ノ前途多望ニシテ即チ甘蔗ノ産地トシテハ沖繩全島、鹿児島ノ大島等、最モ適當ナル天然ノ風土アリ、加フルニ新領土タル台湾ノアルナリ。苟モ国家經濟ノ何物タルヲ知ラハ、何人ト雖トモ是ヲ捨テ彼ニ求ムルノ非ヲ認ムルニ躊躇セサルヘシ。又甜菜ノ前途モ有望ニシテ北海道ニ於テ耕作シ一時盛ニ其繁殖ヲ図リシモ、惜哉中途ニシテ廢絶スルニ至レリ。人或ハ曰ク甜菜ハ我国ニ適セス、好シ之レヲ耕作スルモ収支償ハサルヘシト。是レ所謂皮想ノ觀ニシテ斯言ヲナスノ人ハ恐クハ北海道ニ於ケル製糖事業ノ不結果ナリシ一斑ヲ見テ速断セシニ過キサルヘシ。何トナレハ他ニ甜菜ノ得失ヲ断スヘキ標拠ナケレハナリ。彼ノ北海道製糖会社カ失敗シタル原因ハ一ニシテ足ラサルヘシト雖トモ、要スルニ事業ノ経営宜シキヲ得サリシニアルハ一般ノ定論ナリ。試ニ該地甜菜ノ糖量分析ノ結果ヲ示サンニ、彼ノ独逸産ハ十三「パーセント」ノ糖分ニシテ、北海道産ハ十二「パーセント」以上十三「パーセント」トノ間ニアリ。是ニ由テ之ヲ觀レハ独逸ノ原料ニ比シ殆ント遜色ナキヲ知ルニ足ルヘシ。苟モ為政家タル者ハ信ヲ分析ノ結果ニ措キ以テ原料ヲ利用セシムルコトヲ企画セサル可カラス。

要スルニ我国砂糖ノ原料ハ、我国民ノ需要ヲ充シテ余リアル生産力ヲ有スルヤ明カナリ。依テ将来適切ノ保護政策ヲ実行シ以テ第一ノ目的トシテ自国ノ用ヲ充タシ、因テ以テ大ニ輸出ノ増加ヲ図ラサルヘカラサルナリ。

藍 維新後洋藍即チ「インジゴ」ノ輸入年々増加シ、其価額三百九十万円ニ及フ。今ニシテ之レカ防禦ノ法ヲ講セサレハ漸次多額ニ達スルヤ知ルヘキナリ。而シテ本邦ノ藍作ハ輸入藍ノ為メ大ニ挫折ノ色ヲ現ハシタリト雖トモ、近頃在来ノ製法ヲ一進シ其成績頗ル見ルヘキモノアリ。故ニ其奨励保護ニシテ宜シキヲ得ルニ於テハ将来増加スヘキ需要ヲ供給シ、現今ヨリ輸入ヲ増額セシメサルハ決シテ難キニ非ス。之ヲ本邦ノ主産地タル徳島県人ニ質スニ県人曰ク製藍

業ハ維新前後ニ比シ利益ノ減殺セルコト至大ニシテ、近年新ニ製藍法ヲ発見セリト雖トモ到底昔日ノ利益ト同日ノ談ニ非ス。目下殆ント沈淪衰頹ノ外ナシト。其レ或ハ然ラン。然レトモ茲ニ深ク思慮セサル可カラサルモノアリ。抑モ昔日ノ藍商タル者ハ所謂專売特許的ニシテ當時非常ノ巨利ヲ占ムルモノヲ稱シテ阿波ノ藍玉屋ノ如シト唱ヘタル程ニテ、之ヲ例セハ原価百円ノ藍玉ヲ以テ千円若クハ千五百円ニ売却シ苟ニモ原価ヨリ二倍三倍ニシタルハ殆ント利益ナカリシト稱セシ習慣ナリ。昔夢今尚覺メサルニハ非サル可ケレトモ、此習慣ハ未タ全ク其腦裏ヲ脱却シ去ラサルコトヲ認メサル可カラス。蓋シ本邦産ノ製藍ハ農事試験場ニ於テ肥料ノ試験ヲ遂ケタル結果藍作經濟ニ一大刷新ヲ加ヘ、他ノ一方ニ於テ從來ノ栽培法ヲ改良シタル結果、殆ント間断ナク維持セラレ又需要セラレツ、アリ。而シテ製藍者及耕作者ハ不利益ノ結果倒産セルモノアルヲ聞カス。素ヨリ昔時專売的ノ巨利壟断ハ時勢ノ許サ、ル所ナルカ為メ、經濟上多少ノ變動アルヲ免レサルモノアリシト雖トモ、徳島県民力ノ状態ヲ一瞥セハ県人ノ所謂藍事業絶望ナリトノ言ハ實際ニ副ハサルコトヲ証シテ余リアリ。(現ニ福井県ノ如キハ藍ノ作付反別年々増加セリ)故ニ将来業者カ彼ノ「インジゴ」製産者ノ精勵勤勞ニ優ルトモ劣ラサル決心ヲ以テ斯業ノ發達進歩ヲ期セハ、資本勞力ニ對スル報酬即チ相当ノ利益ハ必ス收入シ得ヘキヲ疑ハス。

政府ハ須ク製藍業ヲ勸誘奨励シ以テ大ニ其繁殖ヲ図リ、先ツ国内ノ用ヲ充タシ而シテ後東洋諸国ニ向テ輸出ノ道ヲ講スヘシ。而シテ其第一着ノ政策ハ主トシテ輸入製藍ヲ課税スルニアリ。

麻 麻ハ地方ニ依リ特有産物トシテ重ナル收穫ノ一ニ數ヘラレ其需要モ日ニ加リ、之ヲ輸入統計ニ徵スルニ三十一年ハ百十六万余円ナリシニ三拾二年ハ百九十三万余円ニ上リ、三十三年ハ二百四拾二万円ニ増加セリ。而シテ本邦生産ノ実況如何ト顧レハ二十七年ノ作付反別ハ約二万町歩、其金額三百二十二万余円、更ニ五ヶ年後三拾一年ニ於ケル作付反別ハ二万五千町歩、其金額三百七十七万余円ニ及ヒ、其進歩著シク、前途極メテ有望ナリシナリ。然ルニ三十二年ニ至テ俄然前五ヶ年間ニ於ケル進歩ノ兆候一變シ作付反別ニ於テ二割八歩ヲ減シ即チ一万八千町トナリ、金額モ亦約二割二分ヲ減シ即チ二百九十二万余円トナレリ。其激變ノ主ナル原因如何ヲ察スルニ、機業其他ノ原料ヲ内地産ニ仰カスシテ專ラ輸入ニ仰クニ至リシ結果ナリト認メサル可カラス。何トナレハ輸入ハ頓ニ増加セルハ織糸・繩索等ノ半製品ノ増加ナキニ非スト雖トモ、三十一年ニ於テ五十九万円ナリシ麻類ノ輸入額カ三十三年ニ至テ百七十七万円ノ巨額ニ達シタルヲ見ルモ其主因ハ原料タル未製品ニ在ルコトヲ知ルヲ得ヘシ。而シテ我国ノ将来ヲ觀察スルニ機業益々發達スルハ自然ノ趨勢ニシテ之カ發達ト共ニ麻ノ原料トシテ益々需要ヲ加フルハ火ヲ睹ルヨリモ明カナリ。亦麻ハ我国一般農民カ農閑ニ於ケル副業ナルカ故ニ、農業經濟上努メテ之ヲ發達セシムルノ必要アリ。若シ夫レ品質・製法ニ至テハ機業ニ適應スヘキ改良ヲ加ルハ勿論併セテ生産費ヲ減スルノ方法ヲ講スルト同時ニ今後益々進テ試験攻究ヲ遂ケ

大ニ増殖ノ道ヲ講セサル可カラス。

棉 棉ハ古来本邦工芸作物中主位ヲ占メシモノナルモ、今ヲ距ル殆ト二十年以来機械紡績ノ發達ニ伴ヒ、漸ク年ヲ逐フテ需要ヲ減シ、爾来殆ト輸入棉花ヲ以テ原料ニ充ツルニ至リ、随テ内地ノ棉作ハ不振ノ極ニ陥レリ。然レトモ内地産ハ亦特種ノ得用アルヲ以テ、全然之ヲ廢滅ニ歸セシムルハ策ノ得タルモノニ非ス。近年作付反別力或ル程度迄減退セシ以来依然維持セラレツ、アル所以ノモノハ一ハ畑作トシテ地方ニ依リ俄ニ之ニ代ユヘキ適當ノ作物ヲ未タ見出サ、ルニアリ。一ハ旧来ノ慣用上殊ニ内地産ヲ要スルニアリ。故ニ輸入ヲ防遏スルカ如キハ殆ト望ミ難シト雖トモ、現在棉作ノ經濟ヲシテ一層ノ裕利ヲ謀ルハ敢テ期シ難キニ非ス。依テ今後尚耕作法・種類等ニ就テ十分ノ試験ヲ要スヘキナリ。

藎、麦稈、杞楊 此三種ハ農業工芸中最モ簡易ニシテ農家ノ副業ニ適當セルモノナリ。其時季ハ或ハ夏季ニ於テ、或ハ冬季長夜ノ時ヲ利スルヲ得ルヲ以テ、斯ノ如キ副業ハ努メテ之ヲ奨励セサルヘカラス。而シテ其目的ハ主トシテ輸出ニ在リ。之ヲ奨励ノ要ハ常ニ海外ノ流行嗜好ヲ調査シ、克ク機宜ニ適セシムルノ方法ヲ執ルニアリ。又一時商況ノ波瀾ニ依テ頓挫シ若クハ粗製ニ流ル、ノ弊ニ陥ラシメサルコトヲ毎ニ努メサル可カラス。故ニ周到ナル注意ヲ以テ内ハ奨励指導ノ方針ヲ執リ、外ハ販路ヲ拡張ノ紹介者トナリ、又信用ヲ保持セシムルカ為メニ相當ノ取締ヲ為スノ必要アリ。

製紙原料 旧来本邦ニ於テハ耕地ニ之ヲ作ルハ殆ト稀ニシテ、圃場畦畔又ハ原野傾斜地ニ培養セルヲ以テ、一言之ヲ蔽ヘハ不毛ノ地ニ於テ遺利ヲ収ムルモノニシテ、洵ニ農業經濟上必要ノ作物ナリトス。而シテ文運ノ進歩ト共ニ日ニ月ニ其需要ヲ増シ、殊ニ本邦ノ製紙ハ欧米ニ對シテ誇ルヘキ特色ヲ有スルカ故ニ、將來大ニ其蕃殖ヲ謀リ之ヲシテ一ノ至大ナル物産タラシメサル可カラス。幸ニモ本邦ハ到ル所ニ傾斜地多ク且ツ不毛ニ屬スル処少カラサレハ宜ク將來不毛ノ地ヲ利用シ、併セテ農家經濟ヲ助ケ退テハ自國ノ需要ニ充テ進テハ加工シテ以テ大ニ其輸出ヲ図ラサル可カラス。其他澱粉、ヘチマ、乾薑、蕃椒等各必需品ニシテ或ハ内地ノ用ニ充テ、或ハ輸出ヲ目的ト為シ、決シテ輕視スヘカラサルモノアリ。而シテ孰レモ相當ノ保護政策ヲ要スルモノナリ。

○蚕糸業

蚕業ハ我國農業ノ一大要素ニシテ、國家經濟ト重大ナル關係ヲ有シ輸出品中ノ第一位ヲ占ムルモノナリ。蓋シ帝國經濟ノ現在及將來ニ於テ宇内列國ト共ニ競争場裡ニ馳驅シテ其優勢ノ位置ヲ占ムルモノハ蚕糸ニシテ、列國國民生活ノ程度益々發達スルニ伴ヒテ生糸ノ需用愈々加ルハ何人モ疑ヲ容レサル所ナルヘシ。且ツ蚕糸ハ農産ナルカ故ニ靈妙ナル工

業家モ之ヲ製造スル能ハス。其生産地ニ限りアリ。而シテ我国ハ世界生産地ノ第二二位シ、清国ヲ除クノ外欧米列国皆其供給ヲ我レニ仰カサルナシ。故ニ列国ノ経済的競争上最モ重キヲ蚕糸ニ措カサル可カラス。輸出入ノ平衡ヲ保ツモ蚕糸ニアリ、将タ之ヲ失フモ蚕糸ニアリ。進テ輸出ヲ超過シ以テ国力ノ充実ヲ期スルモ亦蚕糸ニアリ。蚕糸ノ国家経済ニ及ホス關係至大ナリト謂フヘシ。今日蚕糸ノ増進ヲ期スルノ余地ニ至テハ、米穀ヲシテ現在ヨリ増進セシムルト均シク、或ル程度迄ハ甚タ容易ニシテ且ツ速カナリト雖トモ、現在ノ蚕糸ハ大ニ之カ改善ヲ図ラサル可カラス。蓋シ産額ノ増進スルニ随テ其弊害モ亦随テ少ナシト為サス。故ニ之レカ改善増進ヲ図ルニ当テハ一方ニ銳意ナル矯正政策ヲ施スト同時ニ、他ノ一方ニ於テハ十分ノ速度ヲ以テ増殖ノ方法ヲ講セサル可カラス。要スルニ蚕糸ノ目的ハ主トシテ輸出ニアルカ故ニ、海外需要国ノ嗜好ニ副フコトヲ努メサル可カラサルハ勿論、毎ニ海外ニ於ケル市場ノ状況ヲ探知シ、将来進テ機先ヲ制スルノ位地ニ立タサル可カラス。又飼育、製造ノ実況器具・機械ノ發明、改進等ヲ精査研究シ以テ技術上改良ノ資ニ供スルコトヲ怠ル可カラス。即チ前者ハ商工事務官ノ職ニ属シ、後者ハ駐在技術官ノ任務ニシテ、両ナカラ欠ク可カラサル機関ナリトス。而シテ今日ノ策ハ実ニ其機関ノ完整ヲ図ルニ在リ。即チ左ノ如シ。

一 商工事務官ヲ置クノ必要ノ一 海外ニ蚕糸技術官ヲ置クノ必要

抑モ近年蚕糸ノ産額漸ク増加シ、内地到ル処ニ斯業ヲ営ミ若クハ斯業改良ノ氣運ニ向ヒツ、アリ。是レ畢竟スルニ蚕業講習所等ニ於ケル試験ノ結果ニ外ナラサルカ故ニ、益々之カ完成ヲ期セサル可カラス。然レトモ其品質ニ至テハ、顧客ノ厭声常ニ絶ヘス、恰モ戦ニ臨ンテ訓練ナキ甲兵カ日ニ加ハルカ如キ觀アルハ豈遺憾ナラスヤ。而シテ之レカ矯正改善ノ方法ハ一ニシテ足ラスト雖トモ、就中其最モ緊急施設スヘキ要項ヲ挙クレハ左ノ如シ

一 蚕種ヲ一定スル事ノ一 蠶蛆駆除ヲ励行スル事ノ一 病害消毒ヲ行フ事ノ一 蚕室蚕具試験ノ事ノ一 桑樹試験ノ事ノ一 生繭乾燥試験ノ事ノ一 産業講習ニ関スル事ノ一 生糸講習ニ関スル事ノ一 生糸試験ノ事

蚕種ヲ一定セント欲セハ専売ヲ為スニ若カス。之ニ勝ルヘキ良法蓋シ之レナシト信ス。而シテ専売ヲ實施セント欲セハ、須ク慎重ナル調査ト精密ナル試験ヲ遂ケサル可カラス。故ニ速ニ調査及ヒ試験ニ着手スヘシ。(蚕種ノ一定ヲ要スル理由ニ至リテハ世間既ニ定論アリ、依テ茲ニ略ス)

蠶蛆駆除ハ当業者常ニ苦慮止マサル所ニシテ、年々之レカ為メニ損失スルトコロ甚タ巨大ナリ。實ニ蚕繭ノ一割以上ヲ損失シ、此金額少クモ壹千万円ヲ下ラス。是レ緊要改良事項ノ一二数フル所以ナリ。而シテ駆除ノ方法ハ蚕種検査法ヲ改正シ嚴重ナル取締ヲ為スニ在リ。

病害消毒ノ必要ハ恰モ人間ニ於ケル悪疫流行ノ際蔓延ヲ予防スルノ必要アルト、一般、蚕児ノ成育ヲ図ル上ニ於テ欠クヘカラサル条件ナリ。然ルニ從來斯業ニ於ケルノ状況ヲ見ルニ甚タ粗略ニシテ且ツ普ク行ハレス。為メニ春蚕ノ病害

夏蚕並ニ秋蚕ニ及ホシ、遂二年ヲ超エルモ尚其毒ヲ存シ、年々歳々之レカ猖獗ヲ逞クシ、苟モ之レカ消毒予防ヲ怠ルトキハ、仮令良種良蚕ヲ得ルモ一朝ニシテ斃レサルヲ得ス。斯業上極メテ重大ナル事項ニ属ス。是レ緊要改良事項ノ一二置ク所以ナリ。其方法ハ蠶蛆駆除ト齊シク蚕種検査法ヲ改正シ、併セテ以テ取締ヲ励行スルニアリ

付言 蚕種検査法ノ改正後其監督方法ニ至テハ別ニ成案アリ、茲ニ除ク
蚕室・蚕具、桑樹及生繭乾燥ノ試験ハ、何レモ蚕業上必要緊急ノ事ナルニ拘ラス、未タ完全ナル試験ヲ行フニ至ラサルハ一大恨事ナリトス。過去ノ事情ハ暫ク之ヲ擱キ、将来ニ於テ三項共ニ東西兩講習所ノ事業中ニ加ヘ完全ナル試験ヲ遂ケシメ、其結果ヲ得ルニ随テ普及ノ方法ヲ設ケサル可カラス。(但シ理由ヲ述フルノ必要ナキヲ以テ茲ニ贅セス)
蚕業ノ講習ハ既設二箇所ノ蚕業講習所ニ於ケル現今ノ組織ヲ以テ今後兩三年間ハ足レリトスルモ数年ノ後ニ至レハ組織ヲ更メ講習期間ヲ延長シ、一層進歩セル授業ヲ為スヲ要ス。又地方ニ於ケル蚕業学校所管ヲ改メ、絶対的ニ統一総監スルノ必要アルカ故ニ文部省ノ所管ヲ廢シ農商務省ノ所管ト為スヲ要ス。

生糸ノ講習ハ春蚕ト相待テ改善進歩ヲ期セシメサル可カラサル要件ニシテ、多年ノ力必要ヲ認メタリシニ漸ク本年ニ至リテ其緒ニ就キ、今ヤ東京ニ於テ頻リニ設計中ニアリ。尚ホ之力完成ヲ待テ更ニ京都蚕業講習所内ニ同一機關ヲ増設スルヲ要ス。蓋シ兩蚕業講習所ニ於ケル区域ト均シク各所管ヲ定メ斯業ニ関スル修養ト訓練トヲ遂ケ以テ生糸ノ改進ヲ期スヘキナリ。

生糸ニ関スル試験ノ要ハ、在来ノ欠点即チ品質、織度ノ不整、類節、護謨質ノ多寡ノ点ハ勿論其他斯業百般ノ試験ヲ施行シ、精査詳究勗メテ其利害得失ノ存スル所ヲ明ニシ当業者ニ向テ之カ模範ヲ示シ其拠ル所ヲ知ラシメ、以テ海外顧客ヲシテ其厭声ヲ絶タシメサル可カラス

○茶業

茶ハ農産中蚕糸ニ次クノ重要輸出品ニシテ、緑茶ハ海外ニ有望ナル販路ヲ占ム。紅茶磚茶ニ至テハ緑茶ニ比シ販路確實ナラス、亦輸出額モ少量ナリト雖トモ、将来販路ノ拡張ヲ勗ムルニ於テハ殆ト無限ト謂フヘシ。何トナレハ露国人ノ消費セル茶量ハ世界無比ニシテ、而シテ其露国ハ自ラ産セサルニ非スト雖トモ需要ノ大部分ヲ他国ニ仰ケリ、清国ハ実ニ之レカ供給地ナリ、依テ一朝此好顧客ノ嗜好ニ添ヒ以テ供給者ノ地位ニ立タハ現在ノ産額ヲ数倍スルモ決シテ販路ニ苦シマサルヲ信ス。世人往々云ヘルアリ、茶業ハ到底發達スヘキ見込ナシ、何トナレハ年々各地ニ於ケル茶園ノ減少セル事実ハ農業經濟ニ適セサルコトヲ証シテ余リアリト。事業ノ經營ニ冷淡ナル何ソ一ニ茲ニ至ル須ク印度及錫蘭ニ於ケル茶業ノ事歴ニ鑑ルヘキナリ。彼レハ近年無配当若クハ損失セルニモ不拘尚且ツ熱心ニ經營持續ヲ努メツ、

アリ、而シテ我国ノ実況ハ之ニ反シ平均シテ普通農作ト比スヘキ利益ハ常ニ収メツ、アリ、加之彼レハ製造法ニ於テ最モ経済ニ適フ所ノ機械ヲ応用セリ。仮ニ我国カ之ト均シキ機械ヲ用ヒテ以テ現在ノ製造費ヲ一層節約スルヲ得ハ、必シモ今日ヨリ収利ヲ増スハ觀易キ数理ニシテ、随テ貿易上ノ價格ニ於テ尚ホ優ニ競フヘキ余地ヲ生スルヤ明ナリ。緑茶ノ販路ハ近年著シク拡張ノ実ヲ挙クルヲ得スト雖トモ、数年間清国ノ販売区域ヲ蚕食シ毫モ輸出額ヲ減セサル而已ナラス、將ニ拓ムヘキ余地アルハ米國ニ於ケル三出張員ノ確報スル所ニシテ該報告ハ決シテ事實ヲ謬ラサルヲ信ス。彼ノ日本製茶ノトラスト組織說ノ米國ニ起リシ所以ノモノハ種々ノ理由アリト雖トモ亦以テ確實ナル需要之レニ伴フ販路アルコトヲ証スルニ余リアリ。

紅・磚茶ノ製造ハ概シテ甚タ未熟ニシテ兩ナカラ清國製ニモ劣リ、況ンヤ紅茶ニ於テハ印度錫蘭等ニ遠ク及ハス。然ルニモ拘ラス本邦磚茶ノ主ナル生産地タル熊本県ニ於テハ明治三十年ハ式千四百貫目ナリシカ、漸次産額ヲ増加シ三十二年ニハ三万千百十三貫目ヲ製出スルニ至レリ。依テ今後製造法ヲ改良シ生産費ヲ節約スルトキハ優ニ價格ノ点ニ於テ他國ト競フノ見込アルト同時ニ販路モ前述ノ如ク十二分ノ望アリ。

要之製茶ノ目的ハ主トシテ輸出ニアリ、将来大ニ産額ヲ増殖シ製造法ヲ改良シ販路ヲ拡張シ以テ現今ノ輸出額ヨリ數倍ノ増進ヲ図ルヲ要ス。其方法ハ幾多之レアルヘシト雖トモ、製茶試験所ノ事業ヲ拡張シ、左ノ事項ヲ試験研究シ以テ当業者ヲ指導啓發スルヨリ急務ナルハナシ。

- 一 栽培法ヲ改良シ收穫ヲ増進スル事
- 一 機械製ニ改良シ製造費ヲ節減スル事

○畜産

畜産ハ農政上一般耕作農業ト併立スヘキ事業ニシテ、其主ナルモノヲ挙クレハ、第一乳肉需用、第二軍備上ノ必要、第三耕耘及運送業ノ發達、第四工業ノ原料等必須ノ要具ニシテ、一日モ欠ク可カラサル一大要務ナリ。須ク将来必要ノ機關ヲ備ヘ以テ大ニ振興ノ方策ヲ講セサル可カラス。而シテ之レカ機關トシテ其根本ニ於テ第一着ニ畜産局ヲ新設シ以テ専ラ斯業ニ関スル政務ヲ行ハサル可カラス。又部分機關ニ至テハ漸次従来ノ設計ヲ完成スルヲ要ス。

牛 牛ハ維新後政府ニ於テ改善ノ端ヲ開キシコトアリト雖トモ、暫時ニシテ其政策ヲ一變シ放任ニ付シ去リシカ為メニ惜ムヘシ稍々改善進歩ニ向ヒタル趨勢ヲシテ中折セシメタリ。然ルニ需要ハ日ヲ逐テ加ハリ改善ノ必要ハ朝夕ニ迫レリ。若シ依然之ヲ放任セン乎乳肉耕運共ニ窮耗ヲ告ケントスルノ危機ニ瀕スルヤ必セリ。故ニ政府ハ大ニ見ル所アリテ、去ル三十三年以來種牛場ヲ開設シ以テ之カ蕃殖改良ノ途ヲ図リ、努メテ社会進歩ノ必要ニ応セシムルハ勿論、更

ニ一步ヲ進メテ社会發達ノ資ニ供センコトヲ期セリ。

今改善ノ方針ヲ定ムルニ当リテハ先ツ本邦牛ノ長短ヲ知ルヲ要ス。請フ左ニ之ヲ述ヘン。壯健ニシテ克ク粗食ニ堪ヘ且ツ比較的無病ニ且ツ美味ナル点ハ其長所ニシテ、体格ノ矮小、乳泌力ノ少量、肉量及力量ノ過少ナル点ハ其短所ナリトス。依テ之ヲ改善ノ方針ハ長所ヲ助長スルト同時ニ短所ヲ補足スルニ在リ。故ニ外国種中力量、肉量及乳泌量ノ多大ナル且ツ粗食異候ニ堪ヘ疾病少ナキ種類ヲ撰択シ、或ハ純粹種ヲ蕃殖シ、或ハ雜種ヲ増殖シテ以テ牛ノ改善普及ヲ期セントス。即チ刻下種牛牧場ニ於テ執ル所ノ方針是レナリ。亦一般ニ對シテハ種牝牛検査法ヲ布キ、嚴重ナル取締ヲ為シ以テ劣等粗悪ナル品種ノ出產ヲ防クヲ要ス。

蕃殖ノ方法ハ利益ヲ増進セシムルヨリ急ナルハナシ。利益増進セハ競テ事ニ從フハ人情ノ常ナリ。而シテ生牛ノ價格高低ハ統計ノ不備ナルカ為メ詳ニ知リ難シト雖トモ、概シテ上昂シツ、アルコト疑フ可ラス。最近ノ統計ニ之ヲ徵スルニ肉百斤ノ平均價格三十一年ニ於テ八十円四十錢ナリシカ三十三年ニ於テ八十八円七十錢余ニ昂騰セリ。近年一般ニ著シク牧牛思想ノ興起セル故アリト謂フヘシ。只此時ニ際シテ最モ急施スヘキハ獸疫ノ撲滅予防ヲ努メ、飼養上唯一ノ必要タル牧草地ノ供給ヲ図ルノ二点ニアリトス。

馬 馬ハ軍備ノ必要上、耕耘、運搬業ノ發達上殊ニ改良蕃殖ノ緊急ヲ要スルハ世論ノ認ムル所ニシテ、曩ニ政府ハ特ニ馬匹調査會ヲ設ケ方針ヲ一定シ之カ機関タル種馬牧場・種馬所ノ設備ヲ予期セリ。今マ其過半ヲ実行シ、將ニ數年ヲ期シテ完結セントスルノ時機ニアリ。而シテ當時決定セル方針ニ至テハ多少間然スル所ナキニ非ス。故ニ既往數年間ノ実績ニ徴シ、又歐米各國ノ産馬歴史ニ鑑ミ自今更ニ方針ヲ一定シテ之ヲ三期ニ分チ、序ヲ逐テ成績ヲ挙クルヲ要ス。

第一期 馬体ヲ強大ニシ以テ産馬改良ノ基礎ヲ設クヘシ

第二期 基礎成ルニ随テ漸次専用ノ種類ヲ造ルヘシ

第三期 要途ニ応シテ貴相美貌ヲ賦与スヘシ

方法

…「以下「方法」および豚・羊略」…

○家禽

養鶏ハ、農家ニ最モ適當ナル副業ニシテ、卵肉ノ供給ハ、国民ノ發達ニ資スヘキ必需品ナリ。然ルニ年ヲ逐テ輸入膨張シ来リシカ故ニ先ツ自國ノ需要ヲ充タスヲ以テ目的トセサル可カラス。最近ノ統計ニ徴スルニ、清國産卵ノ輸入年一年ト増加シ、即チ三十一年ハ四十九万二千円、三十二年ハ八十二万六千円、三十三年ハ百二十四万三千円、三十四

年ニ至テ八百三十万円ノ巨額ニ及ヘリ。為メニ内地ニ於テ一時盛況ニ嚮ヒツ、アリシ斯業ヲシテ遂ニ萎靡衰滅セシメントスルニ至レリ。而シテ其原因ノ由テ来ル所ヲ問ヘハ産卵後多クノ日数ヲ経ルヲ以テ大ニ滋養分ヲ減セル極メテ僞悪ナル清国産ヲ以テ市場ニ競争セル結果、価格ノ上ニ於テ内地産ハ販路ヲ蚕食セラレタルト、随テ利益ヲ逡減セラレシトニアリ。茲ニ於テ政府ハ応急救済策トシテ輸入税増率ノ政策ニ出テシモ狡慧ナル商人等辞ヲ藉テ大ニ反抗ヲ努メタルヲ以テ僅カニ所期ノ幾部分ヲ増率スルニ止マレリ。是レ既往ノ概歴ナリト雖トモ将来之ニ對スル方針ハ極メテ積極的ニ普及且ツ速成ノ手段ヲ執リ以テ速ニ輸入途絶ヲ期スルト同時ニ、日々増加スル需要ヲ充タサシメサル可カラス。世人往々是レ区々タル一小問題ニ過キストシテ之ヲ看過セントスルモノアルハ、過レリ。若シ之ヲ小事ナリトシテ輕視シ去ラン乎恐クハ百般ノ副業何者カ小事ナラザラン。彼ノ米国力無花果ノ微ト雖トモ數十萬ノ資ヲ抛テ各マサルハ蓋シ今日ノ富ヲ致セル所以ナリ。為政者タルモノハ徒ニ外資輸入ヲ絶叫セル輕儂者流ノ巧言ニ惑ハス、須ク独逸関税ノ歴史、米國貿易ノ実績ニ鑑ミテ經國ノ大計ヲ講セサル可ラス。而シテ今日養鶏業ノ發達ヲ期センカ為メ自今左ノ政策ヲ実行スルヲ要ス。

一 卵肉兩ナカラ速ニ試験ヲ遂ケ適當ナル種鶏ヲ普ク当業者ニ頒ツコト。

一 時機ヲ見テ輸入ヲ途絶スルニ至ル迄関税ヲ増率スルコト

養鶏ノ經濟ヲ助成スルハ、肉量ヲ増加スルト産卵ノ最モ多キ種鶏ヲ得ルトヨリ先ナルハナシ。是レ種類ノ改良ヲ図ル所以ニシテ亦関税増率ハ彼ノ米国力鶏卵輸入ヲ防遏セル事蹟ニ則リ以テ斯業ノ發達ヲ期スルニアリ。

○園芸

園芸 園芸ハ普通作物、工芸作物ト併称スヘキ主要農業ニシテ亦國人生活上一日モ欠ク可ラサル必需品ナリ。而シテ之カ需要ノ増進及品質ノ改善ヲ促スノ現象ハ恰モ彼社会ノ進歩ニ伴随シテ僞製品ノ販路稍ク減シ精製品ノ需要著シク増加セル、砂糖ト其揆ヲ一ニセリ。然レトモ之ヲ欧米各国ノ実況ニ比スルニ品質産額何レノ点ニ於テモ畜ニ遠ク及ハサル而已ナラス尚ホ清国ニタモ数十歩ヲ輪セサル可ラサルノ現状ナリトス。今試ニ比較的農業ニ重キヲ措カサル英露兩國ニ於ケル園芸品輸入ノ統計ヲ一覽スルニ、英國ハ(千八百六十二年ヨリ同六十五年ニ至ル迄)平均二十萬余円ナリシニ(千八百七十一年ヨリ同七十五年ニ至ル)十ヶ年後ハ平均二千四萬余円ニ及ヒ(千八百八十二年ヨリ同八十五年ニ至ル)又其十ヶ年後ハ六千三百萬円ニ至リ、(千八百九十一年ヨリ同九十五年ニ至ル)又其十ヶ年後ノ平均ハ八千六百萬余円ニ増加シ、千八百九十八年ニ於テハ一億千三百萬円ノ巨額ヲ輸入シ、露國モ亦千八百九十九年ニ於テ殆ト一億萬円ノ輸入ヲナセリ。翻テ我國ノ統計ヲ閱スルニ、園芸品ノ輸入ハ二十五五年ニ於テ七萬二千八百五十七円ナリシカ、漸次増加シテ三十二年ニ至リ百十萬円ノ多キニ上レリ。今ニ於テ國家經濟ノ前途ニ鑑ミ之カ改善發達ヲ図リ須ク輸入

ヲ防遏シ以テ輸出ヲ奨励スルノ計ヲ講セサル可ラス。且ツ夫レ商工業ノ發達ニ伴ヒ農業ハ自ラ之カ影響ヲ受クルコト大ナルヲ以テ、園芸ノ如キ集約ニシテ収益多キモノハ将来益々其必要ヲ感スルハ自然ノ数ナリ。而シテ本邦ハ地形上園芸ニ適スヘキ傾斜地甚タ多ク加フルニ傾斜地ノ全部ハ殆ト不毛荒蕪ニ付セラレツ、アルカ故ニ、宜シク利シテ一大富源ヲ闢クヘキナリ。

蔬菜 蔬菜ハ近年稍ク改善ノ端緒ヲ見ルニ至リシハ洵ニ喜フヘシト雖トモ猶未タ幼稚ノ域ヲ脱スルコト能ハスシテ到底外国品ニ比スヘクモアラス。而シテ其優良品ノ需要ハ年ヲ逐フテ益々増加シツ、アルカ故ニ今後益々在来種ノ改善ヲ図ルト同時ニ、西洋蔬菜ノ各種ニ就キ、風土ノ適否ヲ試験シ、広ク其種苗ヲ民間ニ頒チ、併セテ栽培法ノ普及ヲ努メ、一ハ内地ノ需要ニ応シ、一ハ大ニ輸出ヲ謀ルヘシ。若シ夫レ販路ノ如キハ東洋航海ノ船舶ヲ始メトシ進テ米露諸國ニ向テ一大貿易品タラシムルヲ期セサル可ラス。

果実 果実ハ古來豊富ナラサルニアラス、然レトモ概シテ他國産ニ比スレハ品質香味トモニ劣レリ。是レ畢竟スルニ從來ヨリ未タ曾テ之レカ改善ニ着手セサリシ結果ナラسنハアラス。輒近民間ニ於テ多少其必要ヲ感スルモノ、如シト雖トモ是亦其一小部分タルニ過キス。将来乾果糖果罐詰用、醸造用一般ノ生食用ニ供スヘキ各種及輸出生菓トシテ長期ノ貯蔵ニ適スヘキ品質等ノ試験ヲ遂ケ、其他施肥、刈込等栽培法ヲ究メ、以テ普ク種苗ヲ頒布シ、併セテ栽培法ヲ普及セシメサル可ラス。

要スルニ蔬菜果実トモニ種類及ヒ栽培ニ関スル試験攻究ヲ以テ改善發達手段ノ最急務ナリトス。政府ハ既ニ其必要ヲ認メ本年試験ノ端ヲ開キタルヲ以テ斯業ノ開發進歩期シテ俟ツヘキナリ。

付記 前稿『(上)』および本稿は、平成一―一三年度三菱財団の人文科学研究助成「明治後半期の農政に関する基礎的研究」(代表勝部眞人)の研究補助を受けて行われた共同研究の成果である。かく地味な研究に対して補助を与えていただいた同財団に、お礼申し上げます。

なお、本稿が『(上)』から二年間空いてしまったのは、ひとえに勝部の個人的事情によるものである。伴野氏にはご迷惑をかけてしまったこと、お詫び申し上げます。

The basic study on the Japanese Agricultural
Administration in the second half
of Meiji Era (1890s - 1910s)

2nd paper

Makoto Katsube, Yasuhiro Banno

We indicated in the 1st paper that the Ministry of Agriculture, Commerce and Industry, '*Noushoumushou*' (農商務省), intended to organize all of small farmers into '*Noukai*' (農会) and '*Sangyou Kumiai*' (産業組合), in order to expand all of national farm products.

So, in this paper, we studied next how local administration of agriculture was developed under the influence of Central Government's administrations, as the case of Aichi-Prefecture (愛知県) and Akita-Prefecture (秋田県).

Generally speaking, it was considerably carried out the keynote administration of organizing small farmers, in the both prefecture. So, we have to say that the scopes of choice were limited, in the local administration of agriculture, in the second half of Meiji Era.

Still, in the concrete substances, we can find each administration was affected by local condition, such as Aichi-Pref. putting stress on encouragement of poultry farming etc. toward the large city *Nagoya*, and Akita-Pref. on improvement of rice quality in order to get rid farm products of spoiled rice '*Akita Humai*' (秋田腐米).

執筆者紹介

勝部 眞 人 (文学研究科 歴史文化学講座 助教授)

伴野 泰 弘 (名古屋文理大学情報文化学部 助教授)

編集委員 (広報・図書委員会)

岡橋秀典 (委員長)、越智 貢、山口修二、植村泰夫、橋本敬司、高永 茂、河原俊雄、奥村晃史

広島大学大学院文学研究科論集 第63巻 特輯号 1

平成 15 年 12 月 20 日 印刷
平成 15 年 12 月 25 日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山 1 丁目 2 - 3

印刷者 (株)ニシキプリント
〒733-0833
広島市西区商工センター7丁目5-33

執筆者紹介

勝部 眞 人 (文学研究科 歴史文化学講座 助教授)

伴野 泰 弘 (名古屋文理大学情報文化学部 助教授)

編集委員 (広報・図書委員会)

岡橋秀典 (委員長)、越智 貢、山口修二、植村泰夫、橋本敬司、高永 茂、河原俊雄、奥村晃史

広島大学大学院文学研究科論集 第63巻 特輯号 1

平成 15 年 12 月 20 日 印刷
平成 15 年 12 月 25 日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山 1 丁目 2 - 3

印刷者 (株)ニシキプリント
〒733-0833
広島市西区商工センター7丁目5-33

執筆者紹介

勝部 眞人 (文学研究科 歴史文化学講座 助教授)

伴野 泰弘 (名古屋文理大学情報文化学部 助教授)

編集委員 (広報・図書委員会)

岡橋秀典 (委員長)、越智 貢、山口修二、植村泰夫、橋本敬司、高永 茂、河原俊雄、奥村晃史

広島大学大学院文学研究科論集 第63巻 特輯号 1

平成 15 年 12 月 20 日 印刷
平成 15 年 12 月 25 日 発行 (非売品)

編集者兼発行者 広島大学大学院文学研究科
〒739-8522
東広島市鏡山 1 丁目 2 - 3

印刷者 (株)ニシキプリント
〒733-0833
広島市西区商工センター7丁目5-33